

令和5年度

# 障害福祉のしおり

富山市

## このしおりをご覧になるまえに

1. このしおりの内容は、おおむね令和5年4月1日現在の状況で作成されていますが、制度によって変更となる場合がありますのでご注意ください。
2. 各制度を利用されるときにいろいろな条件がありますので、くわしい内容や申請の方法などについては、必ずそれぞれの窓口へお問い合わせください。
3. このしおりの見方は、まず目次をご覧になって必要な項目をさがすか、本文中の15～18ページの福祉一覧をご覧になり、該当ページをお開きください。また目次の後には、索引として福祉でよく使われることばや項目が掲載されていますので、参考にしてください。

# 目

# 次

1. 相談窓口	1	療養介護給付	27
相談支援事業	5	精神障害者医療	27
富山市障害者自立支援協議会	6	歯科診療	27
身体障害者相談員名簿	7	早期発見・早期治療	28
知的障害者相談員名簿	8		
障害者関係各種団体一覧表	9	5. 手当・年金	
富山県重症心身障害児(者)を守る会	10	障害児福祉手当	29
発達障がいに関するご相談	10	特別障害者手当	30
障害者差別の解消について	11	経過的福祉手当	32
		特別児童扶養手当	33
2. 手帳の交付		児童扶養手当	35
身体障害者手帳の交付	12	心身障害者・児福祉金	36
療育手帳の交付	12	介護手当	37
精神障害者保健福祉手帳の交付	13	外国人障害者福祉手当	38
福祉の制度	14	障害基礎年金(国民年金)	39
福祉一覧	15	障害厚生年金	40
		特別障害給付金	41
3. 障害者総合支援法	19	心身障害者扶養共済制度	41
4. 医療		6. 税の軽減・減免	
自立支援医療(更生医療)	22	所得税・住民税	43
自立支援医療(育成医療)	22	個人事業税の課税対象外と減免	43
自立支援医療(精神通院医療)	22	贈与税の非課税	44
重度心身障害者医療	23	相続税の軽減	44
老人医療	23	関税の免除	44
ひとり親家庭等医療	24	自動車税・軽自動車税	45
養育医療	24		
こども医療	24	7. 公共料金等の軽減	
特定医療(指定難病)	25	旅客鉄道運賃の割引	47
先天性血液凝固因子障害者医療	26	ジパング倶楽部	48
小児慢性特定疾病	26	タクシー運賃の割引	48
療育医療	26	有料道路通行料金の割引	48
インフルエンザ予防接種	27	航空旅客運賃の割引	48
肺炎球菌感染症予防接種	27	NHK放送受信料の免除	49

公的施設等の利用料の割引	49
郵便	49
目の不自由な方に対する振替サービスの 窓口利用料金の割引	49
電話番号の無料案内の申込	50
携帯電話基本使用料等の割引	50
市営駐車場利用料金の減免	50

## 8. 日常生活

補装具費の支給	51
訓練事業	52
人工内耳用電池等購入費用の助成	52
日常生活用具の給付	52
緊急通報装置・福祉電話の貸与	55
車いすの貸出し	55
軽度・中等度難聴児補聴器 購入費用の補助	55
おむつの支給	56
デジジー、カセットテープ等の貸出し	56
郵送による図書の貸出し	56
寝具乾燥	56

## 9. 仕事

障害者のための就職援護	57
就職したいと思ったあなた	57

## 10. 住宅

住宅改善費の助成（改善修理）	58
生活福祉資金（増改築）	58
富山県住みよい家づくり 資金融資制度（改修）	58
公営住宅の入居の特例	58

## 11. 社会参加

福祉タクシー	59
身体障害者補助犬の貸与	59
自動車操作訓練費の助成	59

自動車改造費の助成	59
車いす対応車両購入費の助成	60
駐車禁止又は時間制限駐車区間規制 （パーキング・チケット等）の適用除外	60
通所訓練（共同作業所）	60
手話通訳者・要約筆記者の派遣	60
福祉バスの運行	60

## 12. 教育

特別支援学校	61
小・中学校	62

## 13. その他

スポーツ大会	63
作品展	63
生活福祉資金の貸付	64
避難行動要支援者支援制度	65
福祉避難所	65
Net119緊急通報システム	65

## 14. 施設

児童福祉施設（18歳未満）	66
障害者支援施設	67
その他の身体障害者施設	68
指定障害福祉サービス事業所一覧	68
地域生活支援事業 登録事業所一覧	79
基準該当障害福祉サービス事業所 （富山型デイサービス）	82

## 15. 参考資料

身体障害者障害程度等級表	83
精神障害者保健福祉手帳障害等級 判定基準	85
療育手帳障害基準	87
障害者総合支援法対象疾病一覧	88
各行政サービスセンター配置図	89
相談窓口等案内図	90・91



# 索引

福祉などでよく使われる言葉や項目について、掲載してあるページを示します。

あ～	青い鳥郵便ハガキ……………49	収尿器……………54
	育成医療……………22	手話通訳者の派遣……………60
	意思伝達装置……………51	障害基礎年金（国民年金） ……39
	移動用リフト……………53	障害者総合支援法……………19
	移動・移乗支援用具……………53	障害児福祉手当……………29
	インフルエンザ予防接種……………27	小児慢性特定疾病……………26
	運賃の割引……………47	寝具乾燥……………56
	NHK放送受信料の免除……………49	心身障害児童の療育……………28
	屋内信号装置……………53	身体障害者相談員……………7
	おむつの支給……………56	身体障害者手帳……………12
	音声式血圧計……………53	身体障害者補助犬……………59
	音声式体温計……………53	自動消火器……………53
か～	介護手当……………37	自動車改造費の助成……………59
	火災警報器……………53	自動車操作訓練費……………59
	外国人障害者福祉手当……………38	自動車税……………45
	基幹相談支援室……………4	児童扶養手当……………35
	共同作業所……………60・82	住宅改善費の助成……………58
	居宅介護……………68	重度心身障害者医療……………23
	起立保持具……………51	情報・通信支援用具……………54
	緊急通報装置……………55	自立支援医療（育成医療） ……22
	車椅子……………51・55・60	自立支援医療（更生医療） ……22
	訓練いす……………53	自立支援医療（精神通院医療） ……22
	訓練用ベッド……………53	人工喉頭……………54
	経過的福祉手当……………32	人工内耳……………52
	携帯用会話補助装置……………54	ストマ用装具……………54
	更生医療……………22	スポーツ大会……………63
	こども医療 ……24	生活福祉資金……………58・64
さ～	座位保持椅子……………51	精神障害者医療……………27
	座位保持装置……………51	精神障害者保健福祉手帳……………13
	作品展……………63	先天性血液凝固因子障害者医療…26
	視覚障害者安全杖……………51	相談支援事業……………5
	視覚障害者用拡大読書器……………54	
	就職援護……………57	た～
		体位変換器……………53
		駐車禁止の適用除外……………60
		通所訓練……………60・82

杖	51・53	養育医療	24
点字器	54	要約筆記者の派遣	60
点字タイプライター	54		
点字図書	54	ら～ 療育医療	26
富山型デイサービス	82	療育手帳	12
電磁調理器	53	療養介護給付	27
電動車椅子	51	老人医療	23
透析液加温器	53		
頭部保護帽	53		
特殊寝台	53		
特殊尿器	53		
特殊便器	53		
特殊マット	53		
特定医療	25		
特別支援学校	61		
特別障害給付金	41		
特別障害者手当	30		
特別児童扶養手当	33		
な～ 日常生活用具	52		
入浴担架	53		
入浴補助用具	53		
ネブライザー	53		
は～ 排便補助具	51		
発声訓練	52		
ひとり親家庭等医療	24		
福祉金	36		
福祉タクシー	59		
福祉電話	55		
福祉バス	60		
扶養共済制度	41		
便器	53		
歩行器	51		
補装具	51		
補聴器	51・55		
ポータブルレコーダー	54		
や～ 有料道路通行料金の割引	48		

# 1 相談窓口

次のような相談窓口があります。お気軽にご相談ください。

<p>富山市社会福祉事務所 富山市新桜町7番38号(市役所内) ☎431-6111 FAX443-2143</p>	<p>障害者のみなさんをはじめ、高齢者・児童・ひとり親家庭・生活保護等の総合窓口として相談に応じ、必要な援護や指導を行っています。心身障害者の方々のご相談につきましては、障害福祉課障害福祉係へ(内線 2434・2435・2436・2394 又は直通 443-2056)</p>	
<p>大沢野行政サービスセンター 富山市高内 365 番地</p>	<p>地域福祉係 (各種福祉・年金担当)</p>	<p>467-5811</p>
	<p>市民係</p>	<p>467-5810</p>
	<p>地域生活係</p>	<p>467-5818</p>
	<p>こども福祉係</p>	<p>467-5830</p>
	<p>農林事務所 (農業振興課)</p>	<p>468-2094</p>
	<p>農林事務所 (農地林務課)</p>	<p>468-2170</p>
	<p>土木事務所 (管理課)</p>	<p>468-1641</p>
	<p>土木事務所 (建設課)</p>	<p>468-1327</p>
	<p>教育行政センター</p>	<p>467-5822</p>
<p>大山行政サービスセンター 富山市上滝 567 番地</p>	<p>地域福祉係 (各種福祉・年金担当)</p>	<p>483-1214</p>
	<p>市民係</p>	<p>483-1212</p>
	<p>地域生活係</p>	<p>483-2537</p>
	<p>こども福祉係</p>	<p>483-2594</p>
<p>八尾行政サービスセンター 富山市八尾町福島 200 番地</p>	<p>地域福祉係 (各種福祉・年金担当)</p>	<p>455-2461</p>
	<p>市民係</p>	<p>454-3114</p>
	<p>地域生活係</p>	<p>454-3112</p>
	<p>こども福祉係</p>	<p>455-2461</p>
<p>婦中行政サービスセンター 富山市婦中町速星 754 番地</p>	<p>地域福祉係 (各種福祉・年金担当)</p>	<p>465-2114</p>
	<p>市民係</p>	<p>465-2115</p>
	<p>地域生活係</p>	<p>465-2112</p>
	<p>こども福祉係</p>	<p>465-2125</p>

お住まいの地域の行政サービスセンターにて、各種ご相談・手続を行って頂けます。

<p>富山市保健所 〒939-8588 富山市蛭川 459-1 ☎428-1155 FAX428-1150</p>	<p>成人保健、感染症、特定疾患、精神保健福祉等に関する事業を実施しています。また、食品衛生、生活衛生等の監視指導・検査や自立支援医療（育成医療・精神通院医療）、特定疾患医療等の給付なども実施しています。</p>
<p>中央保健福祉センター 〒930-0065 富山市星井町 2-7-30 ☎422-1172 FAX420-3003</p>	
<p>南保健福祉センター 〒939-8588 富山市蛭川 459-1 ☎428-1156 FAX428-1150</p>	
<p>北保健福祉センター 〒931-8353 富山市岩瀬文化町 23-2 ☎426-0050 FAX426-9210</p>	
<p>大沢野保健福祉センター 〒939-2293 富山市高内 365 ☎467-5812 FAX468-1645</p>	<p>乳幼児から成人までの健康相談・健康教育・訪問指導等が受けられます。4 か月児、1 歳 6 か月児（1 歳 6～8 か月児）3 歳児（3 歳 6～8 か月児）健康診査、各種がん検診等を実施しています。パパママセミナー、赤ちゃん教室等の健康教育が受けられます。</p>
<p>大山保健福祉センター 〒930-1392 富山市上滝 567 ☎483-1727 FAX483-3081</p>	
<p>八尾保健福祉センター 〒939-2376 富山市八尾町福島 200 ☎455-2474 FAX455-2491</p>	
<p>西保健福祉センター 〒939-2603 富山市婦中町羽根 1105-7 ☎469-0770 FAX469-0772</p>	
<p>こども健康課 〒930-8510 富山市新桜町 7-38（市役所内） ☎443-2279 FAX443-2169</p>	
<p>富山市総合社会福祉センター （市社会福祉協議会）  富山市今泉 83-1 ☎422-3400 FAX491-2433</p>	<p>障害福祉サービス等のうち、障害児を対象とする通所系サービスや地域生活支援事業等について相談や申請を受けています。</p> <p>障害者団体などに会議室や研修室を貸し出すとともに、手話、点訳・音訳講座の開催や福祉バスの運行、視覚障害者向け情報提供サービスの実施、総合相談窓口（生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業、生活困窮者自立支援事業、福祉後見サポート事業、心配ごと相談事業）における相談・支援、地域活動支援センターⅢ型の運営、福祉機材や車椅子の貸出、ボランティア活動に関することなど、さまざまな福祉事業を行っています。</p>

<p>富山県視覚障害者福祉センター (とやまライトセンター) 富山市磯部町3丁目8-8 ☎425-6761 FAX425-9087</p>	<p>点字図書館や盲人ホームがあります。 視覚障害者の社会参加と自立を促進するため、各種の訓練教室やレクリエーション活動を行っています。</p>
<p>富山県聴覚障害者センター 富山市木場町2-21 ☎441-7331 FAX441-7305</p>	<p>聴覚障害者の社会参加と自立を促進するため、聴覚障害児・者に関わる相談や、コミュニケーション支援、字幕・手話付き映像ライブラリーの貸出し、各種の講座、手話言語の普及等を行っています。</p>
<p>身体障害者 知的障害者相談員 (名簿7・8ページ)</p>	<p>市から委嘱された地区の相談員が、障害者や家族からの相談に応じ、関係機関との連絡を行います。</p>
<p>民生委員・児童委員</p>	<p>障害者、高齢者、児童、ひとり親家庭等の相談に応じ、指導するとともに、関係機関との協力のもとに、社会福祉の増進に努めています。</p>
<p>富山県障害者相談センター 富山市下飯野36 ☎438-5560 FAX438-5585</p>	<p>身体障害・知的障害に関する業務を行っています。身体障害者の補装具に関すること、更生医療に関すること、身体障害者手帳に関すること、知的障害者(18歳以上)の相談、療育手帳に関することなど。</p>
<p>富山県富山児童相談所 富山市東石金町4-52 ☎423-4000 FAX423-0778</p>	<p>18歳未満の児童の育成に関するさまざまな相談に応じ、必要な助言・指導を行っています。 電話相談(子育てテレフォン相談 ☎422-5110)も行っています。</p>
<p>富山市メンタルヘルスサポーター 富山市蛭川459-1 ☎428-1152 FAX428-1150 富山市保健所保健予防課内</p>	<p>市から依頼を受けたところの健康づくりボランティアが、心の健康に関する情報の紹介や保健所と連携し、地域で生活する精神障害者やそのご家族の相談や見守りを行っています。</p>
<p>富山県総合リハビリテーションセンター 〈社会福祉法人 富山県社会福祉総合センター〉  富山市下飯野36番地 ☎438-2233 FAX437-5390</p>	<p>各種施設、病院があり、相談から治療訓練にいたるまで一貫したリハビリテーションを行っています。</p>

<p>富山公共職業安定所</p> <p>富山市奥田新町 45</p> <p>☎431-8609 FAX443-1551</p>	<p>障害者の障害状況、適性、希望等にもとづき職業相談・就職のあっせん等を行っています。</p>
<p>富山障害者職業センター</p> <p>富山市桜橋通り 1-18 北日本桜橋ビル (旧住友生命富山ビル) 7階</p> <p>☎413-5515 FAX413-5516</p>	<p>公共職業安定所等の関係機関と連携をして就職・職場適応のための相談、就職・復職の準備のための支援、就職・復職後のフォローアップなどを行っています。</p> <p>事業主の方には、障害者の受け入れや、定着を図るための雇用管理に関する相談・助言を行っています。</p>
<p>富山年金事務所</p> <p>富山市牛島新町 7-1</p> <p>☎441-3926 FAX431-1433</p>	<p>厚生年金の障害年金・手当金の申請を受けています。</p>
<p>富山労働基準監督署</p> <p>富山市神通本町 1-5-5 富山労働総合庁舎 2階</p> <p>☎432-9143 FAX432-9539</p>	<p>労働災害及び通勤災害により、身体に障害を残した被災労働者に対して円滑な社会復帰を促進するため、「社会復帰促進等事業」を行っています。</p> <p>なお、車椅子や義肢等の支給等は、富山労働局労働基準部労災補償課（☎432-2739）が窓口です。</p>
<p>富山市障害者福祉センター</p> <p>富山市蜷川 15 富山市障害者福祉プラザ内</p> <p>☎428-0113 FAX428-0114</p>	<p>在宅障害者を対象とした機能訓練、スポーツ教室、パソコン教室などの開催や、各種福祉サービス等についての情報提供、関係機関等との連絡・調整や助言などの相談支援を行っています。</p>
<p>富山市障害者福祉センター 基幹相談支援室</p> <p>富山市蜷川 15 富山市障害者福祉プラザ北館 3F</p> <p>☎482-5065 FAX482-5066</p>	<p>地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、事業所等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うとともに、委託相談支援事業所、指定相談支援事業所への研修会の開催、障害者の権利擁護の推進を行っています。</p>
<p>富山県厚生部障害福祉課</p> <p>富山市新総曲輪 1-7</p> <p>☎444-3211 FAX444-3494</p>	<p>身体障害者福祉、知的障害者福祉、障害児福祉に係る施設等の育成指導を行っています。</p> <p>また、障害を理由とする差別に関する相談に専門相談員が対応しています。（県庁内障害福祉課相談室 ☎076-444-3959）</p>

<p>富山障害者就業・生活支援センター 富山市坂本 3110 (セーナー苑内) ☎467-5093 FAX467-5093</p>	<p>職業生活における自立を図るために、就業及びこれに伴う生活上の支援を必要とする障害者に対し、身近な地域で他の関係機関と連携を図りながら、総合的に支援を行います。</p>
<p>富山県発達障害者支援センター 「ほっぷ」 (富山県リハビリテーション病院・こども支援センター内) 富山市下飯野 36 ☎438-8415 FAX438-8411</p>	<p>関係機関と連携し発達障害のある方が自分らしく地域で暮らしていけるようお手伝いします。</p>
<p>富山県高次脳機能障害支援センター (富山県リハビリテーション病院・こども支援センター内) 富山市下飯野 36 ☎438-2233 FAX438-7218</p>	<p>脳外傷、脳血管障害、脳炎、脳腫瘍などの後遺症で記憶障害、注意障害などの高次脳機能障害のあるご本人、ご家族、地域の方の相談に応じます。</p>
<p>富山県医療的ケア児等支援センター (富山県リハビリテーション病院・こども支援センター内) 富山市下飯野 36 ☎080-6352-4503 FAX438-7218 ☎病院代表 438-2233 (内線 230)</p>	<p>在宅の医療的ケア児等とご家族が、身近な地域で安心して暮らせるように、医療・福祉・保健・教育その他の関係機関との連携・調整等を図りながら、医療的ケア児等及びその家族や支援機関からの相談に応じています。</p>

## 相談支援事業

在宅の障害者に対し、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、当事者相談（ピアカウンセリング）、介護相談及び情報の提供等を総合的に行うことにより、障害者やその家族の地域における生活を支援し、もって在宅の障害者の自立と社会参加の促進を図る。

主な障害種別	施設名	所在地	電話
身体	自立生活支援センター富山	富山市新川原町 5-9	444-3753
知的	セーナー苑相談支援事業所 W e b ペ ー ジ	富山市坂本 3110	468-8563
精神	ゆりの木の里相談支援事業所	富山市五福 474-2	433-4500
精神	あすなろセンター	富山市野口南部 132	427-1115
精神	和敬会生活支援センター	富山市北代 5200	434-8100
児童	富山市恵光学園	富山市石坂新 950-1	431-5828

# 富山市障害者自立支援協議会

富山市では、障害者の地域における自立した生活を支えるため、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、障害者総合支援法に基づき「富山市障害者自立支援協議会」を設置しており、「全体会」「相談支援ワーキング」「専門支援ワーキング」「権利擁護部会」で構成されています。

## 1. 全体会

- (1) 学識経験者、福祉・保健事業等の関係者、障害者施設の代表者、障害者関係団体の代表者、教育・雇用機関の代表者等で構成。
- (2) 相談支援ワーキング、専門支援ワーキング等からの報告を受け、地域課題や施策提案等について協議する。

## 2. 相談支援ワーキング

- (1) 富山市委託相談支援事業者で構成
- (2) ・地域の現状、課題についての情報交換。  
・全体会で検討する課題や事例の集約、整理などを協議する。

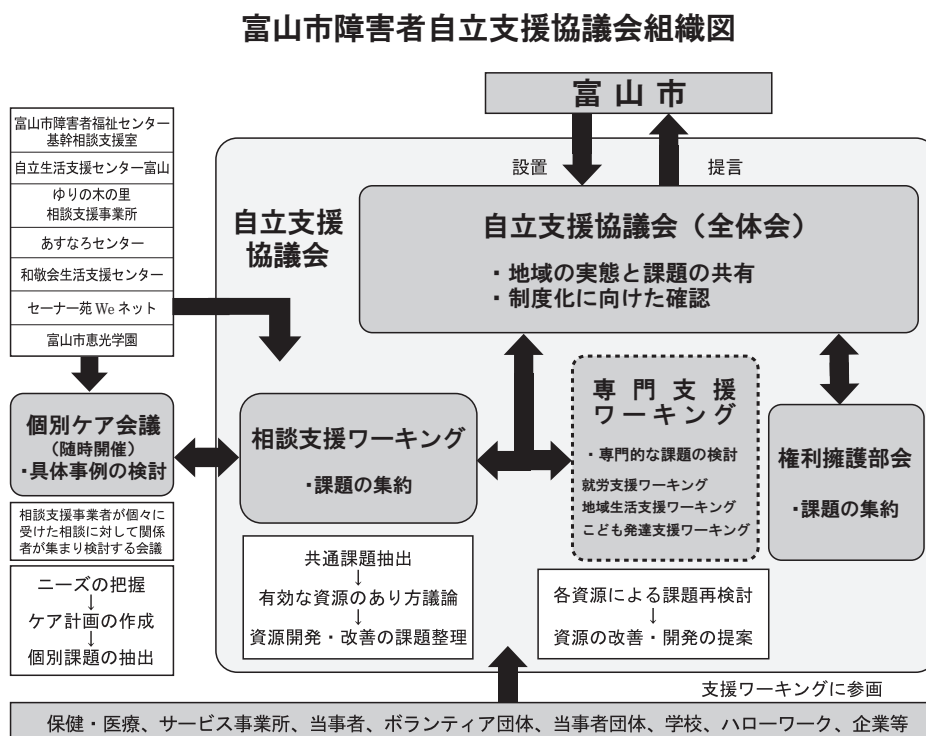
## 3. 専門支援ワーキング

- (1) 地域生活支援ワーキング、(2) 就労支援ワーキング、(3) こども発達支援ワーキングにおいて、専門的な課題の調査・検討を行う。

## 4. 権利擁護部会

- (1) 障害者虐待にかかわる情報を共有し、課題を検討する。

## 5. 組織図





## 《障害者関係各種団体一覧表》

団 体 名	事務局住所	代表者	電話番号	設立年月日
富山市社会福祉協議会	富山市今泉 83-1 市総合社会福祉センター	高城 繁	422-3400 FAX 491-2433	H17. 4. 1
富山市民生委員 児童委員協議会	富山市今泉 83-1 市総合社会福祉センター	山村 敏博	422-3400 FAX 422-2684	H18. 4. 1
富山市身体障害者 福祉協議会	富山市蝸川 15 富山市障害者福祉プラザ内	大西 貞夫	428-0181 FAX 428-0181	S37. 8. 3
富山市身体障害者協会	同 上	西野 満男	同上	S28. 6
富山市肢体不自由児者 父 母 の 会 (※活動休止中)	同 上	大江 恵	同上	S36. 12. 10
富山市視覚障害者協会	富山市芝園町 2-2-12	堀 恵一	432-5497 FAX 432-5497	S24. 4. 1
富山市聾唖福祉協会	富山市蝸川 15 富山市障害者福祉プラザ内	小中 栄一	428-2900 FAX 428-2900	S28. 4. 1
富山市心臓病の子ども を守る会	富山市上野寿町 1-27	大橋 達子	428-9135	S41. 1. 23
こ ば と 会 (富山市障害者(児)父母の会)	富山市婦中町笹倉 487-1 (山本方)	織田ひろ子	466-3071	S47. 9. 1
富山市手をつなぐ育成会	富山市安住町 5-21 サンシップとやま内	中田 隆志	442-8539 FAX 441-7255	S32. 11. 1
富山市精神障害者 家族会等連絡会	富山市蝸川 459-1 富山市保健所保健予防課内	長澤 正雄	428-1152 FAX 428-1150	H9. 5. 24
富山地区腎友会	富山市下飯野 70-4	中村 剛和	407-5085 FAX 407-5086	H10. 2. 15
公益社団法人 日本オストミー協会 富山県支部「太陽の会」	富山市水橋辻ヶ堂(荒町) 241-2(藤木方)	藤木 勉	090-1391-7812	S53. 3. 25
富山盲ろう者友の会	富山市木場町 2-21 富山県聴覚障害者センター内	九曜弘次郎	441-7331 FAX 441-7305	H21. 6. 13

《富山県重症心身障害児（者）を守る会》

氏 名	事 務 局 住 所	電 話 番 号
藤 澤 喜 一	富山市八尾町福島 134	076-454-5682

《発達障がいに関するご相談》

氏 名	住 所	電 話 番 号
末 村 裕 美	富山市月岡西緑町 339	090-2371-4265 E-mail : yuyu_sue@yahoo.co.jp

## 障害者差別の解消について

障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる「共生社会」の実現を目指して、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」と「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」が施行されています。

### ○障害者差別解消法とは

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国や市町村などの行政機関、会社やお店などの民間事業者に、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」をしないことや「合理的な配慮の提供」をすることが規定されています。

#### 不当な差別的取扱いの禁止

障害があることを理由に、正当な理由なく、障害のない人と異なる対応をすることです。

#### 【例】

- ・ 障害を理由に、お店への入店や施設の利用を断ること
- ・ 必要がないのに、付き添い者の同行を求めること

#### 合理的な配慮の提供

障害のある人から何らかの配慮を求める意思表示があった場合に、負担になり過ぎない範囲で対応をすることです。

#### 【例】

- ・ 段差がある箇所にスロープを設置すること
- ・ 相手の障害に合わせて筆談や読み上げ、手話など対応の方法を工夫すること

### ○障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例とは

障害者差別解消法を踏まえ、障害を理由とする差別を禁止するとともに、差別に関する相談への対応や紛争の防止・解決を図るための体制整備等について具体的に規定されています。

## 障害を理由とする差別に関する相談窓口

富山市では、市役所の各課や出先機関の窓口で相談に応じているほか、市内各地域の「地域相談員」が、障害を理由とする差別についての相談や情報提供に応じます。

各地域の地域相談員の詳細については、障害福祉課にお問い合わせください。

## 2 手帳の交付

手帳を持っていることによって受けられる福祉がいろいろあります。

### 身体障害者手帳の交付

【窓口】障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F 443-2143

各行政サービスセンター 地域福祉係

#### ○対象者

視覚、聴覚、平衡機能、音声、言語またはそしゃく機能、肢体、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、ぼうこう、直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続的な障害があり、身体障害者障害程度等級表（83・84 ページ）に該当すると認められる方

#### ○交付申請の手続

次の書類等をそえて申請してください。本人が15歳未満の場合は、保護者が申請してください。

- (1) 診断書（診断書の様式、診断書作成医師が定められています）。
- (2) 顔写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚
- (3) マイナンバーカード

#### ○手帳記載内容の変更手続

手帳をお持ちの方で、次のような場合は、必ず変更手続を行ってください。

- (1) 氏名、住所の変更（手帳、マイナンバーカードを持参）
- (2) 手帳の紛失、破損（顔写真、マイナンバーカードを持参）
- (3) 障害の程度、障害名の変更（手帳、診断書、顔写真、マイナンバーカードを持参）

#### ○手帳の返還

- (1) 障害に該当しなくなったり、本人が亡くなられた場合は、手帳をお返しく下さい（返還届あり）。
- (2) 富山市外へ転出される場合は、返す必要はありません。転出先の市町村の障害福祉担当課へ手帳、マイナンバーカード等を持参のうえ、転入した旨を届けてください。

### 療育手帳の交付

【窓口】障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F 443-2143

各行政サービスセンター 地域福祉係

#### ○対象者

富山県障害者相談センター（18才以上）、富山児童相談所（18才未満）において、心身の発達、日常の生活・行動、知的能力、社会性などをさまざまな点から診断し、知的障害と判定された方  
判定の基準は、87ページのようになっています。

#### ○交付申請の手続

申請には、顔写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚、マイナンバーカードが必要です。

#### ○手帳記載内容の変更手続

- (1) 氏名、住所の変更（手帳、マイナンバーカードを持参）
- (2) 手帳の紛失、破損（顔写真、マイナンバーカードを持参）
- (3) 再判定の申請（手帳、顔写真、マイナンバーカードを持参）

#### ○手帳の返還

- (1) 県外へ転出されたり、本人が亡くなられた場合は、手帳をお返しく下さい（返還届あり）。
- (2) 県内の他市町村へ転出される場合は、そのまま使用でき、返す必要はありません。転出先の市町村の障害福祉担当課へ手帳、マイナンバーカード等を持参のうえ、転入した旨を届けてください。

精神障害者保健福祉手帳の交付

【窓口】 富山市保健所 保健予防課  
保健係 ☎428-1152 F 428-1150  
各保健福祉センター

○対象者

精神の疾患に限らず、身体の疾患や頭部外傷、発達障害などによって精神の機能に障害があり、長期にわたり日常生活又は社会生活において制約のある方（知的障害は除く）

判定の基準は、85・86 ページのようになっています。

○交付申請の手続

(1) 医師の診断書による申請（初診日から6か月以上経過した日以後のものに限る）

①精神障害者保健福祉手帳申請書（主治医による診断書欄の記入が必要）

②上半身脱帽の写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚

注意事項：・申請者が判別できるもの（複数人で写っている写真、サングラス・マスク等をつけた写真は不可。宗教上または医療上の理由により、顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布等で覆うことは可）

・劣化の恐れのある写真は不可

・手帳申請時から1年以内に撮影されたもの

・裏面に氏名、生年月日を記載してください

③所持している精神障害者保健福祉手帳の写し（更新・再開の場合）

(2) 年金証書による申請（精神障害による障害年金を受給している方）

①精神障害者保健福祉手帳申請書（主治医による診断書欄の記入は不要）

②障害年金の年金証書の写し（精神障害による年金に限る）

③年金の振込通知書又は年金支払通知書の写し（年1回6月発行の一番新しいもの）

④年金支給機関への照会同意書

⑤上半身脱帽の写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚

⑥所持している精神障害者保健福祉手帳の写し（更新・再開）

\* 注意事項は、診断書による申請の場合と同じです。

\* 申請書や照会同意書は、申請窓口にあります。

※ **特別障害給付金の受給者も、受給資格者証による申請ができます。**

○手帳の有効期限は2年間です。更新を希望する方は、更新申請の手続きを行う必要があります。有効期限が切れる日の3か月前から、更新申請することができます。更新の案内はいたしませんので、ご自身で有効期限をご確認の上、申請してください。なお、年金証書による申請の場合、年金照会に2～3週間必要なため、有効期限の前月の上旬までに申請してください。

○手帳記載内容の変更手続

手帳をお持ちの方で、次のような場合は必ず変更手続きを行ってください。

(1) 氏名・住所の変更（手帳・顔写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚を持参）

(2) 手帳の紛失、破損（顔写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚を持参）

○手帳の返還

障害の状態が変わり、非該当となったときや本人が亡くなられた場合は、手帳をお返しく下さい（返還届あり）。

## 福祉の制度

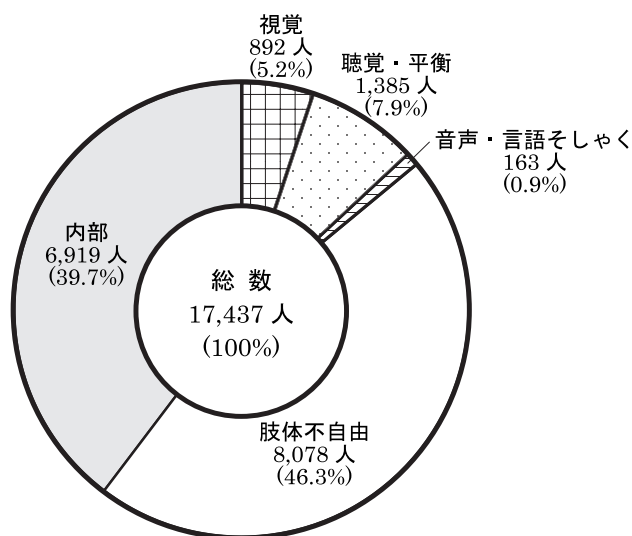
これらの手帳の等級や現在の障害の程度にもとづいて、15～18 ページの表にあるようにさまざまな福祉の制度が適用されます。各制度には、年齢や所得、障害部位等による制限がありますので、くわしくは該当する箇所をお読みになり、それぞれの担当窓口へお問い合わせください。

○富山市内の身体障害者手帳所有者数（令和5年3月31日現在）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合 計
視 覚	306	279	66	69	119	53	892
聴 覚 ・ 平 衡	94	286	155	245	6	599	1,385
音声・言語・そしゃく	5	6	71	81	0	0	163
肢 体 不 自 由	1,518	1,655	1,540	2,422	573	370	8,078
内 部	2,608	180	2,515	1,616	0	0	6,919
合 計	4,531	2,406	4,347	4,433	698	1,022	17,437

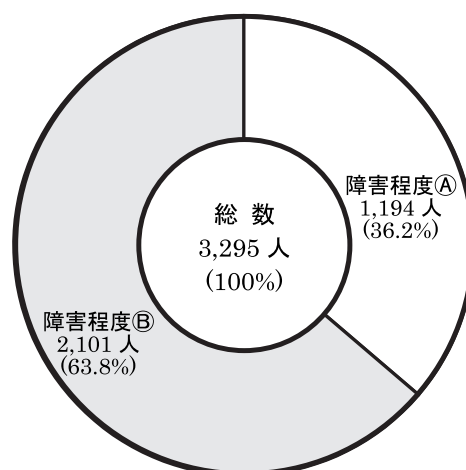
○富山市内の身体障害者手帳所有者数

(令和5年3月31日現在)



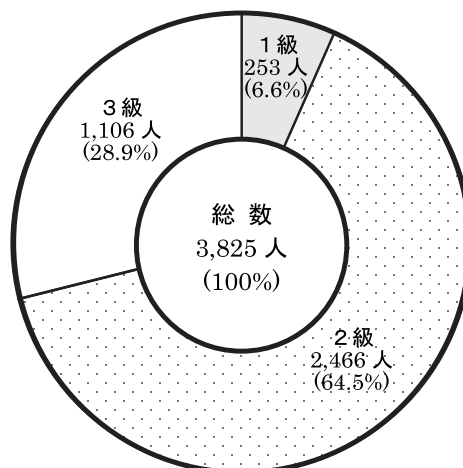
○富山市内の療育手帳所有者数

(令和5年3月31日現在)



○富山市内の精神障害者保健福祉手帳所有者数

(令和5年3月31日現在)



福祉一覽

		(医療)																							
制度		障害者総合支援法	自立支援医療（更生医療）	自立支援医療（育成医療）	自立支援医療（精神通院医療）	重度心身障害者医療	老人医療	ひとり親家庭等医療	養育医療	こども医療	特定医療（指定難病）	先天性血液凝固因子障害者医療	小児慢性特定疾病医療	療育医療	療養介護給付	精神障害者医療	歯科診療								
身体障害者手帳	視覚障害	（19ページ～21ページ参照）	1～6	1～6		1・2	1～6	1・2	↑	0歳～未就学児（1歳以上の重度障害児を除く）		↑先天性血液凝固因子障害者認定を受けた方		↑結核のため長期入院が必要な児童			1～6								
	聴覚障害		2～6	2～6		2	2～6	2	入院が必要な未熟児											2～6					
	平衡機能障害		3・5	3・5			3・5															3・5			
	音声・言語 そしゃく機能障害		3・4	3・4			3・4																3・4		
	上肢 下肢		1～6	1～6		1・2	1～6	1・2の一部			必要な未熟児													1～6	
			1～6	1～6		1・2	1～6	1・2・3の一部																	1～6
	体幹		1～5	1～5		1・2	1～5	1・2																	1～5
	内部障害		1～4	1～4		1・2	1～4																		1～4
	療育手帳					A	A・B	A																	A・B
	難病												○				○		○			○			
精神障害			○	1	1・2	○												○							
年齢制限等		18歳以上	18歳未満		0～64歳	65歳以上							20歳以上		18歳未満										
所得制限		有	有	有	有	有	有	有																	
併給制限																									
ページ	19～21	22	22	22	23	23	24	24	24	24	25	26	26	26	27	27	27	27							

(手 当)							
障 害 児 福 祉 手 当	特 別 障 害 者 手 当	特 別 児 童 扶 養 手 当	児 童 扶 養 手 当 (父又は母の障害)	福 祉 金	介 護 手 当	障 害 基 礎 年 金	心 身 障 害 者 扶 養 共 済
1・2の 一 部	2 ( 級常 以時 上特 の別 障の 害介 が護 重を 複要 すす るる 程方 度 )	1～3	1・2	1～4	1・2	( 39 ペ ー ジ ～ 40 ペ ー ジ 参 照 )	1～3
2		2・3	2	2～4	1・2		2・3
		3・5		3			3
		3・4の 一 部		3・4			3
1・2の 一 部		1～3	1・2の一部	1～4	1・2		1～3
1		1～3 4の一部	1・2 3の一部	1～4	1・2		1～3
1		1～3	1・2	1～3	1・2		1～3
1の一部		1～3		1～4	1・2		1～3
A 常時介護を要する 程度以上		A・Bの 一 部	A	A・B	A		A・B
○		○	○				○
○	○	○	1・2		○		
20歳未満	20歳以上	20歳未満	児童18歳未満 障害児20歳未満		6歳以上 ねたきり老人 認知症老人含	20歳以上	
有	有	有	有	有	有	有	
			有			有	
29	30	33	35	36	37	39	41



		(税の減免)						(公共料金等の軽減)									
制 度		所 得 税 ・ 住 民 税	個 人 事 業 税	贈 与 税	相 続 税	自 動 車 取 得 税	自 動 車 税	軽 自 動 車 税	J R	地 鉄	有 料 道 路	航 空	N H K	電 話 番 号 の 無 料 案 内	携 帯 電 話	市 営 駐 車 場	
身 体 障 害 者 手 帳	視覚障害	1～6	1～6	1・2	1～6	1～5	1～3 4の一部	1～6	1～6	1～6	1～4		1～6				
	聴覚障害	2～6	2～6	2	2～6	2・3	2・3	2～6	2～6	2～6	2～4						
	平衡機能障害	3・5	3・5		3・5	3・5	3	3・5	3・5	3・5	3						
	音声・言語 そしゃく機能障害	3・4	3・4		3・4	3	3の一部	3・4	3・4	3・4	3						
	肢 体 不 自 由	上肢	1～6	1～6	1・2	1～6	1・2	1・2 の一部	1～6	1～6	1～6	1・2 の一部		1～2			
		下肢	1～6	1～6	1・2	1～6	1～6 の一部	1～6 の一部	1～6	1～6	1～6	1～4					
		体幹	1～5	1～5	1・2	1～5	1～5 の一部	1～5 の一部	1～5	1～5	1～5	1～3		1～2			
内部障害	1～4	1～4	1・2	1～4	1～3	1～3	1～4	1～4	1～4	1～4							
療育手帳	A・B	A	A	A・B	A・Bの 一部	A	A・B	A・B	A	A・B		A・B					
難病																	
精神障害	○	○			1の一部 ○	1の一部 ○			○		○		○				
年齢制限等																	
所得制限		有															
併給制限																	
ページ	43	43	44	44	45	45	47	47	48	48	49	50	50	50	50	50	

(日常生活)				(住宅)	(社会参加)				(その他)	
補具	日常生活用具	寝具乾燥	おむつの支給	住宅改善費の助成	福祉タクシー利用券	身体障害者補助犬貸与	自動車操作訓練	自動車改造	手話通訳者の派遣	避難行動要支援者支援制度所
(51ページ参照)	(52ページ参照)	1・2	1・2	1・2	1・2	1・2			(60ページ参照)	(65ページ参照)
		2	2			2	2~6			
							3・5			
							3・4			
		1・2	1・2	1・2		1・2	1~6	1・2		
		1・2	1・2	1・2		1・2	1~6	1・2		
		1・2	1・2	1・2		1・2	1~5	1・2		
		1・2	1・2			1・2	1~4			
			A			A				
						1				
			ねたきり状態	ねたきり状態			18歳以上			
				有	有	有		有 有		
51	52	56	56	58	59	59	59	59	60	65

### 3 障害者総合支援法

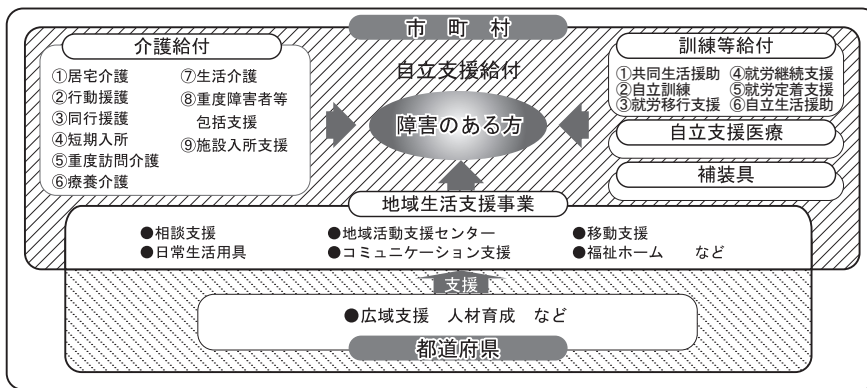
地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など障害者の日常生活や社会生活を総合的に支援します。

#### ●障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）とは

「障害者総合支援法」は共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保および地域社会における共生、社会的障壁の除去に役立つよう、日常生活・社会生活の支援を総合的かつ計画的に行うことを目的としています。また、この法律においては、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に「難病等」が含まれています。※「難病等」の対象疾病一覧は、88 ページをご覧ください。

#### ●自立支援サービスとは

自立支援給付を中心に、地域での自立と安心を支えるサービスづくりをします。



#### ●自立支援給付とは

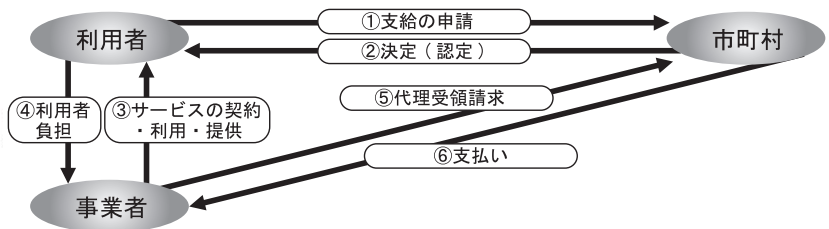
「自立支援給付」は、介護や機能訓練、医療、補装具などのサービスを利用したときにかかった費用について給付するものです。なお、利用者の世帯の課税状況等によっては利用者負担が発生する場合があります。その場合でも課税状況に応じて負担上限額を設定します。

\*自立支援医療については、原則1割負担となります。その場合でも世帯の課税状況に応じて負担上限額を設定します。

\*利用者負担のある場合でも利用者の負担が大きくなった場合に負担を軽くするための給付があります。（高額障害福祉サービス費）

#### ●給付のながれ

- ①支給の申請
- ②支給の要否決定〔認定〕
- ③サービスの契約・利用・提供
- ④利用者負担
- ⑤事業者が市町村に代理受領請求
- ⑥支払い



\*利用者が市町村に請求をして、支払いを直接受ける場合もあります。

#### ●利用の手続き

サービス利用の事前手続きとして、支給決定の申請をしてください。障害支援区分（心身の状況をあらわす）の認定を行ったのち、ご希望のサービスや介護を必要とする程度、生活環境などを判断材料として、実際にご利用いただけるサービスの内容や量などを決定いたします。

なお、支給決定を受けられた方には、「福祉サービス受給者証」をお渡しします。サービス利用の際など、ご提示いただく必要があります。大切に管理してください。

●訪問系サービス 在宅で訪問を受けたり、通所などして利用するサービスです。

給付の種類	サービス名	内 容
介護給付	居 宅 介 護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
	行 動 援 護	知的障害や精神障害により行動が困難で介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動支援などをします。
	同 行 援 護	視覚障害により移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
	短 期 入 所	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。
	重度障害者等 包 括 支 援	介護が必要な程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

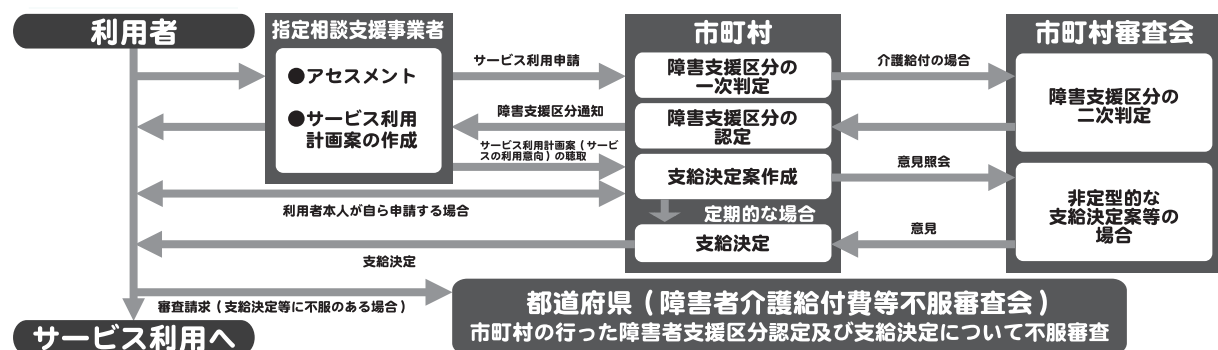
●日中活動系サービス 通所施設で昼間の活動を支援するサービスを行います。

給付の種類	サービス名	内 容
介護給付	療 養 介 護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
	生 活 介 護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
訓練等給付	自 立 訓 練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	就 労 移 行 支 援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。
	就 労 継 続 支 援	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。
	就 労 定 着 支 援	一般就労へ移行した障害者について、生活リズム、家計や体調管理等に関する課題解決に向けて、指導・助言します。
	自 立 生 活 援 助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うため、定期的な巡回訪問等により情報提供や助言を行います。

●居住系サービス 入所施設等での住まいの場の提供や、居宅での自立した生活を支援するサービスを行います。

給付の種類	サービス名	内 容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介助などをします。
訓練等給付	共同生活援助	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。

●介護給付・訓練等給付利用の手続き



## ●相談支援

給付の種類	サービス名	内 容
計 画 相 談 支 援	サービス利用支 援	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。
	継続サービス利 用 支 援	支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整を行います。
地 域 相 談 支 援	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院等を利用する者を対象とし、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
障 害 児 相 談 支 援	障 害 児 支 援 利 用 援 助	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。
	継 続 障 害 児 支 援 利 用 援 助	支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整など行います。

## ●障害児サービス

障害福祉サービスとは別に、児童福祉法による障害児を対象としたサービスがあります。

給付の種類	サービス名	内 容
通 所 給 付	児童発達支援 (未就学児対象)	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
	医 療 型 児童発達支援 (未就学児対象)	児童発達支援及び治療を行います。
	放 課 後 等 デイサービス (小学生から 高校生対象)	放課後や長期休暇中において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。
	保 育 所 等 訪 問 支 援	支援員が施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
	居 宅 訪 問 型 児童発達支援	重度の障害のために外出が著しく困難なお子さんに、居宅を訪問し発達支援を行います。

## ●地域生活支援事業

介護給付や訓練等給付などによる障害福祉サービスとは別に、地域での生活を支えるさまざまな事業を、地域の実情に応じて県と協力して行っていきます。

(事業の一例)

- 相談支援事業
- 移動支援事業
- 訪問入浴サービス事業
- 意思疎通支援事業
- 地域活動支援センター事業
- 日常生活用具給付等事業
- 日中一時支援事業

※利用者負担のある場合でも利用者の負担が大きくなった場合に負担を軽くするための給付があります。(高額地域生活支援給付費)

**【窓口】** 障害福祉課 自立支援係 ☎443-2207 F 443-2143  
 こども健康課 児童発達支援係 ☎443-2279 F 443-2169  
 各行政サービスセンター 地域福祉係 こども福祉係

## 4 医 療

次のような医療制度があります。健康の維持につとめましょう。

### 自立支援医療（更生医療）

【窓口】障害福祉課 医療係 ☎443-2102 F 443-2143  
各行政サービスセンター 地域福祉係

○趣旨

障害部位に対する手術等により、障害を軽減し、日常生活の便宜をはかるため医療を給付します。

○対象者

身体障害者手帳を交付された18歳以上の方で、富山県障害者相談センターにより、あらかじめ手術等により障害が軽減されると判定された方

○対象医療

角膜手術、外耳形成手術、関節形成手術、心臓手術、血液透析療法、中心静脈栄養法、抗HIV療法など

○自己負担金

原則として医療費の1割負担となります。ただし、世帯の所得水準等に応じて1か月当たりの負担に上限額を設定します。（以下の表参照）※入院時の食事療養等標準負担額は原則自己負担です。

生活保護世帯	市町村民税非課税 本人収入≤80万	市町村民税非課税 本人収入>80万	市 町 村 民 税 (所得割)<3万3千	3万3千≤市町村民税 (所得割)<23万5千	23万5千≤市町村民税 (所得割)	
生活保護	低所得1	低所得2	中間所得層		一定所得以上	
負担0円	負担上限月額 2,500円	負担上限月額 5,000円	負担上限月額：医療保険の自己負担限度額 (育成医療の場合のみ以下の負担上限額が設定されます。)		自立支援医療の 対象外	
			負担上限月額 5,000円(*)	負担上限月額 10,000円(*)		
			「重度かつ継続」該当者			
			中間所得層1	中間所得層2		一定所得以上
			負担上限月額 5,000円	負担上限月額 10,000円	負担上限月額 20,000円(*)	

※世帯の単位は、住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。

※「重度かつ継続」とは、腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）の方及び医療保険の高額療養費で多数該当の方です。

※(\*)印の自己負担上限額については、令和6年3月31日までの経過措置となっています。

○申請

診断・手術等を行う医療機関は指定されていますので、あらかじめご相談ください。

### 自立支援医療（育成医療）

【窓口】富山市保健所 保健予防課

結核・感染症係 ☎428-1152 F 428-1150  
各保健福祉センター

更生医療とほぼ同様（上記参照）の趣旨で、18歳未満の児童に対して給付されます。また、そのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる場合も給付の対象となります。

※(\*)印の自己負担上限額については、令和6年3月31日までの経過措置となっています。

### 自立支援医療（精神通院医療）

【窓口】富山市保健所 保健予防課

保健係 ☎428-1152 F 428-1150  
各保健福祉センター又は各医療機関

通院医療に要する費用については、自立支援医療（精神通院医療）の申請により原則として医療費の1割負担（申請時に指定した医療機関や薬局等でのみ有効）となります。ただし、世帯の所得水準に応じて1か月当たりの負担に上限額を設定します。（上記の表参照）

重度心身障害者医療

【窓口】 障害福祉課 医療係 ☎443-2102 F 443-2143

老人医療

各行政サービスセンター 地域福祉係

○趣旨

障害のある方の健康の保持と経済的な負担を軽減するため、医療費を助成します。

(助成対象となるのは保険診療内の自己負担額です。入院時の食事療養等標準負担額、差額ベッド代等は助成対象外です。)

○対象者

(1) 重度心身障害者医療費助成

65歳未満で次に該当する方

(ア) 身体障害者手帳1、2級

(イ) 療育手帳A

(ウ) 精神障害者保健福祉手帳1級(令和2年10月より対象)

(2) 老人医療費助成

65歳以上で次に該当する方(主な方)

(ア) 身体障害者手帳1～3級、4級の一部

(イ) 療育手帳A

(ウ) 精神障害者保健福祉手帳1、2級

(エ) 障害年金1、2級

(オ) 身体障害者手帳4級((ア)の4級を除く)～6級

(カ) 療育手帳B

(キ) 3か月以上の寝たきり(市長が認めた方)

ただし、65歳～74歳で(ア)～(エ)に該当する場合、後期高齢者医療制度に加入していることが要件となります。また、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(カ)は同程度も可とするため、手帳や年金証書の所有者に限定しません。

※いずれも、健康保険の被保険者、組合員、加入者またはこれらの被扶養者で市内在住の方であることが要件となります。

○所得制限

対象者が属する世帯員全員の合計所得が1,000万円以上の場合は、助成されません。

○申請方法

以下のものをご持参のうえ、障害福祉課または各行政サービスセンターへお越しください。

(1) 障害の状態を証明するもの(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書など)

(2) 健康保険証または後期高齢者医療被保険者証

○病院等に受診される場合

(1) 「重度心身障害者等医療費受給資格証」をお持ちの方

(0歳～64歳で重度の障害のある方及び65歳～74歳で軽度の障害のある方)

65歳～74歳で軽度の障害のある方は1割の自己負担が必要です。

(ア) 県内の病院等の場合

「重度心身障害者等医療費受給資格証」、「健康保険証」を病院の窓口へ提出してください。

(イ) 県外の病院の場合

自己負担金を病院等の窓口で支払った後、申請に基づき、助成額を申請日の翌月末に口座へ振り込みます。還付申請には、①病院の「領収書」(原本)及び高額療養費の場合は「保険分の支払決定通知書」(原本)、②重度心身障害者等医療費受給資格証、③健康保険証、④通帳をご持参のうえ、障害福祉課、各行政サービスセンター、地区センター、とやま市民交流館で、還付手続きを行ってください。

(ウ) 治療用装具を作成した場合は一旦全額支払い、後日健康保険に保険者負担分の還付手続きを行った後、申請に基づいて助成額を口座振込します。申請には「領収書」の写し、「装具装着証明書」の写し、「保険分の支払決定通知書」(原本)を提出してください。

(2) 「一部負担金助成該当者証」をお持ちの方

(65歳～74歳で重中度の障害のある方及び75歳以上で障害のある方)

(ア) 市内の病院等(4病院除く)の場合

「一部負担金助成該当者証」と「後期高齢者医療被保険者証」を病院等の窓口へ提示してください。

(イ) 市外の病院等及び4病院の場合

一部負担金を病院等の窓口で支払った後、申請に基づき助成額を申請日の翌月末に口座へ振込みます。還付申請には、①病院の「領収書」(原本)、②一部負担金助成該当者証、③後期高齢者医療被保険者証、④通帳をご持参のうえ、障害福祉課、各行政サービスセンター、地区センター、とやま市民交流館で、還付手続きを行ってください。

(ウ) 治療用装具を作成した場合は一旦全額支払い、後日後期高齢者医療広域連合に保険者負担分の還付手続きを行った後、申請に基づいて助成額を口座振込します。申請には「領収書」の写し、「装具装着証明書」の写しを提出してください。

※ 4病院…富山県立中央病院、富山赤十字病院、富山大学附属病院、富山県リハビリテーション病院・こども支援センター

### ひとり親家庭等医療

【窓口】こども福祉課 こども福祉係 ☎443-2055 F 443-2169  
各行政サービスセンター こども福祉係

#### ○趣旨

ひとり親家庭(父又は母に一定以上の障害のある家族を含む)等に対して、医療費(保険診療の自己負担分)を助成します。

#### ○対象者

富山市に住所を有し、医療保険各法による被保険者又は被扶養者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している父又は母、若しくは養育者とその児童(0歳児を除く)

※ 生活保護受給者及び他の医療費の助成対象者は除く。

#### ○申請

戸籍謄本、印鑑、その他必要に応じて提出していただく書類があります。

#### ○所得制限

申請者本人または配偶者もしくは扶養義務者の所得が一定以上の場合(35ページの所得制限限度額表参照)助成が停止されます。

### 養育医療

【窓口】こども福祉課 こども医療係 ☎443-2249 F 443-2169  
各行政サービスセンター こども福祉係

身体の発達が未熟なまま生まれ入院を必要とする乳児が、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する費用を給付します。

扶養義務者の市町村民税額に応じて一定の自己負担が必要になりますが、市のこども医療費受給資格該当の方については、市が負担しますので、自己負担はありません。

### こども医療

【窓口】こども福祉課 こども医療係 ☎443-2249 F 443-2169  
各行政サービスセンター こども福祉係

#### ○趣旨

子どもの健やかな成長を図るため、保護者に対し医療費を助成します。

#### ○助成内容

市内に住所を有する中学生までの保険診療の自己負担分(食事療養費は除く)

#### ○助成方法

現物給付(医療機関等の窓口で「受給資格証」を提示することで医療費の支払いに代えることができる方法)

※ただし、県外での診療は償還払い(医療機関等の窓口で一旦医療費を支払った後、富山市へ請求する方法)

#### ○申請方法

健康保険証(お子様)その他必要に応じて提出していただく書類があります。



特定医療(指定難病)

【窓口】富山市保健所 保健予防課

結核・感染症係 ☎428-1152 F 428-1150

各保健福祉センター

次の区分に応じて医療費が助成されます。主治医、保健所にご相談ください。

(1) 入院、通院とも対象となる疾病(国制度)

難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病

※令和3年11月1日から対象疾病が338疾病に拡大されました。

1	球脊髄性筋萎縮症	72	下垂体性ADH分泌異常症	140	ドレーベ症候群	210	単心室症	277	リンパ管腫症/ゴーハム病
2	筋萎縮性側索硬化症	73	下垂体性TSH分泌亢進症	141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	211	左心低形成症候群	278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)
3	脊髄性筋萎縮症	74	下垂体性PRL分泌亢進症	142	ミオクロニー欠伸てんかん	212	三尖弁閉鎖症	279	巨大静脈奇形(頸部咽頭頭びまん性病変)
4	原発性側索硬化症	75	クッシング病	143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	280	巨大動脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)
5	進行性核上性麻痺	76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	144	レノックス・ガストー症候群	214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	281	クリッペル・トレノエー・ウェーバー症候群
6	パーキンソン病	77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	145	ウエスト症候群	215	ファロー四徴症	282	先天性赤血球形成異常性貧血
7	大脳皮質基底核変性症	78	下垂体前葉機能低下症	146	大田原症候群	216	両大血管右室起始症	283	後天性赤芽球病
8	ハンチントン病	79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	147	早期ミオクロニズム	217	エプスタイン病	284	ダイアモンド・ブラックファン貧血
9	神経有棘赤血球症	80	甲状腺ホルモン不応症	148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	218	アルボート症候群	285	ファンコニ貧血
10	シャルコー・マリー・トゥース病	81	先天性副腎皮質酵素欠損症	149	片側性聾・片麻痺・てんかん症候群	219	ギロウエイ・モフト症候群	286	遺伝性鉄芽球性貧血
11	重症筋無力症	82	先天性副腎低形成症	150	環状20番染色体症候群	220	急速進行性糸球体腎炎	287	エプスタイン症候群
12	先天性筋無力症候群	83	アジソン病	151	ラスムッセン脳炎	221	抗糸球体基底膜腎炎	288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
13	多発性硬化症/視神経脊髄炎	84	サルコイドーシス	152	PCDH19関連症候群	222	一次性子葉性腎炎	289	クローンカイト・カナダ症候群
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	85	サルコイドーシス	153	難治頭部分発性重積型急性脳炎	223	一次性子葉性腎炎	290	非特異性多発性小腸潰瘍症
15	封入体筋炎	86	特異性間質性肺炎	154	徐波睡眠期持続性徐波を示すてんかん性脳症	224	紫斑病性腎炎	291	ヒルシンスブルグ病
16	クドウ・深瀬症候群	87	肺動脈性肺高血圧症	155	ランドウ・クレフナー症候群	225	先天性腎尿管炎	292	総排泄腔外反症
17	多系統萎縮症	88	慢性血栓性肺高血圧症	156	レト症候群	226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	293	閉塞性細気管支炎
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	89	リンパ管筋腫症	157	ステーション・ウェーバー症候群	227	オスラー病	294	肺動脈閉鎖症
19	ライソゾーム病	90	網膜色素変性症	158	結節性硬化症	228	閉塞性細気管支炎	295	胎動産後遺症
20	副腎白質ジストロフィー	91	バッド・キアリ症候群	159	色素性乾皮症	229	肺動脈閉鎖症(自己免疫性又は先天性)	296	胆道閉鎖症
21	ミトコンドリア病	92	特異性門脈圧亢進症	160	先天性魚鱗癬	230	肺動脈閉鎖症	297	アラジーラ症候群
22	もやもや病	93	原発性胆汁性胆管炎	161	家族性良性性腺性天疱瘡	231	α1-アンチトリプシン欠乏症	298	遺伝性膝炎
23	プリオン病	94	原発性硬化性胆管炎	162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	232	カーニー複合	299	寡胎性線維症
24	亜急性硬化性全脳炎	95	クローン病	163	特異性後天性全身性無汗症	233	ウォルフラム症候群	300	lgG4関連疾患
25	進行性多巣性白質脳症	96	潰瘍性大腸炎	164	眼皮膚白皮症	234	ベルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)	301	黄斑ジストロフィー
26	HTLV-1関連脊髄症	97	好酸球性消化管疾患	165	肥厚性皮膚骨膜症	235	副甲状腺機能低下症	302	レーベル遺伝性視神経症
27	特異性基底核石灰化症	98	慢性特異性偽性腸閉塞症	166	弾性線維性仮性黄色腫	236	偽性副甲状腺機能低下症	303	若年発症型両側性感音難聴
28	全身性アミロイドーシス	99	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	167	マルファン症候群	237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	304	遅発性内リンパ水腫
29	ウルリッヒ病	100	腸管神経節細胞減少症	168	エーロス・ダンロス症候群	238	ビタミンド依存性くる病/骨軟化症	305	好酸球性副鼻腔炎
30	遠位型ミオパチー	101	ルンビシュタイン・テイビ症候群	169	メンケス病	239	フェニルケトン尿症	306	カナバノ病
31	ベスレムミオパチー	102	CFO症候群	170	オクンゲル・ホーン症候群	240	高チロシン血症1型	307	進行性白質脳症
32	自己食空腔性ミオパチー	103	コステロ症候群	171	ウルルソン病	241	高チロシン血症2型	308	進行性ミオクローヌステんかん
33	シュワルツ・ヤンベル症候群	104	チャージ症候群	172	低ホスファターゼ症	242	高チロシン血症3型	309	先天性三尖弁狭窄症
34	神経線維腫症	105	クリオヒリン関連周期性熱症候群	173	VATER症候群	243	メーブルシロップ尿症	310	先天性三尖弁狭窄症
35	天疱瘡	106	若年性特異性関節炎	174	那須・ハコラ病	244	プロピオン酸血症	311	先天性肺動脈狭窄症
36	表皮水疱症	107	TNF受容体関連周期性熱症候群	175	ウィーバー症候群	245	メチルマロン酸血症	312	左肺動脈右肺動脈起始症
37	膿瘍性乾癬(汎発型)	108	非典型性溶血性尿毒症症候群	176	コフィン・ローリー症候群	246	イソ吉草酸血症	313	グルコーストランスポーター1欠損症
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	109	ブラウ症候群	177	ジュベール症候群関連疾患	247	グルタル酸血症1型	314	グルタル酸血症2型
39	中毒性表皮壊死症	110	先天性ミオパチー	178	モワット・ウィルソン症候群	248	グルタル酸血症2型	315	尿素サイクル異常症
40	高安動脈炎	111	マリネスコ・エーグレン症候群	179	ウィリアムズ症候群	249	グルタル酸血症3型	316	リジン尿性蛋白不耐症
41	巨細胞性動脈炎	112	筋ジストロフィー	180	ATR-X症候群	250	グルタル酸血症4型	317	先天性腎不全
42	結節性多発動脈炎	113	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	181	クルーゾン症候群	251	尿素サイクル異常症	318	シトリン欠損症
43	顕微鏡的多発血管炎	114	遺伝性周期性四肢麻痺	182	アール症候群	252	リジン尿性蛋白不耐症	319	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症
44	多発血管炎性肉芽腫症	115	アトピー性骨髄炎	183	ファイファー症候群	253	先天性葉酸吸収不全	320	先天性グリコシルホスファチジルイノitol(GPI)欠損症
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	116	脊髄空洞症	184	アントレー・ビクスラー症候群	254	ホルフィリン症	321	非ケトシス型高グリシニン血症
46	悪性関節リウマチ	117	脊髄髄膜瘤	185	コフィン・シリズ症候群	255	複合カルボキシラーゼ欠損症	322	β-ケトチオラーゼ欠損症
47	パージャール病	118	アイザックス症候群	186	ロスランド・トムソン症候群	256	筋型糖尿病	323	芳香族L-アミノ酸炭酸酵素欠損症
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	119	遺伝性ジストニア	187	歌舞伎症候群	257	肝型糖尿病	324	メチルグルタコン酸尿症
49	全身性エリテマトーデス	120	神経フェリチン症	188	多脾症候群	258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	325	遺伝性自己炎症疾患
50	皮膚筋炎/多発性筋炎	121	脳脊髄液ヘモグロビン沈着症	189	無脾症候群	259	レシチンコレステロールシフト症候群	326	大理石骨病
51	全身性強皮症	122	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	190	膵耳腎症候群	260	シトステロール血症	327	特異性血栓性血栓形成(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
52	混合性結合組織病	123	皮膚下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	191	ウエルナー症候群	261	タンジール病	328	前眼部形成異常
53	シェーグレン症候群	124	皮膚下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	192	コケン症候群	262	原発性高カドミウム血症	329	虹彩形成症
54	成人スチル病	125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	193	ブラダー・ウィリ症候群	263	脳髄黄色腫症	330	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
55	再発性多発軟骨炎	126	ペリ-症候群	194	ヤング・シンダソン症候群	264	無βリポタンパク血症	331	特異性多中心性キヤッスルマン病
56	ペーチェット病	127	前頭側頭葉変性症	195	1p36欠失症候群	265	脂肪萎縮症	332	膝蓋軟骨軟化症
57	特異性拡張型心筋症	128	ピックアスタック脳幹脳炎	196	4p欠失症候群	266	家族性地中海熱	333	ハッチソン・ギルフォード症候群
58	肥大型心筋症	129	痙攣重積型(二相性)急性脳症	197	5p欠失症候群	267	HgD症候群	334	脳クレアチン欠乏症候群
59	拘束型心筋症	130	先天性無痛無汗症	198	第14番染色体	268	中核・西村症候群	335	ネフロン癆
60	再生不良性貧血	131	アレキサンダー病	199	22q11.2欠失症候群	269	慢性再発性多発性骨髄炎	336	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)
61	自己免疫性溶血性貧血	132	先天性無痛無汗症	200	22q11.2欠失症候群	270	慢性再発性多発性骨髄炎	337	ホモシステニン尿症
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	133	アレキサンダー病	201	アンジェルマン症候群	271	強直性脊椎炎	338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
63	特異性血小板減少性紫斑病	134	先天性無痛無汗症	202	スミス・マクニス症候群	272	進行性骨化性線維異形成症		
64	血栓性血小板減少性紫斑病	135	アレキサンダー病	203	22q11.2欠失症候群	273	筋型糖尿病		
65	原発性免疫不全症候群	136	中隔視神経形成異常症/ドモルタン症候群	204	エマズル症候群	274	骨形成不全症		
66	IgA腎症	137	アikalティ症候群	205	腕弱X症候群関連疾患	275	タナトフロリック骨異形成症		
67	多発性嚢胞胎	138	片側巨脳症	206	腕弱X症候群	276	軟骨無形成症		
68	黄色粘着骨化症	139	限局性皮質異型型	207	腕弱X症候群				
69	後縦帯骨化症	140	神経細胞移動異常症	208	腕弱X症候群				
70	広範脊柱管狭窄症	141	先天性大脳白質形成不全症	209	完全大血管転位症				
71	特異性大脳脊髄液	142							

●医療費助成

1. 指定難病の治療に係る自己負担割合は2割です。  
※医療保険で既に1割負担となっている患者さんの負担割合は1割です。
2. 指定難病の特性に配慮し、外来・入院の区別を設定しないで、世帯の所得に応じた医療費の自己負担上限額（月額）が設定されます。
3. 自己負担上限額は、受診した複数の医療機関などの自己負担をすべて合算した上で適用されます。

(2)入院のみ対象となる疾病(県単独制度)

63	アルツハイマー病	64	ピットク病	66	メニエール病
67	突発性難聴	73	B型慢性肝炎・肝硬変	74	C型慢性肝炎・肝硬変
89	難治性ネフローゼ症候群	93	原発性慢性骨髄線維症	94	不応性貧血(骨髄異形成症候群)

上記の疾病については、入院し高額療養費制度の、自己負担限度額（食事にかかる本人負担額は除く）の3分の1を超えた場合、その超えた額に対して3分の1を限度に支給されます。

先天性血液凝固因子障害者医療

【窓口】富山市保健所 保健予防課

結核・感染症係 ☎428-1152 F 428-1150

各保健福祉センター

先天性血液凝固因子障害者に認定された20歳以上の方について、当該疾病に係る医療費の自己負担分が給付されます。

小児慢性特定疾病

【窓口】富山市保健所 保健予防課

結核・感染症係 ☎428-1152 F 428-1150

各保健福祉センター

国が指定する16疾患群（788疾病）の小児慢性特定疾病児に対し医療費の負担を軽減するために、医療費の自己負担分の一部が助成されます。

対象疾病にかかっている18歳未満の児童で、児童の保護者（児童が属する医療保険の被保険者等）が富山市内に住所を有している方が対象となります。

但し、18歳の時点で認定患者となっており、引き続き治療が必要であると認められる場合は20歳未満まで医療費の助成を行います。

対象となる疾患群は以下の通りです。詳しくはお問い合わせください。

疾患群

(1) 悪性新生物	(2) 慢性腎疾患	(3) 慢性呼吸器疾患	(4) 慢性心疾患
(5) 内分泌疾患	(6) 膠原病	(7) 糖尿病	(8) 先天性代謝異常
(9) 血液疾患	(10) 免疫疾患	(11) 神経・筋疾患	(12) 慢性消化器疾患
(13) 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	(14) 皮膚疾患	(15) 骨系統疾患	(16) 脈管系疾患

療育医療

【窓口】富山市保健所 保健予防課

結核・感染症係 ☎428-1152 F 428-1150

18歳未満で結核のため長期入院が必要な児童に対し、医療費の給付、学習及び療養生活に必要な物品の援助を行います。

### インフルエンザ予防接種

【窓口】富山市保健所 保健予防課

結核・感染症係 ☎428-1152 F 428-1150

60歳以上 65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能の障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害で身体障害者手帳1級の交付を受けている方に保健予防課より個別接種券を送付します。負担金額は接種券に記載してあります。(65歳以上の方には障害の有無に関わらず全員に送付します。)

### 肺炎球菌感染症予防接種

【窓口】富山市保健所 保健予防課

結核・感染症係 ☎428-1152 F 428-1150

今までに一度も接種したことがない方のうち、60歳以上 65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能の障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害で身体障害者手帳1級の交付を受けている方に保健予防課より個別接種券を送付します。負担金額は接種券に記載してあります。(65歳を迎えた方で未接種の場合は、個別接種券の交付申請が必要です。)

### 療養介護給付

【窓口】障害福祉課 医療係 ☎443-2102 F 443-2143

各行政サービスセンター 地域福祉係

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要する方に対し、病院において行われる機能訓練等の費用を助成します。

#### 【対象者】

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次に掲げる者

- (1) 筋萎縮性側索硬化症(A L S)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分が区分6の者
- (2) 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分が区分5以上の者
- (3) 改正前の児童福祉法第43条に規定する重症心身障害児施設に入居した者又は改正前の児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関に入所した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用する(1)及び(2)以外の者

### 精神障害者医療

【窓口】(1)は障害福祉課 医療係 ☎443-2102 F 443-2143

各行政サービスセンター 地域福祉係

(2)は富山市保健所 保健予防課 保健係 ☎428-1152 F 428-1150

#### (1) 任意入院・医療保護入院

入院期間が継続して2年をこえる精神障害者の家族等に対し、月額3,800円を限度として医療費を助成します。助成対象となる医療費は、保険診療として認められる医療全般ですが、他の公費負担や健康保険組合等により付加給付金が支払われるときは、その額を除きます。

#### (2) 措置入院

診察の結果入院が必要とされ、県知事が入院の措置を行った場合、費用徴収額は、当該患者並びにその配偶者及び、当該患者と生計を一にする絶対的扶養義務者の前年の市町村民税所得割の合計額が56万4千円以下の場合には自己負担がなく、56万4千円を超える場合には月額2万円を上限とした自己負担があります。

### 歯科診療

【窓口】富山県歯科保健医療総合センター ☎433-2039

富山県歯科保健医療総合センターでは、心身障害者(児)のために毎週火曜日・水曜日・木曜日の午後(祝日を除く)に診察を行っています。

診察時間 午後1時30分～午後4時30分(完全予約制)

詳細については、直接電話でお問い合わせください。

- (1) 4か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査  
各保健福祉センターでは、発育・発達の節目に各種健康診査を行っています。診査では、児の心身の発育、発達、運動機能、視聴覚などの確認、発達遅滞や障害を早期発見するとともに保護者の育児支援を目的とし、それに合わせ、むし歯の予防や生活習慣、栄養等の育児に関する助言を行い、乳幼児の健全な発育を促しています。また、心と体の発達の遅れが心配される乳幼児を対象に乳幼児発達健康診査、幼児発達支援教室を行っています。
- (2) 精密健康診査  
1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の結果、身体面において精密健康診査が必要とされた幼児には、医療機関で精密健康診査を実施しています。
- (3) 障害幼児子育て支援通所事業  
言語や情緒面につまずきがみられ、子育ての負担の大きい、就学前の児童とその保護者を対象として集団指導を実施しています。
- (4) 訪問指導  
心や身体の病気に関することや、食事、運動等の生活習慣等について、保健師、栄養士、看護師等が訪問して、相談に応じます。  
ご希望の方は、富山市保健所又は各保健福祉センターへ直接電話でお問い合わせください。
- (5) 精神保健福祉相談  
ア 保健所では、こころの健康相談、自殺予防に関する相談、依存症やひきこもりなどのさまざまな不安や悩みに関する相談を行っています。また、精神科医や心理士等による相談を予約制で行っています。  
イ 富山県心の健康センターの「こころの電話（平日日中）（☎428-0606）（夜間・休日）（☎0570-074-333）」で、心の健康に関する相談を行っています。  
ひきこもりに対する相談窓口として、「富山県ひきこもり地域支援センター（☎428-0616 専用電話）」や、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存状態に対する相談窓口として、「富山県依存症相談支援センター（☎461-3957 専用電話）」では、医療や福祉などの支援機関と連携し、相談に対応します。
- (6) 心身障害児の療育  
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター（☎438-2233）では、専門スタッフ（医師、看護師、療法士、心理士、保育士、相談支援専門員等）が、児童一人ひとりの障害の状況、発達段階に応じた療育を総合的に行っています。
  - ① 入所支援（医療型障害児入所施設、短期入所、日中一時支援）
    - ・満18歳未満の障害児（主に肢体不自由児）及び重度重複障害児が入所し、整形外科的及び小児神経学的治療訓練及び生活指導を受け、将来の自立に必要な知識・技能を身につけることができるよう支援しています。
    - ・なお、「短期入所、日中一時支援」（満18歳未満対象）については、肢体不自由児及び重度重複障害児を対象として実施しています。
  - ② 通所支援（児童発達支援センター、児童発達支援事業、放課後等デイサービス）
    - ・言葉や運動、対人関係や社会性など心身に発達の遅れや障害のあるお子さんに対し、診断・治療・評価（心理、理学、作業、言語）・各種療法（理学療法、作業療法、言語聴覚療法）・保育・相談にいたる一貫した機能をもとに、個々の障害や発達状況に応じた療育を行っています。
    - ・なお、「放課後等デイサービス」（学齢児対象）については、重症心身障害児を対象として実施しています。
  - ③ 地域生活支援（保育所等訪問支援事業、障害児等療育支援事業、障害児相談支援事業）
    - ・障害児が住み慣れた地域で安心して生活することができるように支援していくために、保護者や関係機関職員を対象にセンター内や地域の施設で相談・支援をしています。
    - ア 保育所等訪問支援事業（訪問支援員が保育所等を訪問し、専門的な支援を行います。）
    - イ 障害児等療育支援事業（訪問相談、外来相談（予約制）、電話相談により支援を行っています。小集団の療育も行っています。）
    - ウ 障害児相談支援事業（障害児支援計画の作成及び定期的なモニタリングを行います。）

## 5 手当・年金

障害者の生活基盤を確立するため、次の手当・年金が支給されます。

### 障害児福祉手当

【窓口】障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F 443-2143  
各行政サービスセンター 地域福祉係

#### ○趣旨

日常生活において常時の介護を必要とする在宅の障害児に支給されます。

#### ○対象者

20歳未満で、次のすべてに該当する方に支給されます。

- (1) 施設に入所していない方
- (2) 障害年金等を受給していない方
- (3) 次の障害が1つ以上該当する方

概ね、身体障害者手帳の1級と2級の一部、療育手帳のAで常時介護を要する方が該当します。

1. 両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
2. 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4. 両上肢の全ての指を欠くもの
5. 両下肢の用を全く廃したもの
6. 両大腿を2分の1以上失ったもの
7. 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
8. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
10. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

#### ○手当額・支給月

月額 15,220円

申請の翌月分から2月、5月、8月、11月の中旬に届出のあった口座へ振込まれます。

#### ○申請

認定診断書、認定請求書、振込依頼書、所得状況届、マイナンバーカードを障害福祉課又は各行政サービスセンターに提出してください。

#### ○所得制限

特別障害者手当と同じです。(32ページ参照)

#### ○届出

- (1) 次のようなときは、ただちに届出てください。

- ア 施設に入所したとき
- イ 障害の程度が該当しなくなったとき
- ウ 氏名・住所・振込口座を変更したとき

- (2) 毎年、8月上旬に現況を確認します。届書は事前に郵送しますので、提出してください。

## ○趣旨

精神または身体の著しく重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を要する方に支給されます。なお、障害児福祉手当とは、対象が異なります。

## ○対象者

20歳以上で次のすべてに該当する方に支給されます。

- (1) 施設に入所していない方
- (2) 続けて3か月以上入院していない方
- (3) 次の障害のいずれかに該当すると認定された方
  - ア 別表2の1～7のうち、2つ以上の障害がある方
  - イ 別表2の1～7のうち、1つの障害があり、かつ、別表3の1～11のうち、2つ以上の障害がある方
  - ウ 肢体不自由で別表2の3～5のうち、1つの障害があり、かつ別表4の日常生活動作評価表で10点以上の方
  - エ 内部障害等で別表1の8の障害があり、かつ、絶対安静と診断された方
  - オ 精神障害（知的障害を含む）で別表1の9の障害があり、かつ、別表5の日常生活能力判定表で14点以上の方

## 別表1

1. 両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
2. 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4. 両上肢の全ての指を欠くもの
5. 両下肢の用を全く廃したもの
6. 両大腿を2分の1以上失ったもの
7. 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
8. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
10. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

（備考） 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

## 別表2

- 1-1. 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
- 1-2. 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
- 1-3. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
- 1-4. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
2. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
4. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの

5. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
6. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも
7. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

### 別表 3

- 1-1. 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの
- 1-2. 一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
2. 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
3. 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
4. そしゃく機能を失ったもの
5. 音声又は言語機能を失ったもの
6. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
7. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢の全ての指を欠くもの若しくは一上肢の全ての指の機能を全廃したもの
8. 一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの
9. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
10. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のも
11. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

### 別表 4

#### 〔日常生活動作評価表〕

1. タオルを絞る（水をきれ程度）
2. とじひもを結ぶ
3. かぶりシャツを着て脱ぐ
4. ワイシャツのボタンをとめる
5. 座る（正座・横すわり・あぐら・脚なげだしの姿勢を持続する）
6. 立ち上がる
7. 片足で立つ
8. 階段の昇降

(備考) おおむね全介助 2 点  
半介助 1 点  
介助なし 0 点とする。

### 別表 5

#### 〔日常生活能力判定表〕

1. 食事
2. 用便（月経）の始末
3. 衣服の着脱
4. 簡単な買い物
5. 家族との会話
6. 家族以外の者との会話
7. 刃物・火の危険
8. 戸外での危険から身を守る（交通事故）

(備考) おおむね全介助 2 点  
半介助 1 点  
介助なし 0 点とする。

○手当額・支給月

月額 27,980 円

申請の翌月分から2月、5月、8月、11月の中旬に届出のあった口座へ振込まれます。

○申請

認定請求書、認定診断書、振込依頼書、所得状況届、マイナンバーカードを障害福祉課又は各行政サービスセンターに提出してください。2つ以上の障害で請求される方は認定診断書をそれぞれの障害について提出してください。

○所得制限

障害者本人または配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が、次の表の額以上の場合は、その年の8月から翌年の7月まで支給が停止されます。

所得制限限度額表		
扶養親族等の人数	本人所得	配偶者・扶養義務者等所得
0 人	3,604,000 円	6,287,000 円
1 人	3,984,000 円	6,536,000 円
2 人	4,364,000 円	6,749,000 円
3 人	4,744,000 円	6,962,000 円
4 人	5,124,000 円	7,175,000 円
5 人	5,504,000 円	7,388,000 円
6人以上	以下 380,000 円 ずつ加算	以下 213,000 円 ずつ加算

(注)

1. 「所得」は諸控除後の額とします。
2. 扶養義務者とは、直系血族・兄弟姉妹で受給資格者の生計を維持しているものをいいます。

○届出

(1) 次のようなときは、ただちに届出てください。

- ア 施設に入所したとき
- イ 3か月以上入院したとき
- ウ 障害の程度が該当しなくなったとき
- エ 氏名、住所、振込口座を変更したとき

(2) 毎年、8月上旬に現況を確認します。届書は事前に郵送しますので、提出してください。

経過的福祉手当

【窓口】障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F 443-2143  
各行政サービスセンター 地域福祉係

20歳以上の方で、昭和61年3月31日まで福祉手当を受給していた方のうち、昭和61年4月1日以降に障害基礎年金、特別障害者手当等を受給できない方に支給します。手当額、支給月、所得制限、届出は、障害児福祉手当と同じです。



○趣旨

精神または身体に中程度以上の障害を有する 20 歳未満の児童を監護する父又は母、若しくはその養育者に対し、手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的にしています。

○対象者

次のすべてに該当する方に支給します。

- (1) 児童や父若しくは母、又は養育者が日本国内に住んでいる方
- (2) 障害年金を受給していない方
- (3) 施設に入所していない方
- (4) 20 歳未満で次の障害を有する方

概ね身体障害者手帳の 1～3 級、4 級の一部、療育手帳の A、B の一部が該当します。

(重度) 別表 1

1	両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のものなど
2	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4	両上肢の全ての指を欠くもの
5	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
7	両下肢を足関節以上で欠くもの
8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(中度) 別表 2

1	両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のものなど
2	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
3	平衡機能に著しい障害を有するもの
4	そしゃくの機能を欠くもの
5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
8	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
9	一上肢の全ての指を欠くもの
10	一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
11	両下肢の全ての指を欠くもの
12	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
13	一下肢を足関節以上で欠くもの
14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

○手当額・支給月

障害の程度が重度の方（33 ページ別表 1）は、手当額が月額 53,700 円、中度の方（33 ページ別表 2）は月額 35,760 円、認定の請求をした月の翌月分から支給され、年 3 回（4 月、8 月、12 月）、各支払期（12 月期分においては、11 月支払い）の前月までの分が支給されます。

○申請

認定請求書、診断書、戸籍謄本等が必要です。障害等級 1 級の身体障害者手帳を交付されてから 1 年以内の方（内部障害を除く）又は療育手帳 A をお持ちの方は、診断書は必要ありません。（申請される前に、窓口へご相談ください）

○所得制限

受給資格者本人又は配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が、次の表の額以上の場合は、その年の 8 月から翌年の 7 月までの支給が停止されます。

所得制限限度額表		
扶養親族等の人数	受給資格者	配偶者・扶養義務者等
0 人	4,596,000 円	6,287,000 円
1 人	4,976,000 円	6,536,000 円
2 人	5,356,000 円	6,749,000 円
3 人	5,736,000 円	6,962,000 円
4 人	6,116,000 円	7,175,000 円
5 人	6,496,000 円	7,388,000 円
6 人以上	以下 380,000 円 ずつ加算	以下 213,000 円 ずつ加算
⑨ 同一生計配偶者（70 歳以上の者に限る。）、特定扶養親族又は老人扶養親族がある場合は、限度額が異なります。		

（注）

- 1 「所得」は、法律等で定められた範囲内の控除後の額とします。
- 2 扶養義務者とは、受給資格者と生計を同じくしている直系血族、兄弟姉妹をいいます。

○届出

次のようなときは、ただちに届出てください。

- ア 施設に入所したとき
- イ 障害の程度が該当しなくなったとき
- ウ 住所・氏名が変更したとき

○更新

障害の程度を確認するため、障害の種類に応じて定期的に診断書を提出していただきます。必要な場合は案内があります。

○障害年金への移行

20 歳からは、国民年金の障害基礎年金が受給できます。

くわしくは、39 ページの年金制度をご覧のうえ、窓口へお問い合わせください。

○趣旨

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童が、父又は母と生計を同じくしていない場合に、児童の育成を図るため、その母又は父、養育者に手当が支給されますが、父又は母が政令で定める程度の障害者である場合にも、同様に手当が支給されます（所得制限あり）。児童が、33ページ別表2以上の障害がある場合は、20歳未満まで延長して支給されます。

○支給制限

次に該当する場合は支給されません。

- (1) 婚姻の届出はしていないが、事実上の婚姻関係にあるとき
- (2) 対象児童が、児童福祉施設に入所しているとき（母子生活自立支援施設、通園を除く）
- (3) 児童や父若しくは母、または養育者が日本国内に住んでいないとき など

○手当額・支給月

児童1人の場合、所得に応じて月額10,410円～44,140円の支給があります。ただし、支給基準により停止になる場合もあります。児童が2人の場合は、上記金額に所得に応じて5,210円～10,420円の加算、3人目以降は所得に応じてさらに3,130円～6,250円ずつ加算されます。

手当は認定の請求をした日の属する月の翌月から支給され、年6回（奇数月）支払月の前月までの分が支給されます。

○申請

戸籍謄本、その他必要に応じて提出していただく書類があります。

○所得制限

受給資格者、または扶養義務者等の前年の所得が、次の表の額以上の場合は、その年の11月から翌年の10月まで支給が停止されます。

（注1）「所得」は、法律で定められた範囲内の控除後の額とします。

障害基礎年金等を受給されている方は、非課税の公的年金給付等も所得に含みます。

（注2）扶養義務者とは、受給資格者と生計を同じくしている直系血族・兄弟姉妹をいいます。

所得制限限度額表			
扶養親族等の数	受給資格者		扶養義務者・配偶者・孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人	2,010,000円	3,440,000円	3,880,000円
5人	2,390,000円	3,820,000円	4,260,000円

（注）同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、特定扶養親族又は老人扶養親族がある場合は、限度額が異なります。

○一部支給停止措置について

児童扶養手当の受給から5年を経過する等の要件に該当される方については、手当の一部が支給停止される場合があります。

ただし、就業している等の事由に該当された場合、必要な書類を提出していただくことによって、以前と同様に児童扶養手当を受給することができます。

**心身障害者・児福祉金**

**【窓口】障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F443-2143  
各行政サービスセンター 地域福祉係**

○趣旨

心身障害者の生活を激励し、障害児の健全な育成を助成するため福祉金を支給します。

○対象者及び支給金額等

在宅の方で、身体障害者手帳の1級～4級の方、療育手帳の交付を受けている方及び精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている方に次の表の区分に応じて支給します。

支給は、申請の翌月分から、9月下旬と3月下旬の年2回です。

	等 級	支給金額（年額）	支給金額（月額）
身体障害者手帳	1・2級	24,000円	2,000円
	3・4級	18,000円	1,500円
療育手帳	A	24,000円	2,000円
	B	18,000円	1,500円
精神障害者 保健福祉手帳	1級	24,000円	2,000円
	2級	18,000円	1,500円
児 童		24,000円	2,000円

○申請

手帳・預金通帳を持参してください。

○所得制限

障害者本人及び扶養義務者のいずれかの方について、その年度の市町村民税の所得割が課税されている時は、4月から翌3月まで支給されません。

(扶養義務者)

障害者(20歳以上)の場合 障害者と同一の世帯に属し、かつ生計を同じくする配偶者又は子

障害児(20歳未満)の場合 障害者と同一の世帯に属し、かつ生計を同じくする父母、配偶者又は子

○届出

振込口座を変更した場合や施設入所された場合は、ただちに届出てください。また施設を退所された場合は、再度申請してください。

## 介 護 手 当

【窓口】障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F 443-2143  
長寿福祉課 長寿福祉係 ☎443-2062 F 443-2180  
各行政サービスセンター 地域福祉係

### ○趣旨

日常生活の食事や入浴、被服の着脱に常時介護が必要な6歳以上の身体障害者・知的障害者、高齢者でねたきりや認知症の方を介護している方の負担を軽減するため手当を支給します。

### ○対象者

次の(1)～(4)のいずれかの方を常時介護している方で、居宅での日常生活において常時介護を必要とする状態が6か月以上経過し、その状態が今後も継続すると認められるとき

- (1) 1級または2級の身体障害者手帳の交付を受けた方
- (2) 障害の程度がAの療育手帳の交付を受けた方
- (3) 60歳以上のねたきりの方
- (4) 65歳以上の重度または中度の認知症の高齢者

ただし、(1)のうち60歳以上の方、(3)・(4)の方を介護するときは長寿福祉課が窓口です。

### ○所得制限

被介護者等の世帯に属すると認められるすべての世帯員の合計所得金額が1,000万円以上の場合には支給されません。

### ○手当額・支給月

被介護者等の世帯に属すると認められるすべての世帯員全員が市町村民税非課税の場合

月額 10,000円

被介護者等の世帯に属すると認められるすべての世帯員全員に1人でも市町村民税課税の者がいる場合

月額 5,000円

申請の翌月分から、1月、4月、7月、10月中旬に介護者名義の口座に振込まれます。

### ○申請

民生委員等又は地域包括支援センターに常時介護を要する状態であることを証明していただく必要があります。窓口にご相談ください。

### ○届出

次のようなときは、ただちに届出てください。

- ア 介護を受けている方が入退院したり、施設に入退所したとき(入院後もしくは入所後の翌月分から支給停止になります)
- イ 介護している方が変わったとき
- ウ 障害等の程度が該当しなくなったとき
- エ 振込口座を変更したとき

### ○更新

常時介護を要する状態を毎年確認します。更新申請書を郵送しますので毎年5月に更新手続きを行ってください。また、常時介護を要しなくなった方は後日、介護手当の支給を中止する旨のご案内をします。

外国人障害者福祉手当

【窓口】障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F443-2143  
各行政サービスセンター 地域福祉係

○趣旨

日本国籍を有しないため、国民年金に加入できなかった富山市在住の外国人に対して、福祉の増進を図るため、手当を支給します。

○対象者

次の①～④のすべてに該当する方に支給されます。

- ① 昭和 57 年 1 月 1 日前から外国人登録をされ、申請日現在、本市の住民基本台帳に 1 年以上記録されている方
- ② 昭和 37 年 1 月 1 日以前に生まれた方
- ③ 昭和 57 年 1 月 1 日前から身体障害者手帳 1・2 級を持つ方または療育手帳 A を持つ方
- ④ 公的年金を受給していない方

○手当額・支給月

月額 20,000 円で、毎年 8 月、12 月、4 月に認定の請求をした月の翌月分から支給されます。

○申請

手帳、預金通帳、印鑑を持参して下さい。なお、対象者の所得により制限があります。

障害者の経済的基盤を確立するため、障害認定日（初診日から1年6か月を経過した日または障害固定日）に一定の障害の状態に該当する方は、申請により障害基礎年金を受給できます。

○対象者

- ① 国民年金加入中に初診日のある傷病で一定の障害の状態になった方
- ② 国民年金に加入していた方で60歳以上65歳未満の間に初診日のある病気やけがで一定の障害の状態になった方（老齢基礎年金の繰り上げ受給をしていないことが必要です。）  
ただし①、②とも初診日のある月の前々月までの加入期間のうち、保険料の未納期間が3分の1未満であることが必要です。特例として初診日が令和8年4月1日前までの傷病については初診日のある月の前々月までの1年間に未納期間がないときに年金を受給できます。
- ③ 20歳前に初診日のある傷病で一定の障害の状態となった方  
20歳になったときから年金を受給できますが所得制限があります。

○障害程度

一定の障害とは33ページの別表1、2の状態に該当することをいいます。

※身体障害者手帳の等級認定と年金の等級認定は異なります。

○年金額（令和5年度）

障害基礎年金1級 年額 993,750円（S31.4.2生～）、990,750円（～S31.4.1生）

障害基礎年金2級 年額 795,000円（S31.4.2生～）、792,600円（～S31.4.1生）

子の加算として、2人目まで1人につき年額228,700円、3人目からは1人につき年額76,200円が加算されます。

※受給者によって生計を維持されている18歳未満の子（33ページの別表1、2に掲げる障害程度があるときは20歳未満）があるときは子の加算があります。

○申請

所定の診断書等がありますので、年金手帳または基礎年金番号通知書を持参のうえ保険年金課へご相談ください。

ただし、第3号被保険者期間中に初診日があるときは、富山年金事務所へご相談ください。

	厚生年金保険（障害厚生年金）	
支給要件	加入期間中に初めて医師の診療を受けた傷病による障害。ただし、障害基礎年金の支給要件を満たしている者であること。	
障害認定時	障害基礎年金と同じ。	
年金額	<p>【1級】 （報酬比例の年金額）×1.25+配偶者の加給年金額（228,700円）</p> <p>【2級】 （報酬比例の年金額）+ 配偶者の加給年金額（228,700円）</p> <p>【3級】 （報酬比例の年金額）※最低保障額 596,300円（S31.4.2生～） 報酬比例の年金額の計算式 594,500円（～S31.4.1生）</p> <p>{ 平均標準報酬月額 × <math>\frac{7.125}{1000}</math> × 平成15年3月までの被保険者期間の月数（※） + 平均標準報酬額 × <math>\frac{5.481}{1000}</math> × 平成15年4月以降の被保険者期間の月数（※） }</p> <p>平均標準報酬月額とは、平成15年3月までの被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額の総額を、平成15年3月までの被保険者期間の月数で除して得た額です。</p> <p>平均標準報酬額とは、平成15年4月以降の被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額を、平成15年4月以後の被保険者期間の月数で除して得た額（賞与を含めた平均月収）です。</p> <p>※被保険者期間が、300月（25年）未満の場合は、300月とみなして計算します。 また、障害認定日の属する月後の被保険者期間は、年金額計算の基礎とはされません。</p>	
障害等級の例	1級	障害基礎年金と同じ
	2級	障害基礎年金と同じ
	3級	両眼の視力がそれぞれ0.1以下のもの その他

**20歳前傷病による障害基礎年金にかかる所得制限**

20歳前に傷病を負った人の障害基礎年金については、本人が保険料を納付していないことから、所得制限が設けられており、所得額が370万4千円（扶養親族がない場合）を超える場合には年金額の2分の1相当額に限り支給停止とし、472万1千円を超える場合には全額支給停止とする二段階制がとられています。

（年金額）	1級=①993,750円、②990,750円 （月額 ①82,812円、②82,562円） 2級=①795,000円、②792,600円 （月額 ①66,250円、②66,050円） （全額支給）	2分の1 支給停止	全額 支給停止
		1級=①496,875円、②495,375円 （月額 ①41,406円、②41,281円） 2級=①397,500円、②396,300円 （月額 ①33,125円、②33,025円）	
所得	0	370.4万円	472.1万円

（※）①：S31.4.2生～、②：～S31.4.1生（注）所得は扶養親族がない場合です。



## 特別障害給付金

【窓口】保険年金課 国民年金係 ☎443-2067 F 443-1260  
各行政サービスセンター 地域福祉係  
富山年金事務所 ☎441-3926 F 431-1433

### ○趣旨

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者に特別障害者給付金を支給することにより、福祉の増進をはかります。

### ○対象者

平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生または昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者であって、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金1、2級相当の障害に該当する方

### ○支給額（令和5年度）

1級：月額53,650円（2級の1.25倍）

2級：月額42,920円

- ・支給額は、毎年度自動物価スライドがあります。
- ・所得によって支給制限となる場合があります。
- ・老齢年金等を受給されている場合は支給制限があります。
- ・支払は年6回（2月、4月、6月、8月、10月、12月）で、前月分までをお受け取り頂くこととなります。（初回支払などの特別な場合は、奇数月に支払が行われることがあります。）

### ○注意事項

- ・給付金の支給は、請求のあった月の翌月分から支給いたします。（請求が遅れた場合は遡って支給することはできませんのでご注意ください。）
- ・障害認定事務は、過去の状況を確認する必要があるなど非常に時間がかかる場合があります。なお支給が決定すれば、請求月の翌月に遡って支給額を計算いたします。

## 心身障害者扶養共済制度

【窓口】障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F 443-2143  
各行政サービスセンター 地域福祉係

### ○趣旨

障害者の保護者が掛金を納め、保護者が死亡または重度障害者となった場合に、障害者に生涯を通じて年金を支給することで生活の安定をはかります。

### ○加入対象者

次の(1)～(3)のいずれかに該当する障害者の保護者で、生命保険に加入できる健康状態にあり、4月1日時点の年齢が満65歳未満の方

- (1) 療育手帳の交付を受けた方
- (2) 1級～3級の身体障害者手帳の交付を受けた方
- (3) 精神や身体に永続的な障害のある方で、(1)、(2)に準ずる方

加入時の年齢	～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
掛金（月額）	9,300円	11,400円	14,300円	17,300円	18,800円	20,700円	23,300円

○掛金 毎年4月に1年分の納付書をお送りします。お近くの銀行で納めてください。

○年金額

月額 20,000 円、2 口まで加入でき、この場合は月額 40,000 円、掛金は倍額になります。

○掛金の減免

次の方は掛金が減免されます。

- (1) 生活保護受給世帯 — 1 口目は全額免除、2 口目は半額免除
- (2) 市民税非課税世帯 — 1 口目は半額免除、2 口目は4分の1の金額を免除
- (3) 昭和 61 年 3 月 31 日以前の加入者の方で 65 歳に達し、かつ掛金納付期間が 25 年以上の方は、全額免除
- (4) 昭和 61 年 4 月 1 日以降の加入者の方で 65 歳に達し、かつ掛金納付期間が 20 年以上の方は、全額免除

○弔慰金

1 年以上加入した後に、加入者より先に障害者が死亡した場合は、加入者に次のとおり弔慰金が支給されます。

加入期間	1 年以上 5 年未満	5 年以上 20 年未満	20 年以上
弔慰金額	50,000 円	125,000 円	250,000 円

(2 口加入の場合はそれぞれの加入期間に応じた金額となります。)

○脱退一時金

5 年以上加入した後に、この制度を脱退した場合は、加入期間に応じて次のとおり脱退一時金が支給されます。

加入期間	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
金額	75,000 円	125,000 円	250,000 円

(2 口加入の場合はそれぞれの加入期間に応じた金額となります。)

○税の措置

掛金は所得から控除（小規模企業共済等掛金控除）され、年金・弔慰金は非課税です。

○加入手続

加入者の健康状態をうかがいますので、加入者本人が印鑑ご持参のうえ、窓口でお問い合わせください。

## 6 税の軽減・減免

障害者の生活基盤を確立するため、税の負担が軽減・減免されます。

### 所得税・住民税

【窓口】 富山税務署 ☎432-4191（自動音声案内）  
富山市役所市民税課 ☎443-2031～2033

#### ○趣旨

年末調整や確定申告（もしくは住民税の申告）によって、障害者の方や障害者を扶養している方の税の負担が軽減されます。

※住民税については要件に該当した年の翌年度から適用となります。

#### ○対象者

対象となる方は、その年の12月31日（年の途中で死亡し又は出国した場合には、その死亡又は出国の日）現在、次に該当される方です。※住民税については前年の12月31日現在

所得のある本人または同一生計配偶者、扶養親族が次の(1)～(8)のいずれかに該当する方

- (1) 精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方（すべて特別障害者）
- (2) 児童相談所、知的障害者福祉法第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター又は精神保健指定医により知的障害者と判定された方（重度の知的障害者と認定された方は特別障害者）
- (3) 「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている方（1級は特別障害者）
- (4) 「身体障害者手帳」に身体上の障害がある旨の記載がされている方（1級又は2級は特別障害者）
- (5) 「戦傷病者手帳」の交付を受けている方（恩給法別表第1号表の2に定める特別項症から第3項症までの方は特別障害者）
- (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方（すべて特別障害者）
- (7) 常に就床を要し、複雑な介護を要する方（すべて特別障害者）  
（引き続き6か月以上にわたって身体の障害により就床を要し、介護を受けなければ自ら排便などを行うことができない程度の状態にあると認められる方をいいます）
- (8) 精神や身体に障害がある年齢65歳以上の方で、その障害の程度が上記の(1)、(2)又は(4)に掲げる方と同程度であるとして市町村長、特別区の区長又は福祉事務所長の認定を受けた方

#### ○所得控除額

区 分	所得税	住民税
障 害 者	27 万円	26 万円
特 別 障 害 者	40 万円	30 万円
同 居 特 別 障 害 者	75 万円	53 万円

#### ○住民税の非課税

上記の(1)～(8)に該当する方で、前年の合計所得金額が135万円以下の方は、住民税が非課税です。

※詳しくは、上記窓口へお問い合わせください。

### 個人事業税の課税対象外と減免

【窓口】 富山県総合県税事務所課税第一課事業税第二班

☎444-4506 F 444-4514

#### ○趣旨

下記対象者等の区分に応じて、課税対象外又は申請により減免になり、税の負担が軽減されます。

#### ○対象者等※減免には県への申請が必要です。（納期限まで。）詳細は上記窓口へお問い合わせください。

課税対象外	両眼の視力(屈折異常のある者については矯正視力について測定したものをいう。)が0.06以下の視力障害者が行うあんま、はり、きゅう等の医業に類する事業		
減免※	身 体 障 害 者	314 万円以下	12,000 円
		314 万円を超え 332 万円以下	10,000 円
		332 万円を超え 350 万円以下	9,000 円
特 別 障 害 者	特別障害者又は扶養している特別障害者1人につき、	税率5%	40,000 円(減免上限額)
	右の額を上限として減免します。ただし、事業所得が	税率4%	32,000 円(減免上限額)
	1,000 万円を超える方の事業税は減免となりません。	税率3%	24,000 円(減免上限額)

## 贈与税の非課税

【窓口】 富山税務署 ☎432-4191（自動音声案内）

特定障害者を受益者とする「特定障害者扶養信託契約」に基づき、金銭・有価証券その他の財産を信託業務を営む金融機関に信託し、その信託の際に「障害者非課税信託申告書」を当該金融機関の営業所を經由して特定障害者の納税地の所轄税務署長に提出することにより、その信託受益権の価額のうち6,000万円(特定障害者のうち特別障害者以外の者については3,000万円)までの金額が非課税となります。

この契約は、信託の収益を特定障害者の生活又は療養の費用に充てるため、定期に、かつ、その実際の必要に応じて適切に分配され、信託の期間を特定障害者の死亡の日に終了することなど一定の要件を備えたものをいいます。

なお、特定障害者とは、特別障害者及び特別障害者以外の者を総称しています。

特別障害者とは、所得税法の所得控除対象となる障害者のうちの特別障害者をいいます。

また、特別障害者以外の者とは、①精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者、②児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者、③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、④精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者でその障害の程度が精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所等の判定により知的障害者とされた者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者をいいます。

## 相続税の軽減

【窓口】 富山税務署 ☎432-4191（自動音声案内）

財産を相続又は遺贈で受けた方の障害の程度、年齢に応じて税が軽減されます。軽減される税額は、次の表のとおりです。なお、障害者及び特別障害者とは、所得税法の所得控除対象となる障害者及び特別障害者をいいます。

区 分	軽減される税額
障 害 者	(85歳－相続時の年齢) × 10万円
特 別 障 害 者	(85歳－相続時の年齢) × 20万円

## 関税の免除

【窓口】 伏木税関支署富山出張所 ☎437-9895

身体障害者用に製作された器具、物品の輸入及び慈善または社会福祉施設のために寄贈された物品の輸入については、関税が免除されることもあります。

自動車税（環境性能割・種別割）  
軽自動車税（環境性能割・種別割）

【窓口】富山県総合県税事務所自動車税センター

☎424-9211（自動音声案内） F 424-9749

（軽自動車税種別割は、富山市役所市民税課 ☎443-2031）

○趣旨

障害者本人が使用する自動車、障害者と生計を一にしている方が専ら障害者のために使用する自動車、または障害者のみで構成される世帯を常時介護する方が専ら障害者のために使用する自動車の自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割・種別割）が、減免になります。

○対象者等

別表の区分に応じ、減免となります。

○減免台数

障害者1人につき1台に限ります。既に申請年度の減免を受けた自動車がある場合、その自動車を抹消登録しない限り、申請年度は新たに自動車税種別割の減免を受けることができません。

○減免額

自動車税（種別割）	年税額にして43,500円を上限額として減免となります。（※） ・納期限（5月末日）までに申請してください。 <u>（4月1日午前0時時点で減免の対象とする自動車が身体障害者の方の名義で減免要件に該当する場合。）</u> それ以外は、年度途中での減免となり、その場合減免上限額は、 $43,500円 \times \frac{\text{申請の受理された翌月から3月末までの月数}}{12}$ となります。
軽自動車税（種別割）	当該軽自動車税（種別割）の年税額の全額が減免となります。 当該年度の4月2日から納期限（5月末日）までに申請してください。 <u>（賦課期日である4月1日時点で減免の対象とする軽自動車等が身体障害者等の名義で減免要件に該当する場合）</u>
環境性能割	取得価格300万円×税率を上限額として減免となります。 ・低公害車の場合、減免上限額は軽減税率で算出します。 ・障害のある方が利用するための改造費用については特例計算します。

（※）ただし、令和元年9月30日以前に新車新規登録を受けた自家用自動車については、減免上限額は45,000円となります。また、令和元年9月30日以前に新車新規登録を受けた総排気量2,000cc以下の自家用乗用車については、年税額が45,000円を超える場合も、年税額が上限額となります。

○減免となる自動車の所有形態（自動車の所有者、運転者の状況）

自動車所有者 運転者	障害者本人が所有者 （納税義務者）	障害者と生計同一の家族が所有者 （納税義務者）
障害者本人	障害者が自ら運転するもの	対象になりません
障害者と生計同一の家族	障害者と生計を一にする者が、専ら当該障害者のために運転するもの	身体障害者で年齢18歳未満の者、知的障害者又は精神障害者と生計を一にする者が専ら当該障害者のために運転するもの
介護者	障害者（障害者のみで構成される世帯の者に限る）を常時介護する者が運転するもの	対象になりません

○申請のときに必要な添付書類等 ※個人番号を証明する書類：個人番号付きの住民票など

自動車税 （環境性能割・種別割）	本人運転の場合	自動車検査証（車検証）の写し、障害者手帳の写し、運転免許証の写し、マイナンバーカードの写し（両面）又は個人番号を証明する書類（自動車税種別割の年税額に対する減免申請の場合）
軽自動車税 （環境性能割）	生計同一者運転の場合	自動車検査証（車検証）の写し、障害者手帳の写し、運転免許証の写し、申請者・運転者・身体障害者等の住民票、使用目的証明書、マイナンバーカードの写し（両面）又は個人番号を証明する書類（自動車税種別割の年税額に対する減免申請の場合）
軽自動車税（種別割）		自動車検査証（車検証）の写し、障害者手帳（原本）、運転免許証の写し ※生計を一にする方（障害者と同居の場合を除く）が所有または運転する場合は生計同一証明書が、常時介護する方が運転する場合は常時介護証明書が、上記に加えて必要です。

(注1) 減免対象となる自動車の名義（納税義務者）は、運転区分にかかわらず次のとおりです。

① 身体障害者手帳をお持ちの方

(ア) 18歳以上……本人名義に限ります。

(イ) 18歳未満……本人又は生計同一の方名義です。

② 戦傷病者手帳をお持ちの方……本人名義に限ります。

③ 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方……本人又は生計同一の方名義です。

(注2) このほか、障害者等の方が利用するため、特別の仕様に製造され又は改造された自動車の中にも減免の対象となるものがあります。

◎ 申請書の提出期限や必要書類など詳細については、窓口までお問い合わせください。

<減免の範囲>

障 害 の 区 分		本人が運転する場合	生計を一にする者又は障害者を常時介護する者が運転する場合	
身 体 障 害 者	視 覚	1 級 ～ 5 級		
	聴 覚	2 級 及び 3 級		
	平 衡 機 能	3 級 及び 5 級		
	音 声 ・ 言 語 ・ そ し ゃ く 機 能	3 級		
	上 肢	1 級 及び 2 級		
	下 肢	1 級 ～ 6 級	1 級 ～ 3 級	
	体 幹	1 級～3 級及び5 級	1 級 ～ 3 級	
	運 動 機 能	上 肢	1 級 及び 2 級	
		移 動	1 級 ～ 6 級	1 級 ～ 3 級
	※ 内 部 機 能		1 級 及び 3 級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害及び肝臓機能障害		1 級 ～ 3 級		
知 的 障 害 者		「療育手帳A」及び「療育手帳Bのうち小学校就学の始期に達するまでの児童」		
精 神 障 害 者		精神障害者保健福祉手帳 1 級		

※ 内部機能とは、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸及び小腸の機能をいう。

・ 詳しい障害区分・等級の判定については、それぞれの窓口にお問い合わせください。

○ 税制改正により、令和元年10月1日から自動車取得税（県税）が廃止され、自動車税・軽自動車税に「環境性能割」が導入されました。（減免の範囲に変更はありません。）また、自動車税は「自動車税（種別割）」、軽自動車税は「軽自動車税（種別割）」に名称が変更されました。

## 7 公共料金等の軽減

活動範囲を広げ、情報伝達を円滑にするため、公共料金が軽減されます。

### 旅客鉄道運賃の割引

### 【窓口】JR各駅・富山地方鉄道等各駅

#### (1) 身体障害者手帳・療育手帳について

身体障害者手帳または療育手帳に第1種及び第2種と記載されている方は次の区分に応じて運賃・料金が割引になります。

乗車券を購入する時や、車内で運賃を支払う時に手帳を提示してください。富山地方鉄道等の私鉄バス、市電を利用される時は、運賃を支払うときに手帳を提示してください。

#### ○JR（鉄道・バス・航路）・富山地方鉄道（電車）・あいの風とやま鉄道等

	第1種障害者と 介護者の乗車	第1種障害者 本人単独	第2種障害者
割引対象者	本人と介護者	本人のみ	本人のみ
普通乗車券	5割引	5割引	5割引
定期券	5割引	窓口でお問い合わせください。	窓口でお問い合わせください。
回数券 (富山地方鉄道は 回数券の取扱いなし)	5割引	5割引（あいの風）	5割引（あいの風）
急行券	5割引（JR）		
割引区間	全線	(JR) 片道100kmを超える 区間のみ (富山地方鉄道・あいの風 とやま鉄道) 全線	(JR) 片道100kmを超える 区間のみ (富山地方鉄道・あいの風 とやま鉄道) 全線

② 1) 特急券、グリーン券、ライナー券（あいの風）等は割引されません。

2) 6才以上12歳未満の障害児は、小児運賃の50%引きです。ただし、小児定期乗車券は割引されません。

#### ○市内軌道線（市電）

手帳を持つ方の普通運賃は50%引きです。第1種障害者の方は、介護者も同様の割引です。

#### ○富山地方鉄道等の私鉄バス

手帳を持つ方の普通運賃は50%、定期乗車券は30%引きです。第1種障害者の方は、介護者も同様の割引です。（10円未満は四捨五入）

※低床バスの運行については各バス運行会社にお問い合わせください。

#### (2) 精神障害者保健福祉手帳について

富山地方鉄道、万葉線、加越能バス、あいの風とやま鉄道の運賃が割引になります。

窓口での乗車券購入時や、運賃を払う時に運転手にご確認ください。

#### ○鉄道運賃（富山地方鉄道、万葉線、あいの風とやま鉄道）

	1級	2・3級
割引対象	本人と介護者	本人のみ
普通運賃	5割引	5割引
定期券	5割引 (介護者とともに 乗車のみ)	5割引(あいの風) ※12歳未満の本人が 介護者と乗車する場合、 介護者5割引(本人は 割引なし)
回数券	5割引(あいの風)	5割引(あいの風)

#### ○路線バス（富山地方鉄道、加越能バス）

	1級	2・3級
割引対象	本人と介護者	本人のみ
普通運賃	5割引	5割引
定期券	3割引	3割引

## ジパング倶楽部

【窓口】 富山市身体障害者協会 ☎428-0181 F 428-0181  
(受付時間:火～金 10:00～14:00)  
富山県身体障害者福祉協会 ☎432-6331 F 433-4610  
(受付時間:月～金 9:00～15:00)

J Rの鉄道・航路を片道、往復または201 km以上のご利用時に使用できます。身体障害者手帳により購入できる普通乗車券以外の特急券・急行券・グリーン券・座席指定券が割引購入できます。

### ○対象者

身体障害者手帳の交付を受けている男性満60歳以上、女性満55歳以上で、身体障害者協会の会員に加入した方が対象となります。(第1種の方は介護者も同様の割引を受けられます)

### ○入会方法

富山県身体障害者福祉協会・富山市身体障害者協会に、年会費1,400円及び協会非会員の方におかれましては協会費1,500円(詳細は地区協会にお問い合わせください)も添えて申請頂ければ、必要事項をお伺いして手続きをいたします。(新規加入の方は障害者手帳のコピーをお持ちください)約1か月程度でお手元にジパング手帳が届きます。

## タクシー運賃の割引

【窓口】 富山県タクシー協会 ☎423-0622

タクシーをご利用された場合、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が乗車された区間又は時間に対し10%の割引となります。乗車時に手帳を提示してください。

## 有料道路通行料金の割引

【窓口】 障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F 443-2143  
各行政サービスセンター 地域福祉係

### ○対象者

身体障害者手帳の交付を受けた方及び療育手帳Aの交付を受けた方。

第1種障害者の場合は介護者運転も可。第2種障害者の場合は本人運転時のみとなります。

### ○対象車種

(1) 乗用自動車(ライトバン等の荷物積載兼乗用を含む)

(2) 特種用途自動車のうち乗車定員10名以下のキャンピング車

これらのうち、本人、本人と同一生計者またはその方を日常的に介護する方(法人は対象外)が所有する自動車。営業用の自動車は除きます。

### ○割引率

一般料金の5割引

### ○申請

①身体障害者手帳又は療育手帳 ②運転免許証(第2種障害者のとき)を持参してください。

割引対象車の車両番号を手帳に記入し、割引登録手続きを行います。

登録には有効期限があります。事前(2か月前から)に更新の手続きが可能です。

### ○ETC搭載車(障害者1人につき1台のみETC無線通行の登録可)

ETC搭載車での割引の場合は上記のものに加えて、①車検証、②ETCカード(障害者本人名義に限ります。ただし未成年の重度障害者の方でご本人が運転しての割引を受けない方のみ特例として、親権者、後見人の名義のカードも対象になります)③ETC車載器セットアップ申込書・証明書

### ○割引制度の見直しについて(令和5年3月27日利用開始)

上記申請手続きにより、事前登録していない車両での有料道路利用時も、登録済みシールが貼付された障害者手帳を料金所で提示することで割引が適用されます。また、ETC搭載車での割引申請の場合のみオンライン申請が可能です。詳しくは専用サイトをご確認ください。

## 航空旅客運賃の割引

【窓口】 航空券発売所

身体障害者手帳または戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、および同行される介護者の方(お一人様まで)で、満12歳以上の方が航空機を利用される場合は、各航空会社において運賃の割引の適用があります。割引対象となる区間は、定期国内線全区間です。

※なお、割引の適用範囲等は各航空会社により異なりますので、ご利用される場合は、事前に、各航空会社にご確認ください。



### NHK放送受信料の免除

#### 【窓口】身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方

障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F 443-2143

各行政サービスセンター 地域福祉係

#### 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

保健所 保健予防課 ☎428-1152 F 428-1150

各保健福祉センター

次の方は、受信料が免除されます。手帳と印鑑を持参のうえ担当窓口で証明を受けてからNHKへ申請してください。(NHK富山放送局 ☎444-6640 (平日午前10時～午後5時受付) F 444-6649)

○身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

免除区分	対象者
全額免除	次の2つに該当する世帯です ①世帯構成員の中で、どなたかが、 ・身体障害者手帳(1級～6級) ・療育手帳(A、B) ・精神障害者保健福祉手帳(1級～3級) } のいずれかを持っている ②同じ世帯の方全員が住民税非課税(6月1日以降の課税状況で判断します) ※1月2日以降に他の市町村から転入した方は、非課税状況が確認できないので、 <u>1月1日時点でお住まいの市町村での非課税証明書(最新年度分)が必要です</u>
半額免除	住民票の世帯主が、受信契約者で ・視覚障害の身体障害者手帳(1級～6級) ・聴覚 " (2級～6級) ・上記以外の身体障害者手帳(1級～2級) } のいずれかを持っている ・療育手帳(A) ・精神障害者保健福祉手帳(1級)

### 公的施設等の利用料の割引

#### 【窓口】各施設

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、公的施設の入場料又は利用料が割引になる場合があります。入場の際に手帳を提示してご確認ください。

また障害者手帳アプリ「ミライロID」が利用できる施設もあります。各施設にご確認ください。

### 郵便

#### 【窓口】郵便局

○点字郵便物、特定録音物等郵便物(盲人用の録音物など)は無料となります。(点字郵便物は、点字のみを掲げたものを内容とするものです。特定録音物等郵便物は、盲人用の録音物または点字用紙を内容とする郵便物で、当社が指定する施設から差し出し、またはこれらの施設にあてて差し出されるものに限りです。)

○身体障がい者手帳の1級・2級及び知的障がい者で療育手帳に「A」又は「1度」もしくは「2度」の表記のある方は、郵便局へのお申し込み希望によりおひとりにつき20枚の葉書が配付されます。(今年度の受付は、4月3日(月)から5月31日(水)までです)(青い鳥郵便葉書の無償配付)

### 目の不自由な方に対する振替サービスの窓口利用料金の割引

#### 【窓口】郵便局・ゆうちょ銀行

目の不自由なお客さまが窓口で送金サービスを利用される場合、身体障害者手帳をご提示いただくことにより、窓口に比べて割安なATM利用料金にてお取り扱いいたします。なお、ご利用はATM設置店舗において、ご本人名義で送金される場合に限りです。詳しくは、郵便局・ゆうちょ銀行窓口へお問い合わせください。

**電話番号の無料案内の申込****【窓口】NTT西日本ふれあい案内担当**

☎0120-104174 FAX0120-104134

受付時間：午前9時から午後5時

(土・日・祝日及び年末年始を除く)

電話帳利用が困難な、目や上肢等の障がいのある方、および知的障がいや精神障がいのある方が事前に登録をしておくことでNTTの104(番号案内)を無料で利用できる制度です。ふれあい案内の利用については、NTT西日本及びNTTの104をご利用いただける通信業者の回線(携帯電話含む)から、104をダイヤルした場合が対象となります。

詳しくは、NTTふれあい案内担当へお問合わせください。

※FAXによるお問い合わせの際は、お名前と連絡先FAX番号を用紙に記載して、送信してください。

◎身体障害者手帳をお持ちで、次の障がいを有する方

- (1) 視覚障がい 1～6級
- (2) 肢体不自由(上肢)(体幹)(乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい) 1～2級
- (3) 聴覚障がい 2～4、6級(1級、5級はなし)
- (4) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい 3～4級(1～2級はなし)

◎戦傷病者手帳をお持ちで、次の障がいを有する方

- (1) 視力の障がい 特別項症～第6項症
- (2) 上肢の障がい 特別項症～第2項症
- (3) 聴覚障がい 第2、4項症
- (4) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい第1～2、4項症

◎療育手帳(愛護手帳・みどりの手帳と呼ばれる場合もあります)をお持ちの方

◎精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

**携帯電話基本使用料等の割引****【窓口】各携帯電話会社**

○対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証、特定疾患登録者証、特定医療費(指定難病)受給者証のいずれかの交付を受けている方

携帯電話会社	割引内容	お問い合わせ先
(株)NTTドコモ	「ハーティ割引」	ドコモの携帯電話から(局番なし)151 一般電話から 0120-800-000
KDDI(株)	「スマイルハート割引」	au携帯電話から(局番なし)157 一般電話から 0077-7-111
ソフトバンク(株)	「ハートフレンド割引」	ソフトバンク携帯電話から(局番なし)157 一般電話から 0800-919-0157

※割引の詳しい内容につきましては各携帯電話会社へお問い合わせください。

**市営駐車場利用料金の減免****【窓口】各市営駐車場****【問合わせ先】管財課 財産管理係 ☎443-2023 F431-7665****【指定管理者】富山城址公園パークマネジメント共同企業体(城址公園) ☎070-8529-6677****(株)五福興産(総曲輪・桜町・富山駅北)****☎432-0707**

○対象

富山市内在住で、身体障害者手帳1級または2級、療育手帳Aもしくは精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方が運転または同乗する自動車が駐車場を利用するとき。

○免除

市営駐車場(城址公園、総曲輪、桜町、富山駅北)の利用料金のうち、最初の1時間分を免除します。駐車場入場又は出場の際に、駐車場の係員へ駐車券とともに、お持ちの手帳を提示してください。

## 8 日常生活

毎日のくらしを便利で快適なものとするため、次の制度があります。

### 補装具費の支給

【窓口】 障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F 443-2143  
各行政サービスセンター 地域福祉係

#### ○趣旨

失われた部位や機能を補い日常生活を良好にする補装具の購入、借受、修理費用を支給します。  
なお、労働災害又は通勤災害により被災した方は、労働基準監督署で取り扱っています。

#### ○種類と対象者

障 害	種 類	備考
視 覚	視覚障害者安全杖	
	眼鏡、義眼、コンタクトレンズ	○
聴 覚	補聴器（2・3級は重度難聴用、4・6級は高度難聴用）	◎
	（人工内耳装用者）人工内耳用音声信号処理装置（修理のみ）	○
肢 体 不 自 由	義肢（義足、義手）	◎
	装具（上肢・下肢・靴型・体幹）	◎
	※歩行補助杖（松葉杖、多点杖、ロフトランド・クラッチ、カナディアン・クラッチ）	○
	※歩行器	○
	座位保持装置（下肢・体幹または平衡機能に障害のある方）	◎
	※車椅子 下肢に2級以上または体幹に3級以上の障害がある方、内部（心臓機能または呼吸器機能）に1級の障害があるか難病等によって歩行に著しい制限を受ける方。（原則入院・入所中を除く。）※原則 3歳以上	◎
	※電動車椅子 下肢に2級以上の障害があり上肢に障害がある方、体幹に3級以上の障害がある方、内部（心臓機能または呼吸器機能）に1級の障害があるか難病等によって歩行に著しい制限を受ける方。（原則入院・入所中を除く。）※原則 学齢児以上	◎
（18歳未満のみ）	座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具（補助椅子）	○
両上下肢機能全廃及び言語機能喪失	重度障害者用意思伝達装置	◎

○は新規申請の際に医師の意見書等が必要です。

◎は新規・再申請の際に富山県障害者相談センターへの来所もしくは医師の意見書が必要です。

※の付いた品目は介護保険からの貸与が優先になりますので、不明な点をご相談ください。

#### ○申請

障害・難病の状態に応じて交付するため、事前に手帳、マイナンバーカードを持参のうえ窓口でご相談ください。（難病患者の方は特定疾患医療受給者証の写しまたは医師の診断書が必要です。）

#### ○手続き

- (1) 「補装具費支給申請書」を提出します。
  - (2) 市から「補装具費支給決定通知書」と「補装具費支給券」を交付します。
  - (3) 依頼する業者に「補装具費支給券」を提出します。
  - (4) 基準額の領収書と業者から受け取った「補装具費支給券」を市へ提出します。
- （注）購入・借受・修理後の申請は不可。

#### ○自己負担

原則として補装具費用の1割負担となります。ただし、世帯の所得水準等に応じて1か月あたりの負担に上限額を設定します。（52 ページ上部の表参照）

同じ世帯で一人もしくは複数の方が障害福祉サービス・障害児通所支援・補装具等を利用するなどし、1か月の利用者負担額の合計が世帯の負担上限月額を超えた場合、高額障害福祉サービス費が支給されます。

○再申請

補装具の種類やご本人の年齢等によって、耐用年数が決まっています。  
紛失や故障などで新しい補装具を受ける場合は、原則、耐用年数を経過してからとなります。

生活保護	低所得	一般	一定所得以上
生活保護世帯	市町村民税非課税世帯	市町村民税課税世帯 所得割（世帯内所得割最多 課税者）＜46万円	市町村民税課税世帯 46万円≦所得割（世帯内 所得割最多課税者）
負担0円	負担0円	負担上限月額 37,200円	支給対象外

※障害児の場合は世帯全体、障害者の場合は本人と配偶者の所得で判断します。

**訓練事業**

(1) 発声訓練

ア 富山県喉友会 ☎0766-22-4977

イ 富山県失語症友の会 ☎438-2233

(2) オストメイトのQOLの為の啓発と勉強の場

ストマ用装具使用に関する講習会 太陽の会 ☎438-1330 ホームページ <http://www.ostomy.jp/toyama/>

(3) 視覚障害者のために、日常生活訓練や、中途失明者のための感覚訓練、点字指導があります。くわしくは、富山県視覚障害者協会（☎425-6761）へお問い合わせください。

**人工内耳用電池等購入費用の助成**

【窓口】 障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F 443-2143

人工内耳用の電池や体外装置の購入費用を助成します（所得制限あり）。助成申請の方法等については担当窓口にお問い合わせください。

○対象者及び助成額等

聴覚障害2～6級の人工内耳を装着している18歳未満の方に、次の表の区分に応じて助成します。（1回/年度）

対象経費	助成額	助成額限度（年額）
空気電池、乾電池、充電池 又は充電器の購入費用	購入に要した額	30,000円
体外装置の購入費用（※）	購入に要した額	200,000円

※体外装置の購入費用については、当該装置装着後5年間を経過している場合において、この買替えに要した費用を対象経費とします。

**日常生活用具の給付**

【窓口】 障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F 443-2143  
各行政サービスセンター 地域福祉係

○趣旨

在宅の重度障害者（児）及び難病患者等に対し、家庭内の暮らしを便利で快適なものにするために、日常生活用具の給付を行っています。

○申請（※購入後の申請は不可。）

給付対象者本人の使いやすいものを給付しますので、手帳、マイナンバーカードをご持参のうえ事前に窓口でご相談ください。（難病患者の方は医師意見書及び特定疾患医療受給者証の写しまたは医師の診断書が必要です。用具にはそれぞれ基準額がございますので、窓口にお問い合わせください。）

○自己負担

給付対象者の方が属する世帯の所得に応じて自己負担があります。原則として給付費の1割負担となります。ただし、世帯の所得水準等に応じて1か月あたりの負担に上限額を設定します。（上記表を参照）（ストマ用装具、紙おむつについては自己負担の1/2を助成します。）

※ 障害の種類・難病の状態・程度・年齢・世帯構成等による制限がありますのでご注意ください。また、附属品や取付けを要する用具の取付け工事費は、本人負担です。

※ 介護保険からの給付と貸与が優先となる品目（○印）があります。

※ 用具の種類によって、それぞれの耐用年数が決められています。いたんだり紛失して再給付を受ける場合には原則として耐用年数をすぎているければなりません。

〈日常生活用具の種目及び対象者〉

※年齢の欄の3歳・6歳(学齢児)以上は原則とする

用具の種類	耐用年数	給付基準額	介護保険対象	障害者手帳所持者		難病患者等	年齢	備考	用具の用途・性能	
				障害	程度					
介護・訓練支援用具	特殊寝台	8	154,000	○	下肢・体幹	1・2級	○	18歳以上	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたものです。上体や脚部の傾斜角度を個別に調節できます。	
	訓練用ベッド(児のみ)	8	159,200				○	6～17歳		
	特殊尿器	5	67,000	○		1級	○	6歳以上	寝たきりで常時介護を要する方	寝たままや座ったままで、自動的に採尿されます。
	入浴担架	5	82,400			1・2級		3歳以上	入浴に介助を要する方	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの
	体位変換器	5	15,000	○			○	6歳以上	着替えに介助を要する方	足踏みポンプでパットに空気を入れ、体を持ち上げ寝返りを助けます。
	移動用リフト	4	159,000	○			○	3歳以上		介護者が障害者を移動させるに当たって容易に使用し得るもの(ただし、住宅改修を伴うものを除く)
	訓練いす(児のみ)	5	33,100					3～17歳		座位を保ち、前に取りつけたテーブルで上肢機能の訓練を行います。
	特殊マット	5	19,600	○		下肢・体幹知的障害者	1・2級A	○	3歳以上	寝たきりで常時介護を要する方
自立生活支援用具	入浴補助用具	8	90,000	○	下肢・体幹	1～6級	○	3歳以上	入浴に介助を要する方	入浴時の移動、座位保持、浴槽への入水を補助できるもの(ただし、住宅改修を伴うものを除く)
	便器(手摺付)	8	4,450(5,400)	○		1・2級	○	6歳以上		手すりをつけることができます。(ただし、取替に当たり住宅改修を伴うものを除く)
	歩行補助杖(T字状・棒状)	3	2,200/3,000(木製)/(軽金属)		平衡機能 下肢・体幹	1～6級		3歳以上	移動に介助を必要とする方	
	移動・移乗支援用具	8	60,000	○			○		家庭内移動等において介助が必要な方	手すりやスロープ等(ただし、住宅改修を伴うものを除く)
	◎頭部保護帽	3	A 15,200 B 36,750		平衡機能 下肢・体幹知的障害者	1～6級A		児・者	A: スポンジ・皮製 B: スポンジ・皮・プラスチック製	転倒の衝撃から頭部の保護を行う
	特殊便器	8	151,200		上肢知的障害者	1・2級A	○	6歳以上	訓練を行っても排泄後処理が困難な方	足踏みペダルで温水、温風がでます。(ただし、取替に当たり住宅改修を伴うものを除く)
	火災警報器	8	15,500		視覚・聴覚 肢体不自由 内 知的障害者			○	児・者	障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、必要と認められる世帯
	自動消火器	8	28,700							
	電磁調理器	6	41,000		視覚	1・2級		児・者	視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	
	歩行時間延長信号機用小型送信機	10	7,000						6歳以上	
	聴覚障害者用屋内信号装置	10	87,400		聴覚	2級		18歳以上	聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、必要と認められる世帯	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの
	在宅療養等支援用具	透析液加温器	5	51,500		腎臓	1・3級		3歳以上	自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD透析)の方
ネブライザー(吸入器)		5	36,000		呼吸器 同程度の 身体障害者	1～3級	○	6歳以上	両上下肢・体幹などの全身性の障害があり、必要と認められる方は医師意見書があれば給付可	両方の機能を備えた品物は、たん吸引器として扱う
電気式たん吸引器		5	56,400	○						
酸素ボンベ運搬車		10	17,000		在宅酸素療法者	—		児・者	医療保険における在宅酸素療法を行う方	
音声式体温計		5	9,000		視覚	1・2級		6歳以上	視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、必要と認められる世帯	
盲人用体重計		5	18,000					18歳以上		
音声式血圧計		5	15,000					18歳以上		
パルスオキシメーター(動脈血中酸素飽和度測定器)	5	157,500		心臓・呼吸器同程度の身体障害者	1～3級	○	児・者	両上下肢・体幹などの全身性の障害があり、必要と認められる方は医師意見書があれば給付可	呼吸状態を継続的に観察することが可能な機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	

用具の種類	耐用年数	給付基準額	介護保険対象	障害者手帳所持者		難病患者等	年齢	備考	用具の用途・性能							
				障害	程度											
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	5	98,800		音声・言語 肢体不自由	1～6級		6歳以上	発声・発語に著しい障害のある方	言葉を音声や文章に変換						
	情報・通信支援用具	5	100,000		視 覚 上 肢			6歳以上		障害者向けのパソコン周辺機器またはアプリケーションソフト						
	点字ディスプレイ	6	383,500		視覚のみ、もしくは視覚・聴覚の重度重複障害	1・2級		18歳以上	日常生活上必要と認められる世帯	文字等のコンピューターの画面情報を点字等に示すことのできるもの						
	点字器	7	標準型10,400		視 覚	1～6級		児・者	必要と認められる方							
		5	携帯型 7,200													
	点字タイプライター	5	63,100									6歳以上	就労、就学しているか、就労が見込まれる方			
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	6	89,800						1・2級				6歳以上			
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	6	115,000										6歳以上			
	視覚障害者用拡大読書器	8	198,000						1～6級				6歳以上	本装置により文字等が読めるようになる方	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	
	盲人用時計	10	音声 13,300					1・2級				18歳以上		音声式は手指の障害により触読式時計の使用が困難な方		
			触読 10,300													
	聴覚障害者用通信装置	5	71,000					聴 覚	1～6級				6歳以上	コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信ができるもの	
	聴覚障害者用情報受信装置	6	88,900										児・者	本装置によりテレビの視聴が可能になる方	災害時の緊急信号受信字幕手話通訳を画面表示	
◎人工喉頭	4	笛 5,000		音 声 言 語				3・4級				児・者	喉頭摘出者			
		5	電動 70,100													
点字図書	—			視 覚				1～6級				児・者	主に情報の入手を点字によって行っている方	年間6タイトル、24冊まで給付		
排泄管理支援用具	◎ストマ用器具(蓄便袋・蓄尿袋)	月	便 8,858/月	ぼうこう 直 腸	1～4級		児・者	ぼうこう又は直腸機能障害でストマ用器具を必要とする方		6ヶ月ごとに給付可能						
		月	尿 11,639/月													
	◎紙おむつ	月	12,000/月		ストマ用器具が使用不能・高度の排尿排便機能障害・脳原性運動機能障害等かつ意思表示が困難	—		3歳以上	医師意見書が必要							
収尿器	1	男性 7,700		下 肢 体 幹	1～6級		児・者									
		女性 8,500														
住宅改修費		200,000	○	下 肢 体 幹 移動機能	1～3級		○	児・者		原則として1回のみ改修後の申請は不可						

◎については、施設や病院に入所又は入院中であっても、給付されることがあります。

※難病患者等により、給付を受けたい場合は、「日常生活用具給付医師意見書」の添付が必要になります。

(注)購入後の申請は不可

**緊急通報装置・福祉電話の貸与**

【窓口】 障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F 443-2143  
各行政サービスセンター 地域福祉係

<貸与> 市民税非課税世帯に属する障害者のために、次の用具をお貸しします。

用具の種類	対 象 者				用具の用途・性能
	障 害	程 度	年 齢	趣 旨 ・ そ の 他	
福祉電話	視 覚 聴 覚 肢体不自由 内 部	1・2級	18歳以上	難聴者又は外出困難なため、緊急時の連絡や、日常のコミュニケーションの手段として電話を所有していない障害者のみの世帯に、電話の貸与・基本使用料等の助成をおこないます。	
緊急通報装置	視 覚 聴 覚 肢体不自由 内 部	1・2級		急病や災害等の緊急時に迅速な対応を必要とするひとり暮らしの身体障害者の方（市民税非課税世帯）に緊急通報装置の貸与を行っています。近所に2名以上の協力員が必要です。	

このほかに、ひとり暮らし高齢者の福祉電話や緊急通報装置の貸与を行っています。くわしくは、長寿福祉課（☎443-2062）へ、お問い合わせください。

**車いすの貸出し**

【窓口】 富山市社会福祉協議会 ☎422-3400 F 422-2684

病気や事故などで、一時的に身体が不自由になった方や外出時に必要な方に、車椅子を3か月以内で貸出します。在庫の有無をお電話で確認してください。

※要介護2以上の方は介護保険の福祉用具貸与で車椅子をレンタルしてください。

**軽度・中等度難聴児補聴器購入費用の補助**

【窓口】 障害福祉課 障害福祉係

☎443-2056 F 443-2143

各行政サービスセンター 地域福祉係

○趣旨

障害者総合支援法に基づく補装具の支給対象とならない児童(軽度・中等度難聴児)に対し、補聴器の購入(更新)に要する費用を補助します。

○対象者 (次の要件を全て満たす者。ただし世帯の所得制限があります。)

- ①富山市内に住所を有すること、②18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること、③両耳の聴力レベルが原則として、30デシベル以上70デシベル未満であることと、④補聴器の装用の必要性を認めた指定医師(※担当窓口にお問い合わせください。)の意見書があること

○補助対象

補聴器の新規購入費用及び更新費用(更新の場合は、耐用年数の5年を経過していることが条件)

○補助金額

障害者総合支援法に基づく、補聴器購入費用等としての基準額に3分の2を乗じた額(千円未満切捨)  
※購入(更新)後の申請は不可。また、購入(更新)については、指定販売店ででの取り扱いとなりますので、詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

## おむつの支給

【窓口】長寿福祉課 長寿福祉係 ☎443-2062 F 443-2180  
各行政サービスセンター 地域福祉係

### ○趣旨

介護者の負担を軽減するため、おむつ引換券を支給します。

### ○対象者

- ・在宅で、常時おむつが必要な、要介護認定の要介護2以上の方
- ・在宅で、常時おむつが必要な、2歳以上の身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aの方

### ○申請

民生委員又は地域包括支援センターの証明が必要です。

(※60歳未満の場合は、民生委員の証明が必要です。)

### ○所得制限

対象者の属する世帯のすべての世帯員の合計所得金額が、1,000万円以上の場合は支給されません。

### ○日常生活用具の紙おむつ(54ページ最下段参照) 窓口は障害福祉課

3歳以上の方で次の要件に該当する方は、日常生活用具の紙おむつが給付できます。

- ・膀胱、直腸機能障害があり、ストマ用装具が装着できない方
- ・生まれながらの脊椎神経障害で、排尿便機能の障害がある方
- ・3歳未満で発症した脳性まひ等による運動機能障害があり、排尿便の意思表示が困難な方

## デジター、カセットテープ等の貸出し

視覚障害者のために、次のとおりデジター(CD)、カセットテープ等の貸出しを行っています。

- |      |                |           |            |
|------|----------------|-----------|------------|
| ・広報等 | 富山市社会福祉協議会     | ☎422-2456 | F 422-2684 |
| ・図書  | 富山市立図書館本館      | ☎461-3200 | F 461-3310 |
| ・図書  | 富山県視覚障害者福祉センター | ☎425-6761 | F 425-9087 |

## 郵送による図書の貸出し

【窓口】図書館本館 資料係 ☎461-3200 F 461-3310

### ○趣旨

在宅の身体障害者で、図書館への来館が困難な方へ、郵送による図書の貸出しを行っています。

### ○対象者

富山市内在住で、身体障害者手帳1級から3級の交付を受けている方。

## 寝具乾燥

【窓口】障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F 443-2143  
各行政サービスセンター 地域福祉係

### ○趣旨

梅雨や冬の湿気の多い季節に快適な日常生活確保のための寝具の洗濯・乾燥・消毒を行います。

### ○対象者

65歳未満で身体障害者手帳1・2級の交付を受けて寝たきりまたはこれと同等な状態の方。

### ○内容

年2回、7月上旬と1月下旬頃に有料で寝具の洗濯・乾燥・消毒を行います。

### ○利用料

- ・寝具の乾燥、消毒の場合 自己負担 300円
- ・寝具の洗濯、乾燥、消毒の場合 自己負担 500円

### ○申請

5月20日号と11月20日号の市広報で募集します。〆切り期日以内に申請書を提出してください。  
実施日は郵送で案内します。

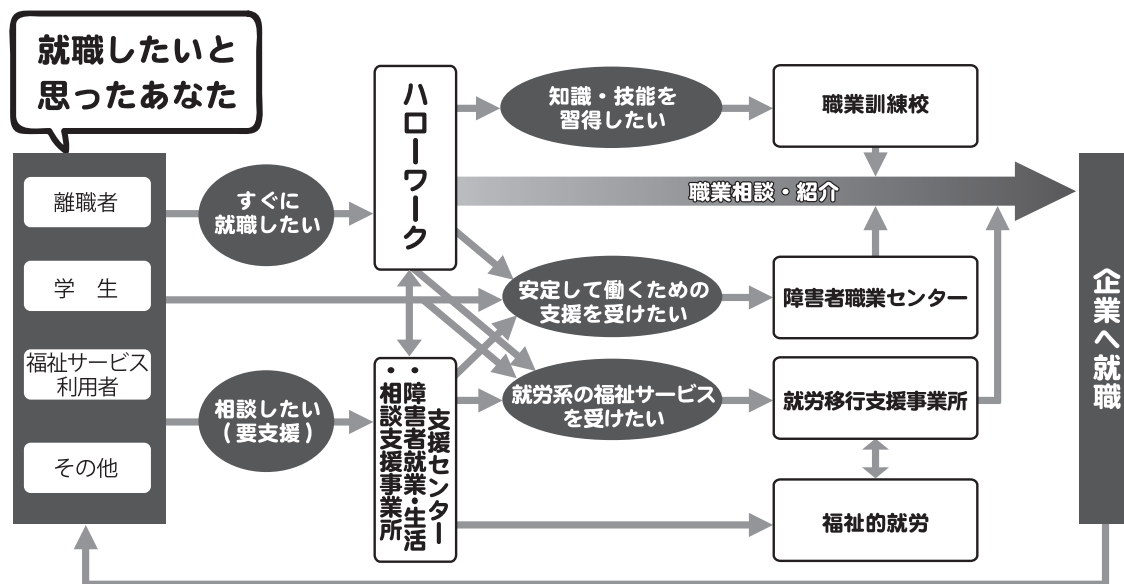


## 9 仕事

就職を促進するため、障害者の方や雇用者の方に次のような制度支援があります。

### 障害者のための就職支援

- ・富山公共職業安定所（ハローワーク） 富山市奥田新町 45 ☎431-8609  
障害者の障害状況、適性、希望等にもとづき職業相談・就職のあっせん等を行っています。
- ・富山障害者職業センター 富山市桜橋通り 1-18 北日本桜橋ビル（旧住友生命富山ビル）7階 ☎413-5515  
公共職業安定所等の関係機関と連携して就職・職場適応のための相談、就職・復職の準備のための支援、就職・復職後のフォローアップなどを行っています。  
事業主の方には、障害者の受け入れや、定着を図るための雇用管理に関する相談・助言を行っています。
- ・富山障害者就業・生活支援センター 富山市坂本 3110（セーナー苑内） ☎467-5093  
職業生活における自立を図るために、就業及びこれに伴う生活上の支援を必要とする障害者に対し、身近な地域で他の関係機関と連携を図りながら、総合的に支援を行います。
- ・相談支援事業所（5 ページ参照）  
在宅の障害者の自立と社会参加の促進を図るため、様々な相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行うなど、障害者やその家族の方々の地域における生活を支援します。
- ・就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（72～74 ページ参照）  
就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。



### ○障害者の雇用率制度

国や地方公共団体、民間の事業主に対して、障害者の雇用率を定めています。（令和3年3月1日以降）

民間企業	2.3%以上
国・地方公共団体等	2.6%以上
都道府県等の教育委員会	2.5%以上

## 10 住 宅

暮らしやすい住宅づくりのために、次のような制度があります。

### 住宅改善費の助成（改善）

【窓口】障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F443-2143  
各行政サービスセンター 地域福祉係

#### ○趣旨

家の中の段差をなくしたり、浴室やトイレを使いやすくするためなどの改善費を助成します。

#### ○対象者

在宅で、身体障害者手帳1・2級の視覚障害または肢体不自由の方で、その世帯員全員が所得税非課税の場合

#### ○対象工事

居室、浴室、便所、玄関等の改善（新築増築は除きます。）

#### ○申請

平面図や工事見積書などが必要です。くわしくは、着工前に窓口へお問い合わせください。

※改善後の申請は不可。

#### ○助成額

- ・対象工事費の500,000円以下の部分は全額補助
- ・対象工事費の500,000円を超える部分は2/3補助
- ・補助限度額750,000円

ただし、介護保険や日常生活用具での住宅改修費の支給対象の方は、その対象額を控除した額になります。

### 生活福祉資金（増改築）

【窓口】地区民生委員、富山市社会福祉協議会 ☎422-3414  
F422-2684

64ページの一覧表をご覧ください。

### 富山県住みよい家づくり 資金融資制度（改修）

【窓口】各取扱金融機関

【お問い合わせ先】

（一財）富山県建築住宅センター ☎439-0248 F439-0256  
県建築住宅課 ☎444-3355

#### ○対象工事

県内に自ら居住するための住宅のバリアフリーリフォーム

#### ○融資内容

- (1) 融資額 500万円以内
- (2) 融資利率1.9%（利率は全期間固定）
- (3) 償還期間15年以内
- (4) 償還方法・保証担保 お申し込みの金融機関の定めるところによります。

※子育て世帯（三世帯同居、三世帯近居、多子同居）、県外からの定住世帯の場合1.6%（利子補給有）でリフォームのほか、新築・購入も対象。

### 公営住宅の入居

市営住宅の中には、障害者世帯向け住宅（車椅子対応などを含む）があります。

## 11 社会参加

行動範囲を広げ、社会参加していただくために、次のような制度があります。

### 福祉タクシー

【窓口】障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F443-2143  
各行政サービスセンター 地域福祉係

#### ○趣旨

在宅の重度心身障害者の生活範囲を広げ、積極的に社会活動に参加していただくためにタクシー利用券又はガソリン給油券を交付しています。

#### ○対象者

- ・ 下肢・体幹・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓・視覚のいずれかの障害で身体障害者手帳1・2級相当となる方（上記以外の障害部位で1・2級の方は該当しません）
- ・ 療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- ・ 特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・障害者入所施設に入所していない方

#### ○所得制限

対象者の属する世帯の全ての世帯員の合計所得金額が1,000万円以上の場合は交付されません。

#### ○手続き窓口

障害福祉課、各行政サービスセンター、地区センター、保健福祉センター（旧富山市内に限る）

#### ○利用方法

手帳をご持参のうえ、窓口で

- ① 1か月あたり1,260円のタクシー利用券（契約タクシー業者に限る）
- ② 1か月あたり500円のガソリン給油券（契約ガソリン業者に限る）

をお受けとりください。（4月に12か月分をまとめて交付します。年度途中に対象となった方はその月から3月分までを交付します。）

### 身体障害者補助犬の貸与

【窓口】障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F443-2143  
各行政サービスセンター 地域福祉係

#### ○助成

身体障害者補助犬貸与の際の自己負担金の一部を助成しています。

#### ○対象者

視覚、聴覚又は肢体不自由で1・2級の身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の者。

#### ○貸与

盲導犬の貸与については、富山県視覚障害者協会（☎425-6761）へお尋ねください。

### 自動車操作訓練費の助成

【窓口】障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F443-2143  
各行政サービスセンター 地域福祉係

#### ○対象者

身体障害者手帳の交付を受けている方が、指定自動車教習所を卒業し自動車運転免許証を取得された場合、取得費の一部が助成されます。ただし、本人及び世帯全員が市町村民税非課税の方に限りません。また、免許取得後6か月以内に申請が必要です。

#### ○助成額

免許取得費用の3分の2（ただし10万円を限度とします）

### 自動車改造費の助成

【窓口】障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F443-2143  
各行政サービスセンター 地域福祉係

#### ○趣旨

自動車の改造に要する経費を助成することにより、身体障害者の自動車取得を容易にし、自立と社会参加の促進を図ります。

#### ○対象者

在宅の肢体不自由1・2級程度の手帳の交付を受けた方で前年の所得税課税所得金額が特別障害者

手当の所得制限額以内の世帯に属する方

○改造の対象

就労等に伴い障害者自らが所有し、運転する自動車の操向装置および駆動装置等の一部の改造

○助成

改造に要する経費で、10万円を限度とします。 ※改造後の申請不可

**車いす対応車両購入費の助成**

【窓口】 障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F443-2143  
各行政サービスセンター 地域福祉係

○趣旨

車いすを使用する身体障害者が乗降を容易に行えるような仕様の自動車を購入するために要する費用の一部を助成します。

○対象者

補装具費の支給又は、従前の補装具の給付により車いすを利用されている身体障害者

○所得制限

対象者の属する世帯のすべての世帯員が市町村民税非課税の場合に限る。

○助成額

・車いすのまま乗降でき、車いすのまま運転できる仕様になったもの…10万円

・その他の車いす対応車両等…その仕様に要する経費の2分の1（限度額10万円）

※購入後の申請は不可。また、助成は同一世帯について車両1台までです。（車両を更新する場合は除く。）

**駐車禁止の適用除外**

【窓口】 住居地を管轄する警察署の交通課

標識により駐車禁止となっている場所に限り、身体障害者手帳の交付を受けている方で、歩行困難な方に駐車禁止除外の標章を交付しています。

○ 身体障害者手帳のほかに、戦傷病者手帳、療育手帳、保健福祉手帳及び小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている方も、適用除外対象となります。（ただし、障害の区分・等級及び歩行状態によって対象が限定されます）

○ 駐車禁止除外指定車標章は、身体障害者手帳等の交付を受けている方本人に交付し、障害者の方が使用中（運転・同乗）の車両で標章を掲出していれば規制の適用除外となります。

※詳しくは、最寄りの警察署でご相談ください。

**通所訓練（共同作業所）**

【窓口】 運営主体へ直接お問い合わせください。

○共同作業所（82ページに掲載されています。）

市内には障害や難病のある方が、通所しながら自立を目指して生活訓練、作業訓練、授産作業等を行っている共同作業所があります。

地域で生活するための社会適応訓練の場です。軽作業やグループ活動（スポーツ・レクリエーションなど）を通じて社会復帰を目指します。

**手話通訳者・要約筆記者の派遣**

【窓口】 富山市聾唖福祉協会 ☎428-2900 F428-2900

聴覚障害者が社会参加するために情報保障は不可欠です。

病院・職場・学校・講演会等で手話通訳や要約筆記が必要な方、また、聴覚障害者とのコミュニケーションを円滑にするために手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

**福祉バスの運行**

【窓口】 富山市社会福祉協議会 ☎422-3400 F422-2684

市内在住の障害者の方が、レクリエーションや研修会などの社会活動に参加できるよう、車イスのまま乗車できるリフト付バスを運行します。利用定員は25名です。障害者10名以上の利用で運行します。

## 12 教 育

障害のある児童生徒等の能力をより伸ばすために、  
次のような学校・学級があります。

【窓口】富山県教育委員会 県立学校課 ☎444-3448 F 444-4437  
富山市教育委員会 学校教育課 ☎443-2135 F 431-6176  
各 学 校 教育行政センター

### 〈 特 別 支 援 学 校 〉

#### ○ 視 覚 障 害

<p>県立富山視覚総合支援学校</p> <p>富山市大江干 144 ☎423-8417 F 423-8418</p>	<p>幼稚部（3歳から）、小学部、中学部、高等部があり、点字や拡大文字を用いた学習、歩行能力の向上など一人一人の視機能に合わせた教育を行っています。また、中途障害者や乳幼児からの教育相談を随時行っています。高校（高等部）卒業以上の方は、専攻科で3年間、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の資格取得のための学習ができます。</p>
--	---

#### ○ 聴 覚 障 害

<p>県立富山聴覚総合支援学校</p> <p>富山市下奥井1丁目 9-56 ☎441-9172 F 441-9188</p>	<p>幼稚部（3歳から）、小学部、中学部、高等部があり、補聴器等を用いて、聴覚を活用する学習、ことばの学習や教科の学習を行っています。また、乳幼児からの教育相談を随時行っています。高等部を卒業すると、専攻科で2年間、さらに学習を深めることができます。</p>
--	---

#### ○ 肢 体 不 自 由

<p>県立富山総合支援学校</p> <p>富山市金屋 4982 ☎441-8261 F 441-8267</p>	<p>小学部、中学部、高等部があり、動作、感覚、言語などの学習を重視し、障害による生活や学習上の困難の改善・克服と自立や社会参加を目指した教育を行っています。自宅や施設への訪問教育もあります。</p>
<p>県立高志支援学校</p> <p>富山市道正 29-1 ☎438-4811 F 438-9328</p>	<p>医療型児童発達支援施設に隣接した学校です。小学部、中学部、高等部があり、動作、感覚、言語などの学習を重視し、障害による生活や学習上の困難の改善・克服と自立や社会参加を目指した教育を行っています。</p>

#### ○ 病 弱

<p>県立ふるさと支援学校</p> <p>富山市婦中町新町 2913 ☎469-3388 F 469-3374</p>	<p>国立病院機構富山病院に入院する児童生徒が、病状に応じて教室や病室で授業を受けます。小学部、中学部、高等部及び訪問教育があります。</p>
<p>県立富山視覚総合支援学校 (再掲)</p> <p>※高等部生徒のみ対象 富山市大江干 144 ☎423-8417 F 423-8418</p>	<p>入院を必要としない病弱生徒を対象に、一人一人の病状に応じ、障害による生活や学習上の困難の改善・克服と自立や社会参加を目指した教育を行います。</p>

## ○ 知的障害

<p>富山大学教育学部 附属特別支援学校 富山市五艘 1300 ☎445-2809 F 445-2811</p>	<p>一人一人の発達の状態に応じ、特性を生かした教育を行っています。基本的な生活習慣の確立を図り、自立や社会参加のために必要な知識、技能の習得や態度の育成に重点を置いています。</p>
<p>県立しらとり支援学校 富山市婦中町下邑 2877 ☎469-5531 F 469-5532</p>	
<p>県立富山聴覚総合支援学校 (再掲) ※高等部生徒のみ対象 富山市下奥井 1 丁目 9-56 ☎441-9172 F 441-9188</p>	<p>障害の程度が比較的軽い知的障害のある生徒を対象とし、卒業後の一般企業等への就職など社会的・職業的自立に向けた支援を重視した教育を行っています。</p>
<p>県立富山総合支援学校 (再掲) ※高等部生徒のみ対象 富山市金屋 4982 ☎441-8261 F 441-8267</p>	
<p>県立富山高等支援学校 ※高等部のみ設置 富山市坂本 2600 ☎467-5560 F 467-5565</p>	

## 〈 小・中学校 〉

### ○ 特別支援学級

障害の種別ごとの少人数学級で、障害のある児童生徒一人一人に応じた教育を行います。

障害の種類：知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視（現在設置している学校はありません）、難聴、言語障害（現在設置している学校はありません）、自閉症・情緒障害

### ○ 通級による指導

通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別な指導を週 1～8 単位時間、特別な指導の場（通級指導教室）で行います。

障害の種類：言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱

開設している通級指導教室：言語障害通級指導教室、情緒障害通級指導教室、学習障害通級指導教室

## 13 そ の 他

障害者の方のくらしを豊かなものにするため、次のような事業や制度があります。

### スポーツ大会

#### ○第23回富山県障害者スポーツ大会

水泳競技会 日程：令和5年4月16日（日） 会場：富山市東富山温水プール

陸上競技会 日程：令和5年5月21日（日） 会場：富山県総合運動公園陸上競技場

フライングディスク競技会 日程：令和5年9月24日（日）

会場：富山県総合運動公園 屋内グラウンド及びファミリー広場

卓球競技会 日程：令和5年11月12日（日） 会場：富山県総合体育センター

### 作 品 展

【窓口】(1)は障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F 443-2143

(2)～(6)は、富山県身体障害者団体協議会 ☎444-0213 F 433-4610

富山県障害者社会参加推進センター

#### (1) 心身障害者（児）作品展

障害者（児）の方が制作した手芸・絵画・書・工芸品等を一堂に市役所にて展示し、いろいろな趣味に親しむ方の発表の場としています。（毎年12月上旬実施）

#### (2) 富山県障害者絵画展

県内に居住する、身体・知的・精神に障害を有する人々の、絵画等芸術面において埋もれた才能を掘り起こし、その才能を一般社会に周知し障害者自らの生き甲斐を支援する事を目的に実施しています。毎年10月に開催しています。

#### (3) 障害者文化芸術支援事業・地域障害者作品展

障害者の文化芸術活動は、障害者の生活の向上を図り自立や自己表現の場につながります。障害者の社会参加の推進を一層図るために、有効な場の提供により障害者の文化芸術活動の普及・育成・支援を行い、県民各位に対する理解を深める事を目的に開催しています。毎年9月～11月上旬に開催しています。

県内四つの圏域を、四会場に分けて地域の障害者作品を展示しています。

#### (4) 障害者・ワークショップ教室

過去に、ちぎり絵教室を2回、折紙教室を2回、押花教室を2回、トールペイント教室を2回、押絵教室を1回実施、本年度は「陶芸教室」と「ほんわかアート教室（臨床美術）」の開催を計画しています。

#### (5) 「心の輪を広げる体験作文」等募集事業

障害のある人となない人との相互理解の促進を図るため、心のふれあいをテーマとした「心の輪を広げる体験作文」及び、12月3日～9日の「障害者週間」を広く周知する内容のポスターを募集し、優秀作品の表彰を行っています。作品は小学生・中学生・高校生・一般を対象とし、ポスターは小学生・中学生を対象としています。募集期間は毎年7～9月頃で12月上旬に表彰しています。

#### (6) 障害者による書道・写真全国コンテスト

障害のある人の文化・芸術活動の促進と技術の向上、またそれらの活動を通じた積極的な自己表現と社会参加の促進を目的としています。毎年8～10月頃に募集し、全国コンテスト事務局に提出しています。

## 生活福祉資金の貸付

【窓口】富山市社会福祉協議会 ☎422-3414 F 422-2684

大沢野細入支所 ☎467-1294

大山支所 ☎483-4111

八尾山田支所 ☎454-2390

婦中支所 ☎469-0775

○低所得者、障害者、高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、世帯の経済的自立と生活の安定を図ることを目的とした公的な貸付制度です。

### <貸付条件一覧表>

資金種類		限度額
総合支援資金	生活支援費 ※最長1年間の生活費	2人以上：月20万円以内 単身：月15万円以内
	住宅入居費 ※敷金、礼金など	40万円以内
	一時生活再建費 ※一時的な需要に対応	60万円以内
福祉資金	福祉費	580万円以内 ※資金の用途に応じて上限目安額を設定
	緊急小口資金	10万円以内 ※保証人不要
教育支援資金	教育支援費	月65,000円以内
	就学支度金	50万円以内

※詳しい貸付内容・条件についてはお問い合わせください。

※貸付に当たっては社会福祉協議会の審査があります。

## 電話リレーサービス

電話リレーサービスとは聴覚や発話に困難がある方ときこえる方を、通訳オペレータが手話・文字と音声とを通訳することにより、24時間365日、電話で双方向につながるサービスです。

電話リレーサービスを利用するには利用登録が必要です。またお手持ちのパソコン、スマートフォン、タブレット端末が必要です。

申し込み先・詳しいお問い合わせ先は(一財)日本財団電話リレーサービスのホームページ(<https://nftrs.or.jp>)をご覧ください。



## 避難行動要支援者支援制度

【窓口】防災危機管理課 危機管理係 ☎443-2120 F 443-2039

### ○趣旨

災害が発生した時などに、地域における支援を希望される方を、避難行動要支援者名簿（支援制度登録者）に登録し、避難支援等関係者（消防・警察、民生委員、自治会・町内会、自主防災組織）に対して、平常時からその情報を提供することで、災害時の安否確認や避難誘導等に役立てるものです。

### ○対象者

災害時に地域や防災関係機関の支援を希望される方で、住所・氏名等の支援に必要な個人情報を、避難支援等関係者へ提供することに同意された在宅の方です。

（施設・病院に入所・入院されている方は対象になりません。）

### ○申請

申請の際には、支援に必要な個人情報を提供してもよいという本人の同意が必要となります。

#### 【申請書の提出先】

防災危機管理課、福祉政策課、長寿福祉課、障害福祉課、介護保険課、行政サービスセンター、地区センターです。

※申請書は、上記提出先にあります。（市のホームページからもダウンロードできます。）

#### 【登録に必要な個人情報】

- ①住所、②氏名、③性別、④生年月日、⑤電話番号、⑥緊急時の家族等の連絡先、⑦避難支援等を必要とする事由、⑧地域支援者

## 福祉避難所

【窓口】福祉政策課 企画係 ☎443-2262 F 443-2208  
防災危機管理課 危機管理係 ☎443-2120 F 443-2039

### ○趣旨

福祉避難所とは、災害時の避難者のうち、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする方を指定避難所から受け入れる施設です。

※市が福祉避難所の開設が必要と判断した場合に、福祉避難所の施設管理者に開設を要請します。

## Net 119 緊急通報システム

【窓口】富山市消防局通信指令課 ☎493-4141 F 493-4011

### ○趣旨

聴覚や発話に障害等があり、音声による119番通報が困難な方で、スマートフォン等から、簡単な画面操作で緊急通報（火災、救急）を自宅や外出先から行うことができるシステムです。

### ○対象者

富山市内に在住又は在勤若しくは在学の方で、聴覚や発話の障害等により音声通話が困難な方。

### ○申し込み方法

・Net 119 緊急通報システムをご利用いただくには、次の方法による事前登録が必要です。

- ① 窓口での申請 申請書兼同意書（市ホームページからダウンロードできます。）に必要事項をご記入の上、登録する端末（スマートフォン等）をご持参し登録者本人が消防局通信指令課にお越しください。
- ② Web での申請 QRコードを読み取り、届いたメール内のURLから登録申請を行ってください。詳細は、市ホームページをご確認ください。

## 障害者手帳アプリ（ミライロID）

障害者手帳アプリ「ミライロID」とは、スマートフォンに障害者手帳の情報を登録し、登録画面を提示することにより、本人確認として利用できる無料のアプリケーションです。利用できる施設については、各施設にご確認ください。

詳しいお問い合わせ先は、「ミライロID」ホームページ (<https://mirairo-id.jp>) をご覧ください。

## 14 施設

日常生活や自立のために必要な技能や知識を習得したり、在宅が困難な方のために次のような施設があります。

### 児童福祉施設（18歳未満）

○障害児入所施設（【窓口】利用手続、支給決定に関すること：富山児童相談所 ☎423-4000 F 423-0778  
利用契約、サービス内容に関すること：各施設）

#### (1) 福祉型障害児入所施設

障害のある児童を入所させて保護し、日常生活の指導や自立に必要な知識、技能を与えます。

- ・主として知的障害のある児童を入所させる障害児入所施設

県立黒部学園	黒部市石田 6771	☎(0765) 52-1354	定員 50 名
県立砺波学園	砺波市福山 1164	☎(0763) 37-0157	定員 50 名

#### (2) 医療型障害児入所施設

障害のある児童を入所させて保護し、治療を行うとともに、日常生活の指導や自立のための知識、技能を与えます。

- ・主として肢体不自由のある児童を入所させる障害児入所施設

富山県リハビリテーション病院・こども支援センター	富山市下飯野 36	☎438-2233	定員 50 名
--------------------------	-----------	-----------	---------

- ・主として重症心身障害児を入所させる障害児入所施設

あゆみの郷	富山市稲代 1023	☎467-4477	定員 57 名
-------	------------	-----------	---------

#### (3) 指定発達支援医療機関

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を保護し、治療及び日常生活の指導を行います。

- ・主として重症心身障害児を入所させる指定発達支援医療機関

独立行政法人国立病院機構 富山病院	富山市婦中町新町 3145	☎469-2135	定員 170 名
独立行政法人国立病院機構 北陸病院	南砺市信末 5963	☎(0763) 62-1340	定員 50 名

○児童発達支援センター（【窓口】利用手続、支給決定に関すること：こども健康課 ☎443-2279  
利用契約、サービス内容に関すること：各施設）

#### (1) 福祉型児童発達支援センター

障害のある児童を保護者のもとから通わせて、自立に必要な知識、技能を与え、集団生活適応のための訓練などを行います。

- ・主として難聴児、重症心身障害児以外の児童を通わせる児童発達支援センター

富山市恵光学園	富山市石坂新 950-1	☎431-5828	定員 36 名
魚津市立つくし学園	魚津市友道 373-2	☎(0765) 24-3240	定員 20 名
わらび学園	南砺市福野 87-8	☎(0763) 22-6055	定員 30 名
高岡市きずな子ども発達支援センター	高岡市江尻 279	☎(0766) 21-3615	定員 30 名

- ・主として難聴児を通わせる児童発達支援センター

富山県リハビリテーション病院・こども支援センター	富山市下飯野 36	☎438-2233	定員 30 名
--------------------------	-----------	-----------	---------

#### (2) 医療型児童発達支援センター

上肢、下肢または体幹の機能障害のある児童を保護者のもとから通わせて、訓練や治療を行うとともに、自立のための援助を行います。

・主として肢体不自由児を通わせる児童発達支援センター

富山県リハビリテーション病院・ こども支援センター	富山市下飯野 36	☎438-2233	定員 40 名
高岡市きずな子ども発達支援センター	高岡市江尻 279	☎ (0766) 21-3615	定員 20 名

○保育所（園）・認定こども園（障害児保育） 【窓口】 こども保育課 ☎443-2060

病院及び専門機関において、集団生活が可能であると診断された軽度の心身障害等を有する幼児を、市内全保育所（園）・認定こども園で個別配慮児として受け入れています。また在宅の障害のあるお子さんを対象に、公立の全保育所・認定こども園で通所指導を行っています。

障害者支援施設

高志ライフケアホーム	富山市下飯野 36 番地	☎438-6019	定員 69 名
高志ワークホーム	富山市下飯野 36 番地	☎438-4502	定員 40 名
うさか寮	富山市西金屋 6682 番地	☎436-0270	定員 51 名
障害者支援施設わかくさの丘	富山市坂本 3110 番地	☎467-0679	定員 60 名
障害者支援施設のぞみの丘	富山市坂本 3110 番地	☎467-0679	定員 60 名
障害者支援施設ほほえみの丘	富山市坂本 3110 番地	☎467-0679	定員 80 名
障害者支援施設やまびこの丘	富山市坂本 3110 番地	☎467-0679	定員 50 名
障害者支援施設はるかぜの丘	富山市坂本 3110 番地	☎467-0679	定員 80 名
障害者支援施設こだまの丘	富山市坂本 3110 番地	☎467-0679	定員 50 名
野積園	富山市八尾町上ヶ島 313 番地	☎455-3535	定員 58 名
障害者支援施設あざみ園	富山市山田宿坊 1 番地 8	☎457-2301	定員 60 名
志貴野ホーム	高岡市下麻生字天洞 5340	☎ (0766) 36-2600	定員 52 名
障害者支援施設志貴野苑	高岡市葦附 1239-27	☎ (0766) 36-1200	定員 33 名
かたかご苑	高岡市滝新 15	☎ (0766) 36-1636	定員 40 名
障害者支援施設新生苑さくら通り	高岡市麻生谷 3796	☎ (0766) 31-1820	定員 30 名
障害者支援施設新生苑つつじ通り	高岡市麻生谷 3796	☎ (0766) 31-1820	定員 30 名
障害者支援施設ひゞき	魚津市仏田 3468	☎ (0765) 22-8843	定員 20 名
こもれびの里	氷見市鞍川 1855	☎ (0766) 74-3001	定員 45 名
障害者支援施設溪明園からまつ	小矢部市論田 8	☎ (0766) 68-0363	定員 40 名
障害者支援施設溪明園あすなろ	小矢部市論田 8	☎ (0766) 68-0363	定員 30 名
四ツ葉園	上市町稗田字七郎谷 1-32	☎472-1118	定員 80 名
障害者支援施設新川むつみ園	入善町浦山新 2208	☎ (0765) 78-1131	定員 80 名
いみず苑ひびき愛	射水市七美 727	☎ (0766) 86-1126	定員 50 名
マーシ園八乙女	南砺市谷 142	☎ (0763) 82-0490	定員 58 名
マーシ園木の香	南砺市谷 142	☎ (0763) 82-6000	定員 32 名
障害者支援施設花椿きらめき	南砺市蛇喰 1302	☎ (0763) 64-8880	定員 30 名
障害者支援施設花椿あおぞら	南砺市蛇喰 1302	☎ (0763) 64-8880	定員 30 名

## その他の身体障害者施設

### ○点字図書館

点字・録音資料の製作・閲覧・貸出等を行っている施設です。

富山県視覚障害者福祉センター	富山市磯部町3丁目8-8	☎425-6761
----------------	--------------	-----------

### ○盲人ホーム

あんま・はり・きゅう免許を持つ視覚障害者で、自営または就労が困難な方が、技術指導・研修を受ける施設です。

富山県視覚障害者福祉センター	富山市磯部町3丁目8-8	☎425-6761
----------------	--------------	-----------

### ○聴覚障害者情報提供施設

聴覚障害児・者に関わる相談やコミュニケーション支援（手話通訳・要約筆記等）、字幕・手話付き映像ライブラリーの貸出、講座開催・手話言語普及等を行っている施設です。

富山県聴覚障害者センター	富山市木場町2-21	☎441-7331
--------------	------------	-----------

## 指定障害福祉サービス等事業所一覧

【富山市内分】（令和5年7月1日現在）

居宅介護 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。（ホームヘルプ）

事業所名称（★：共生型サービス）	所在地	電話番号	FAX番号	運営主体	主な対象者
ホームヘルプサービスしおんの家	富山市水橋辻ヶ堂 801 番地 1	471 - 5072	478 - 0371	特定非営利活動法人 しおんの家	身体・知的・精神・障害児
有限会社千石ケアサービス	富山市千石町五丁目3番7号	491 - 4375	491 - 4375	有限会社千石ケアサービス	身体・知的・精神・障害児
ツクイ富山	富山市稲荷元町二丁目8番9号	415 - 4347	431 - 3186	株式会社ツクイ	身体・知的・精神・障害児
特定非営利活動法人文福	富山市呉羽町 7276 番地 3	460 - 0390	460 - 0390	特定非営利活動法人文福	身体・知的・障害児
ハッピーとやま	富山市高島町一丁目10番17号	438 - 8484	438 - 8489	株式会社 とやまヒューマンサービス	身体
紙ふうせん	富山市犬島三丁目8番23号	437 - 9688	437 - 9688	有限会社紙ふうせん	身体・知的・精神・障害児
しらいわ苑ホームヘルパーセンター	富山市水橋新堀 17 番地 1	478 - 4636	479 - 2077	社会福祉法人とやま虹の会	身体・知的・障害児
ヘルパーステーションわか	富山市上赤江町二丁目8番44-1号	442 - 2808	482 - 4851	株式会社システム結	身体・知的・精神・障害児
はなさき苑ホームヘルプセンター	富山市花崎 80 番地	483 - 3111	483 - 3322	社会福祉法人大山会	身体
ニチケアセンター婦中	富山市婦中町上田島 32 番地 2	466 - 0701	466 - 0704	株式会社ニチイ学館	身体・知的・精神・障害児
ヘルパーステーションコクエー	富山市中川原新町 274 番地 5	420 - 1050	420 - 1051	有限会社コクエー	身体・知的・精神・障害児
有限会社中央ケアサポート	富山市二口町五丁目4番地1 テフイスD棟1階B号室	442 - 3828	442 - 1462	有限会社中央ケアサポート	身体
ニチケアセンター堀川	富山市本郷新 36 番地	420 - 3440	420 - 3442	株式会社ニチイ学館	身体・知的・精神・障害児
ニチケアセンター富山	富山市下奥井一丁目19番16号	431 - 1620	431 - 1625	株式会社ニチイ学館	身体・知的・精神・障害児
射水万葉会 天正寺サポートセンター	富山市天正寺 484 番地 1	411 - 4040	420 - 5860	社会福祉法人射水万葉会	身体・知的・精神・障害児
富山中央サテライトセンター（射水万葉会 天正寺サポートセンターのサテライト事業所）	富山市五福 10 区 4548 番地 リズエール 201	464 - 6460	464 - 6465	社会福祉法人射水万葉会	身体・知的・精神・障害児
こもれびの森マロンケアサービス	富山市今泉西部町2番地5 VIPハイソ日本海201号室	494 - 2880	494 - 2881	株式会社バロン	身体・知的・精神・障害児
在宅福祉総合センター ひまわりヘルパーステーション	富山市粟島町二丁目2番1号	433 - 2592	432 - 1574	富山医療生活協同組合	身体・知的・精神・障害児
北陸メディカルサービス株式会社八尾営業所	富山市八尾町福島字牧野 101 番地 1	455 - 1543	455 - 2598	北陸メディカルサービス株式会社	身体・知的・精神
訪問介護しあわせ	富山市堀川町 8 番地	482 - 6685	482 - 6686	北陸介護ステーション株式会社	身体・知的・精神・障害児
ニチケアセンター大沢野	富山市高内 2 区 387 番地 4 サントピア 41 1F	468 - 1920	468 - 1919	株式会社ニチイ学館	身体・知的・精神・障害児
アースサポート富山	富山市大町 22 番地 14	422 - 7400	422 - 7410	アースサポート株式会社	身体・知的・精神・障害児
在宅介護あおい	富山市下奥井一丁目4番2号	482 - 4917	482 - 4918	有限会社 ライフサポートあおい	身体・知的・精神・障害児

事業所名称(★:共生型サービス)	所在地	電話番号	FAX 番号	運営主体	主な対象者
ヘルパーセンターフィール	富山市二口町一丁目 15 番地 7	413 - 3730	413 - 3730	株式会社フィール	身体・知的・精神・障害児
オークスヘルパーステーション	富山市中島四丁目 2 番 14 号	432 - 1198	442 - 5096	オークス株式会社	身体・知的・精神・障害児
ニチケアセンター安養坊	富山市安養坊 256 番地 1	439 - 6566	439 - 6889	株式会社ニチイ学館	身体・知的・精神・障害児
株式会社ケア・ワールド	富山市布瀬町南二丁目 9 番地 2	422 - 7003	422 - 7334	株式会社ケア・ワールド	身体・知的・精神・障害児
さくら・介護ステーションとやま南	富山市黒崎 291 番地	481 - 6239	481 - 6246	株式会社 ifD	身体・知的・精神・障害児
ヘルパーステーション和合	富山市布目 1966 番地の 1	435 - 3336	435 - 3339	社会福祉法人和合福祉会	身体・知的・精神・障害児
訪問介護ステーションさくら苑	富山市鶴ヶ丘町 159 番地 12	451 - 6553	451 - 6563	株式会社さくら苑	身体・知的・精神・障害児
訪問介護事業所コスモスの里(★)	富山市大江干 30 番地 3	461 - 5080	461 - 5081	株式会社コスモスの里	身体・知的・精神
ヘルパーステーションすみれ	富山市上大久保 1585 番地 1	461 - 5513	461 - 5523	医療法人社団中山会	身体・知的・精神・障害児
ヘルパーステーションゆいゆい	富山市婦中町中名 903 番地 33	465 - 1218	465 - 1219	株式会社サポートアンドケア	身体・知的・精神
NPO法人かもめのノート	富山市西四十物町 2 番 20 号	456 - 7710	456 - 1710	特定非営利活動法人 かもめのノート	知的・障害児
びーなっつ	富山市鏡川 1 番地 3	456 - 1534	456 - 1534	特定非営利活動法人びーなっつ	身体・知的・障害児
ケアステーションラポール	富山市中市二丁目 8 番 41 号	461 - 5260	424 - 9022	有限会社 ケアステーションラポール	身体・知的・精神・障害児
とやま生協ヘルパーステーションまる〜な	富山市月見町四丁目 42 番地	429 - 5740	429 - 5771	とやま生活協同組合	身体・知的・精神・障害児
コメちゃん介護サービス	富山市金山新東 510 番地	090 - 1396 - 1983	435 - 2178	TYMS株式会社	身体・知的・精神・障害児
ケアネットアシスト	富山市石金二丁目 4 番 6 号 アートビル 3	482 - 6914	482 - 6914	株式会社アシスト富山	身体・知的・精神
ヘルパーステーションマーガレット	富山市西長江二丁目 3 番 47 号	493 - 8003	493 - 3900	有限会社 こいずみエイジングくらぶ	身体・知的・精神・障害児
スマイルワン	富山市黒瀬 459 番地 1	420 - 5254	420 - 5218	株式会社スプリング	身体・知的・精神・障害児
訪問介護事業所樹	富山市綾田町一丁目 34 番 5 号	464 - 6805	464 - 6808	株式会社スティルワーク	身体・知的・精神・障害児
訪問介護ステーション希	富山市太田 2204 番地	461 - 6381	461 - 6385	株式会社 H i k a r i	身体・知的・精神・障害児
訪問介護事業所自薦サポートセンター	富山市津羽見 171 番地	070 - 4496 - 9836	482 - 5311	株式会社 A L S R e l a t i o n	身体
ニチケアセンター藤の木(居宅介護のみ)	富山市大島二丁目 608 番地 ハウスプラスビル	420 - 0121	492 - 8815	株式会社ニチイ学館	身体・知的・精神・障害児
ニチケアセンター呉羽(居宅介護のみ)	富山市呉羽町 7320 番地 14 アーバンつつじヶ丘 2-F	434 - 9322	434 - 1322	株式会社ニチイ学館	身体・知的・精神・障害児
サンウェルズ才覚寺ヘルパーステーション (居宅介護のみ)	富山市才覚寺 259 番地	482 - 6543	482 - 6542	株式会社サンウェルズ	身体
サンウェルズ西荒屋ヘルパーステーション (居宅介護のみ)	富山市西荒屋 990 番地	482 - 5690	482 - 5691	株式会社サンウェルズ	身体
ニチケアセンター富山東(居宅介護のみ)	富山市中田二丁目 2 番 24 号 メゾン・ヴィレ・マール 301	437 - 2058	438 - 3058	株式会社ニチイ学館	身体・知的・精神・障害児
ヘルパー処あんき家	富山市常盤台 14 番 18 号	090 - 6018 - 3737	403 - 6711	合同会社あんき家	身体・知的・精神・障害児
ホームケア土屋富山	富山市内幸町 7 番 9 号 内幸町ラ・フォンテ 404 号室	050 - 3159 - 8034	050 - 6868 - 9185	株式会社土屋	身体・知的・精神・障害児
ケアサポートジョジョ	富山市藤木 1831 番地	461 - 6165	461 - 7265	株式会社 T H S & E K	身体・知的・精神・障害児
ヘルパーステーションカルシア	富山市花園町三丁目 4 番 19 号 AK ビル 3 階	080 - 5048 - 0324	481 - 6659	アンフェーデ株式会社	身体・知的・精神・障害児
サンウェルズ秋吉ヘルパーステーション (居宅介護のみ)	富山市秋吉 130 番地 4	425 - 6953	425 - 6952	株式会社サンウェルズ	身体

同行援護 重度の視覚障害者が外出するときに、移動に必要な情報の提供や移動の支援、排せつ、食事の介護等を行います。

事業所名称	所在地	電話番号	FAX 番号	運営主体	主な対象者
ツクイ富山	富山市稲荷元町二丁目 8 番 9 号	415 - 4347	431 - 3186	株式会社ツクイ	身体・障害児
特定非営利活動法人文福	富山市呉羽町 7276 番地 3	460 - 0390	460 - 0390	特定非営利活動法人文福	身体・障害児
ニチケアセンター婦中	富山市婦中町上田島 32 番地 2	466 - 0701	466 - 0704	株式会社ニチイ学館	身体・障害児
射水万葉会 天正寺サポートセンター	富山市天正寺 484 番地 1	411 - 4040	420 - 5860	社会福祉法人射水万葉会	身体・障害児
富山中央サテライトセンター(射水万葉会 天正寺 サポートセンターのサテライト事業所)	富山市五福 10 区 4548 番地 リズエール 201	464 - 6460	464 - 6465	社会福祉法人射水万葉会	身体・障害児
訪問介護しあわせ	富山市堀川町 8 番地	482 - 6685	482 - 6686	北陸介護ステーション株式会社	身体・障害児
NPO法人かもめのノート	富山市西四十物町 2 番 20 号	456 - 7710	456 - 1710	特定非営利活動法人 かもめのノート	身体・障害児
びーなっつ	富山市鏡川 1 番地 3	456 - 1534	456 - 1534	特定非営利活動法人びーなっつ	身体・障害児
北陸メディカルサービス株式会社八尾営業所	富山市八尾町福島字牧野 101 番地 1	455 - 1543	455 - 2598	北陸メディカルサービス株式会社	身体
コメちゃん介護サービス	富山市金山新東 510 番地	090 - 1396 - 1983	435 - 2178	TYMS株式会社	身体・障害児
ヘルパー処あんき家	富山市常盤台 14 番 18 号	090 - 6018 - 3737	403 - 6711	合同会社あんき家	身体・障害児

**行動援護** 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常に介護を必要とする人に、行動する際の危険を回避するための支援、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護等を行います。

事業所名称	所在地	電話番号	FAX 番号	運営主体	主な対象者
NPO法人かもめのノート	富山市西四十物町 2 番 20 号	456 - 7710	456 - 1710	特定非営利活動法人 かもめのノート	知的・障害児
ヘルパー処あんき家	富山市常盤台 14 番 18 号	090 - 6018 - 3737	403 - 6711	合同会社あんき家	知的・精神・障害児

**療養介護** 病院等への長期入院による医学的管理のもと、入浴、排せつ、食事の介助を行います。

事業所名称	所在地	電話番号	FAX 番号	運営主体
あゆみの郷	富山市稲代 1023 番地	467 - 4477	467 - 4478	社会福祉法人秀愛会
独立行政法人国立病院機構富山病院	富山市婦中町新町 3145 番地	469 - 2135	469 - 5616	独立行政法人国立病院機構 富山病院
指定療養介護事業所富山県リハビリテーション病院・こども支援センター	富山市下飯野 36 番地	438 - 2233	437 - 5390	社会福祉法人 富山県社会福祉総合センター
指定療養介護事業所(こども棟)富山県リハビリテーション病院・こども支援センター	富山市下飯野 36 番地	438 - 2233	426 - 1588	社会福祉法人 富山県社会福祉総合センター

**生活介護** 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

事業所名称(★: 共生型サービス)	所在地	電話番号	FAX 番号	運営主体	主な対象者
高志ライフケアホーム	富山市下飯野 36 番地	438 - 6019	438 - 6069	社会福祉法人 富山県社会福祉総合センター	身体
障害者支援施設わかさの丘	富山市坂本 3110 番地	467 - 0679	468 - 3201	社会福祉法人セーナー苑	身体
高志ワークホーム	富山市下飯野 36 番地	438 - 4502	438 - 4503	社会福祉法人 富山県社会福祉総合センター	身体
生活介護施設ラッコハウス	富山市西公文名町 4 番 17 号	493 - 0250	493 - 4441	社会福祉法人ラッコハウス	身体・知的・精神
うさか寮	富山市西金屋 6682 番地	436 - 0270	436 - 0599	社会福祉法人めひの野園	知的
障害者支援施設のぞみの丘	富山市坂本 3110 番地	467 - 0679	468 - 3201	社会福祉法人セーナー苑	知的
障害者支援施設ほほえみの丘	富山市坂本 3110 番地	467 - 0679	468 - 3201	社会福祉法人セーナー苑	知的
障害者支援施設やまびこの丘	富山市坂本 3110 番地	467 - 0679	468 - 3201	社会福祉法人セーナー苑	知的
野積園	富山市八尾町上ヶ島 313 番地	455 - 3535	455 - 3536	社会福祉法人白皇山保護園	知的
障害者支援施設あざみ園	富山市山田宿坊 1 番地 8	457 - 2301	457 - 2303	社会福祉法人恵風会	知的
富山市生活介護事業所第 1 あすなろ	富山市蛸川 15 番地	428 - 1277	428 - 1288	社会福祉法人恵風会	知的
障害福祉サービス事業所萌黄	富山市坂本 3110 番地	467 - 0679	468 - 3201	社会福祉法人セーナー苑	知的
ひまわりの郷	富山市八尾町井田 508 番地 1	455 - 8020	455 - 8019	社会福祉法人白皇山保護園	知的
婦中生活介護事業所つつじ	富山市婦中町羽根 1068 番地 12	469 - 0001	469 - 0016	社会福祉法人恵風会	知的
障害者支援施設はるかぜの丘	富山市坂本 3110 番地	467 - 0679	468 - 3201	社会福祉法人セーナー苑	知的
生活介護事業所ウォーム・ワークやぶなみ	富山市西金屋 8363 番地 2	434 - 5895	434 - 5896	社会福祉法人めひの野園	知的
富山市生活介護事業所第 2 あすなろ	富山市蛸川 15 番地	428 - 1277	428 - 1288	社会福祉法人恵風会	知的
富山福祉生協ぼらハートのいえ	富山市金屋宇古屋敷 4198 番地 1	444 - 1294	444 - 1296	富山県高齢者・障害者福祉 生活協同組合	身体・知的
つくしの家	富山市八町 5274 番地 2	435 - 3279	435 - 3269	株式会社つくし工房	身体
小さな幸せの家	富山市城川原三丁目 6 番 14 号	438 - 6001	438 - 6201	社会福祉法人小さな幸せの家	身体・知的・精神
障害者支援施設こだまの丘	富山市坂本 3110 番地	467 - 0679	468 - 3201	社会福祉法人セーナー苑	知的
多機能事業所あゆみの郷	富山市稲代 1037 番地	467 - 4481	467 - 4482	社会福祉法人秀愛会	身体・知的
あかりハウス	富山市安養坊 679 番地 2	441 - 5005	441 - 5005	特定非営利活動法人 あかりハウス	身体・知的
秋桜の里	富山市八尾町水口 88 番地	455 - 3788	455 - 3788	社会福祉法人白皇山保護園	知的
とやま生活協デイサービスセンターまる〜な	富山市開発 223 番地	429 - 3256	429 - 3357	とやま生活協同組合	身体・知的
独立行政法人国立病院機構富山病院	富山市婦中町新町 3145 番地	469 - 2135	469 - 5616	独立行政法人国立病院機構 富山病院	身体・知的
多機能型事業所このみ	富山市婦中町羽根 1068 番地 12	469 - 6301	469 - 6302	社会福祉法人恵風会	知的
つばさの郷	富山市才覚寺 861 番地	461 - 5596	461 - 5597	社会福祉法人白皇山保護園	知的
つくしの家婦中	富山市婦中町広田 5650 番地	481 - 6888	481 - 6819	株式会社つくし工房	身体
多機能型施設ジョブステーションさくら 奥田事業所	富山市下奥井一丁目 12 番 5 号	471 - 6679	471 - 6799	株式会社タカギコーポレーション	身体・知的・精神
ぴーなっつ	富山市蛸川 1 番地 3	456 - 1534	456 - 1534	特定非営利活動法人ぴーなっつ	身体・知的
だいたい水橋	富山市水橋中村町 67 番地 1	464 - 6865	464 - 6895	一般社団法人大樹福祉会	身体・知的
指定生活介護事業所 富山県リハビリテーション 病院・こども支援センター	富山市下飯野 36 番地	438 - 2233	426 - 1588	社会福祉法人 富山県社会福祉総合センター	身体・知的
ほっと	富山市八幡 750 番地 3	482 - 3815	482 - 3855	特定非営利活動法人ほっと	身体・知的
コスモスの里大江干(★)	富山市大江干 34 番地 1	407 - 1566	407 - 1567	株式会社コスモスの里	身体・知的・精神

事業所名称 (★: 共生型サービス)	所在地	電話番号	FAX 番号	運営主体	主な対象者
とやま型デイサービス大きな手小さな手 (★)	富山市蓮町二丁目 9 番 8 号	471 - 5223	471 - 5223	特定非営利活動法人 大きな手小さな手	身体
デイサービスこのゆびとーまれ茶屋 (★)	富山市茶屋町 441 番地 3	427 - 0720	427 - 0723	特定非営利活動法人 デイサービスこのゆびとーまれ	身体・知的・精神
デイサービスこのゆびとーまれ向い (★)	富山市富岡町 365 番地	493 - 0030	493 - 0765	特定非営利活動法人 デイサービスこのゆびとーまれ	身体・知的・精神
このゆびとーまれ (★)	富山市富岡町 355 番地	493 - 0765	493 - 0765	特定非営利活動法人 デイサービスこのゆびとーまれ	身体・知的・精神
孫の手デイサービス (★)	富山市四ツ葉町 19 番 3 号	471 - 8006	471 - 8007	デイライト株式会社	身体・知的・精神
デイサービスしおんの家 (★)	富山市水橋辻ヶ堂 777 番地	479 - 0675	479 - 9174	特定非営利活動法人しおんの家	身体・知的・精神
デイサービスひより鶴坂 (★)	富山市婦中町鶴坂 139 番地	461 - 3497	428 - 8265	有限会社日和	身体・知的
ありがとうの家 (★)	富山市堀川小泉町一丁目 14 番 14 号	424 - 0898	424 - 0898	特定非営利活動法人 ありがとうの家	身体
月岡デイサービスセンターやまゆり (★)	富山市中布目 163 番地	429 - 8866	429 - 8872	むらい食品株式会社	身体・知的・精神
デイサービスきぼう (★)	富山市上大久保 1585 番地 1	461 - 5512	461 - 5523	医療法人社団中山会	身体・知的
ナーシングホーム希望のひかり (★)	富山市上大久保 1581 番地 1	461 - 5300	461 - 5332	医療法人社団中山会	身体・知的・精神
ふるさとのあかり八町 (★)	富山市八町 2037 番地 2	435 - 6522	435 - 3422	特定非営利活動法人 ふるさとのあかり	身体・知的・精神
ふるさとのあかり (★)	富山市四方荒屋 3223 番地	435 - 6511	435 - 6512	特定非営利活動法人 ふるさとのあかり	身体・知的・精神
デイサービスまめの木 (★)	富山市町袋 128 番地 1	451 - 5251	451 - 6886	有限会社まめの木	身体・知的・精神
デイサービスセンターそくさい家 (★)	富山市太田 145 番地 1	460 - 2216	460 - 2216	株式会社 T D S 絆	身体・知的・精神
デイサービスありがた家 (★)	富山市八尾町福島三丁目 79 番地	455 - 8339	455 - 8333	特定非営利活動法人ありがた家	身体・知的・精神
なごなるの家 (★)	富山市山室 293 番地 5	422 - 2341	422 - 5970	有限会社まいけ	身体・知的・精神
富山型デイサービスくわの里 (★)	富山市桑原 62 番地	483 - 8580	483 - 8581	株式会社桑の里	身体・知的・精神
さくらデイサービス黒崎 (★)	富山市黒崎 291 番地	481 - 6271	481 - 6246	株式会社 iFD	身体・知的・精神
デイサービスセンターふるりの風 (★)	富山市住吉町二丁目 6 番 19 号	407 - 0078	407 - 1178	株式会社ビレッジ・フィールド	身体・知的・精神
デイサービスセンターふるりの風 中田 (★)	富山市中田一丁目 11 番 16 号	481 - 7738	481 - 7737	株式会社ビレッジ・フィールド	身体・知的・精神
デイサービスセンターふるりの風 堀川 (★)	富山市堀川町 475 番地	491 - 6228	491 - 6238	株式会社ビレッジ・フィールド	身体・知的・精神
吉田内科クリニックデイサービスセンター 「あゆみ」 (★)	富山市吉作 364 番地 2	436 - 1338	436 - 1338	吉田内科クリニックホームヘルプ サービス有限会社	身体・知的・精神
とやま生協ゆとり〜な (★)	富山市中間島二丁目 27 番地 6	492 - 4114	492 - 4130	とやま生活協同組合	身体・知的・精神
富山地域福祉事業所デイサービスぼびー (★)	富山市寺町けや木台 71 番地	444 - 8285	444 - 8285	企業組合労協センター事業団	身体・知的・精神
多機能型施設ジョブステーションさくら 長江事業所	富山市長江本町 2 番 45 号	494 - 1007	494 - 1008	株式会社タカゴコーポレーション	身体・知的・精神
とやま生協デイサービスセンターまる〜な (★)	富山市開発 223 番地	429 - 3256	429 - 3357	とやま生活協同組合	身体・知的・精神
いきいき元氣クラブ (★)	富山市上大久保 1310 番地 1	467 - 0580	461 - 7830	医療法人社団中山会	身体・知的
デイサービス愛の家 (★)	富山市開発 181 番地	405 - 9278	405 - 9279	株式会社ケアサービス布目	身体・知的・精神
ワーカウト富山	富山市本郷町 51 番地 1	461 - 5833	461 - 5844	株式会社トマックスサポートセンタ ー	身体・知的・精神
フローレンスジョジョ	富山市藤木 1542 番地 1	461 - 6165	461 - 7265	株式会社 T H S & E K	身体・知的
わいあっと	富山市針原中町 435 番地	482 - 3283	482 - 3284	株式会社 M O N O L I T H	身体・知的・精神
デイサービスセンターゆいゆい (★)	富山市婦中町中名 903 番地 33	465 - 1218	465 - 1218	株式会社サポートアンドケア	身体・知的・精神

短期入所 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

事業所名称 (★: 共生型サービス)	所在地	電話番号	FAX 番号	運営主体	主な対象者
高志ライフケアホーム	富山市下飯野 36 番地	438 - 6019	438 - 6069	社会福祉法人 富山県社会福祉総合センター	身体
ショートステイわかきさの丘	富山市坂本 3110 番地	467 - 0679	468 - 3201	社会福祉法人セーナー苑	身体
うさか寮	富山市西金屋 6682 番地	436 - 0270	436 - 0599	社会福祉法人めひの野園	知的
ショートステイのぞみの丘	富山市坂本 3110 番地	467 - 0679	468 - 3201	社会福祉法人セーナー苑	知的
ショートステイほほえみの丘	富山市坂本 3110 番地	467 - 0679	468 - 3201	社会福祉法人セーナー苑	知的
ショートステイヤまびこの丘	富山市坂本 3110 番地	467 - 0679	468 - 3201	社会福祉法人セーナー苑	知的
野積園	富山市八尾町上ヶ島 313 番地	455 - 3535	455 - 3536	社会福祉法人白皇山保護園	知的・障害児
障害者支援施設あざみ園	富山市山田宿坊 1 番地 8	457 - 2301	457 - 2303	社会福祉法人恵風会	知的
ショートステイはるかぜの丘	富山市坂本 3110 番地	467 - 0679	468 - 3201	社会福祉法人セーナー苑	知的
しおんの家	富山市水橋辻ヶ堂 777 番地	479 - 9173	479 - 9174	特定非営利活動法人しおんの家	身体・知的・精神・障害児
特別養護老人ホーム喜寿苑	富山市婦中町塚原 122 番地	466 - 3773	466 - 3882	社会福祉法人誠心会	身体
指定短期入所事業所 富山県リハビリテーション 病院・こども支援センター	富山市下飯野 36 番地	438 - 5678	438 - 3295	社会福祉法人 富山県社会福祉総合センター	身体・障害児

事業所名称(★:共生型サービス)	所在地	電話番号	FAX 番号	運営主体	主な対象者
ショートステイこのゆびとーまれ茶屋	富山市茶屋町 441 番地 3	427 - 0720	427 - 0723	特定非営利活動法人 デイサービスこのゆびとーまれ	身体・知的・精神・障害児
ショートステイふるさとのあかり	富山市四方荒屋 3223 番地	435 - 6511	435 - 6512	特定非営利活動法人 ふるさとのあかり	身体・知的・精神・障害児
あゆみの郷	富山市稲代 1023 番地	467 - 4477	467 - 4478	社会福祉法人秀愛会	身体・障害児
ゆりの木の里 短期入所事業所	富山市五福 474 番地 2	433 - 4500	433 - 4527	社会福祉法人 富山県精神保健福祉協会	精神
ショートステイこだまの丘	富山市坂本 3110 番地	467 - 0679	468 - 3201	社会福祉法人セーナー苑	知的
小さな幸せの家短期入所センター	富山市城川原三丁目 6 番 14 号	438 - 6001	438 - 6201	社会福祉法人小さな幸せの家	身体・知的・精神・障害児
コスモスの里大江干	富山市大江干 34 番地 1	407 - 1566	407 - 1567	株式会社コスモスの里	身体・知的
独立行政法人国立病院機構富山病院	富山市婦中町新町 3145 番地	469 - 2135	469 - 5616	独立行政法人国立病院機構 富山病院	身体・知的・障害児
富山福祉生協ぼらハートのいえ	富山市金屋字古屋敷 4198 番地 1	444 - 1294	444 - 1296	富山県高齢者・障害者福祉 生活協同組合	身体・知的
ショートステイこのゆびとーまれ向い	富山市富岡町 365 番地	493 - 0030	493 - 0765	特定非営利活動法人 デイサービスこのゆびとーまれ	身体・知的・精神・障害児
ほっと	富山市八幡 750 番地 3	482 - 3815	482 - 3855	特定非営利活動法人ほっと	身体・知的・障害児
第 2 けやきホーム	富山市上赤江町一丁目 13 番 5 号	441 - 5580	441 - 5580	社会福祉法人けやき苑	知的
高志ワークホーム	富山市下飯野 36 番地	438 - 4502	438 - 4503	社会福祉法人 富山県社会福祉総合センター	身体
ナーシングホーム希望のひかり(★)	富山市上大久保 1581 番地 1	461 - 5300	461 - 5332	医療法人社団中山会	身体・知的・精神
指定療養介護事業所富山県リハビリテーション 病院・こども支援センター	富山市下飯野 36 番地	438 - 2233	437 - 5390	社会福祉法人 富山県社会福祉総合センター	身体・知的
グループホーム フラワー	富山市水橋柳寺 33 番地 1	460 - 3675	460 - 4239	株式会社 L E A T	身体・知的・精神
ショートステイ 虹の丘三郷	富山市水橋小路 286 番地 2	479 - 6055	479 - 9651	株式会社日本エコ・ケア・サービス	身体・知的・精神・障害児
さくらグループホーム長江	富山市長江本町 2 番 46 号	438 - 5523	482 - 3797	株式会社タカギコーポレーション	身体・知的・精神・障害児
短期入所富山天正寺	富山市天正寺 1360 番地	492 - 2531	492 - 2532	ソーシャルインクルー株式会社	身体・知的・精神

**就労移行支援** 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

事業所名称	所在地	電話番号	FAX 番号	運営主体	主な対象者
高志ワークセンター	富山市下飯野 36 番地	438 - 4502	438 - 4503	社会福祉法人 富山県社会福祉総合センター	身体・知的・精神
就労移行支援事業所作業センターふじなみ	富山市西金屋 6694 番地 4	436 - 7673	436 - 7679	社会福祉法人めひの野園	知的
やねのうえのガチョウ	富山市呉羽町 2164 番地 9	434 - 1017	434 - 1018	社会福祉法人めひの野園	知的
就労支援事業所あおぞら	富山市坂本 3110 番地	467 - 0679	468 - 3201	社会福祉法人セーナー苑	知的
ジョブスクールさくらだに	富山市安養坊 121 番地 12	433 - 2005	411 - 6008	特定非営利活動法人 TEAM appreciate	身体・知的・精神
SAKURA 富山センター	富山市桜橋通り 1 番 18 号 北日本桜橋ビル 1F	442 - 2550	442 - 2551	株式会社総合キャリアトラスト	身体・知的・精神
ヴィストキャリア富山駅前	富山市神通本町一丁目 6 番 9 号 MIPS ビル 1 階	433 - 4567	433 - 4569	ヴィスト株式会社	身体・知的・精神
ヴィストキャリア富山中央	富山市神通本町二丁目 2 番 16 号 アグロスタワー富山駅前 1 階	471 - 8773	471 - 8774	ヴィスト株式会社	身体・知的・精神
多機能型就労支援事業所 ワークハーバー MUROYA	富山市東岩瀬村 1 番地	426 - 1115	426 - 1116	社会福祉法人アルペン会	身体・知的
就労支援多機能型事業所わかば	富山市赤田 693 番地	481 - 6883	481 - 6884	株式会社ほたる	身体・知的・精神
U-MATE 富山センター	富山市清水町三丁目 2 番 8 号 グランドハイツ清水 1 階 C 号室	461 - 7544	461 - 7374	G & G アソシエイト株式会社	身体・知的・精神
ウェルビー富山センター	富山市新桜町 2 番 21 号 MKD.9 富山ビル 1 階	411 - 7835	411 - 7836	ウェルビー株式会社	身体・知的・精神
ディーキャリア富山オフィス	富山市安住町 7 番 18 号富山安住町 第一生命ビルディング 3F	471 - 0431	471 - 0432	株式会社リマイン	精神

**就労継続支援 A 型** 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

事業所名称	所在地	電話番号	FAX 番号	運営主体	主な対象者
FUNFARM のづみ野	富山市八尾町西川倉 23 番地 1	455 - 0597	455 - 0597	特定非営利活動法人愛和報恩会	身体・知的・精神
和々	富山市太郎丸本町三丁目 4 番地 5	421 - 3388	421 - 3389	株式会社 WAWA	身体・知的・精神
いずみ	富山市堀川町 588 番地 26	464 - 5789	464 - 5789	株式会社 PERSON' S	身体・知的・精神
話々	富山市東中野町三丁目 11 番 7 号	424 - 0087	424 - 0188	株式会社 WAWA	身体・知的・精神
多機能事業所ステップ	富山市稲代 1020 番地 3	467 - 4477	467 - 4478	社会福祉法人秀愛会	身体・知的・精神
就労継続支援 A 型事業所ほたる	富山市赤田 693 番地	493 - 8111	493 - 8118	株式会社ほたる	身体・知的・精神
オーシャン	富山市蓮町一丁目 1 番 51 号	482 - 4277	482 - 4977	合同会社 FELLOW SHIP	身体・知的・精神
つばさ	富山市長江新町二丁目 5 番 43 号	482 - 5785	482 - 5786	合同会社イーグル	身体・知的・精神
さんらいず	富山市堀川小泉 797 番地 1 北野ハイツ 1 階	482 - 6844	482 - 6845	合同会社 FELLOW SHIP	身体・知的・精神
日本社会福祉デザインセンター	富山市高田 527 番地 富山県総合情報センタービル	482 - 4460		日本社会福祉デザインセンター 株式会社	身体・知的・精神



事業所名称	所在地	電話番号	FAX 番号	運営主体	主な対象者
就労支援A型事業所オレンジワークス	富山市四ツ葉町 22 番 23 号	441 - 5560	441 - 5561	株式会社オレンジ	身体・知的・精神
就労支援事業所ハーベスト	富山市稲代 41 番地 4	461 - 4492	461 - 4494	社会福祉法人秀愛会	身体・知的・精神
就労継続支援A型事業所清流	富山市赤田 694 番地 2	461 - 3277	461 - 3278	株式会社ほたる	身体・知的・精神
多機能型事業所ミュール	富山市下飯野 8 番地 1	471 - 5741	471 - 5742	株式会社やらんまいけ富山	身体・知的・精神
ひまわりワーク	富山市清水元町 3 番 3 号	482 - 5826	482 - 5831	一般社団法人ほまれ	身体・知的・精神
就労継続支援カラーレ富山	富山市新庄本町三丁目 2 番 2 号	452 - 3899	452 - 4025	一般社団法人 eiki social work	身体・知的・精神
巧	富山市太田 213 番地	482 - 6785	482 - 6781	特定非営利活動法人ひまわり	身体・知的・精神
ファンティーニ	富山市下新本町 10 番 49 号	471 - 8210	471 - 8210	一般社団法人 F R E E D O M	知的・精神
self-Aハニービー環水公園前	富山市湊入船町 3 番 30 号 KNB 入船別館 2F	444 - 6677	444 - 6607	株式会社ハニービー	身体・知的・精神
就労継続支援A型アシスト	富山市石金二丁目 4 番 6 号 アートビル 3	482 - 6913	482 - 6913	株式会社アシスト富山	身体・知的・精神
ひまわりワーク清水元町店	富山市清水元町 3 番 3 号	411 - 9472	411 - 9473	一般社団法人ほまれ	身体・知的・精神
セリュー	富山市総曲輪四丁目 4 番 3 号	491 - 7123	491 - 7124	一般社団法人新草会	知的・精神
ファンティーニ下新本町店	富山市下新本町 10 番 49 号	471 - 6359	471 - 6359	一般社団法人 F R E E D O M	身体・知的・精神
こころ	富山市下大久保 3382 番地 3 モアレスト風テナント 3	468 - 3588	468 - 3579	株式会社こころ	身体・知的・精神
ほまれの家水橋店	富山市水橋伊勢屋 106 番地	471 - 6232	471 - 6235	クリエイティブジョブ株式会社	身体・知的・精神
サンズ	富山市掛尾町 476 番地 2	493 - 1395	493 - 1396	株式会社サンズ	身体・知的・精神
多機能型就労支援事業所 ワークハーバーMUROYA	富山市東岩瀬村 1 番地	426 - 1115	426 - 1116	社会福祉法人アルベン会	身体・知的
ヴィストジョブズ富山駅前	富山市神通本町二丁目 2 番 16 号 アグロスタワー富山駅前 1 階	411 - 7820	411 - 7803	ヴィスト株式会社	身体・知的・精神
ほまれの家経営店	富山市経堂三丁目 10 番 31 号	464 - 5154	464 - 5686	株式会社ワークスタイル	身体・知的・精神
ワークステーションさくら長江事業所	富山市長江本町 2 番 47 号	464 - 3757	464 - 3758	株式会社スロークカンパニー	身体・知的・精神
うちくるアシスト富山	富山市西野新 47 番地	461 - 7765	461 - 7762	株式会社うちくるアシスト	身体・知的・精神
かたかこの里	富山市二俣 368 番地 1	481 - 6878	481 - 6871	株式会社 Green	身体・知的・精神
多機能型事業所希望のきずな	富山市上大久保 1308 番地 2	461 - 8782	461 - 7830	医療法人社団中山会	身体・知的・精神
就労継続支援事業A型・B型 「久遠チョコレート富山」	富山市向新町五丁目 7 番 35 号	451 - 8013	451 - 2011	株式会社アボケアとやま	身体・知的・精神
G&Gパズルワークス富山	富山市堀川町 300 番地 セ・モンテビル 207 号	464 - 9688	464 - 9689	株式会社G&Gパズルワークス	身体・知的・精神
CloverWorks	富山市奥田新町 8 番 1 号 ポルファートとやま 104 号	471 - 7437	471 - 7438	株式会社 F L C	身体・知的・精神

就労継続支援B型 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

事業所名称	所在地	電話番号	FAX 番号	運営主体	主な対象者
高志ワークセンター	富山市下飯野 36 番地	438 - 4502	438 - 4503	社会福祉法人 富山県社会福祉総合センター	身体・知的・精神
ひまわりの郷	富山市八尾町井田 508 番地 1	455 - 8020	455 - 8019	社会福祉法人白皇山保護園	知的
就労継続支援B型事業所 ウォーム・ワークやぶなみ	富山市西金屋 8363 番地 2	434 - 5895	434 - 5896	社会福祉法人めひの野園	知的
就労継続支援B型事業所作業センターふじなみ	富山市西金屋 6694 番地 4	436 - 7673	436 - 7679	社会福祉法人めひの野園	知的
フレンドリーハウス	富山市高木西 118 番地	436 - 1632	436 - 1634	社会福祉法人フレンドリー会	精神
やねのうえのガチョウ	富山市呉羽町 2164 番地 9	434 - 1017	434 - 1018	社会福祉法人めひの野園	知的
F U N F A R M の つ み 野	富山市八尾町西川倉 23 番地 1	455 - 0597	455 - 0597	特定非営利活動法人愛和報恩会	身体・知的・精神
ゆりの木の里就労継続支援B型事業所	富山市五福 474 番地 2	433 - 4500	433 - 4527	社会福祉法人 富山県精神保健福祉協会	精神
ワークハウス連帯	富山市北代 5200 番地	434 - 4361	434 - 4321	医療法人社団和敬会	精神
J O B 下 赤 江	富山市下赤江町一丁目 13 番 3 号	411 - 6226	411 - 6226	社会福祉法人けやき苑	知的
J O B にながわ	富山市蛸川 15 番地 富山市通所作業センター内	428 - 0765	428 - 1773	社会福祉法人けやき苑	知的
J O B 相生	富山市相生町 4 番 2 号	422 - 8488	422 - 8488	社会福祉法人けやき苑	知的
おわらの里	富山市八尾町黒田 53 番地 3	454 - 2117	454 - 2117	社会福祉法人フォーレスト八尾会	身体・知的・精神
すずかぜ工房	富山市城村 147 番地 3	481 - 7323	481 - 7323	特定非営利活動法人すずかぜ工房	知的・精神
あすなろセンター	富山市野口南部 132 番地	427 - 1115	436 - 3515	医療法人社団白雲会	精神
ワン・ファーム・ランド	富山市横樋 8 番地	468 - 4002	468 - 4003	特定非営利活動法人 ワン・ファーム・ランド	知的・精神
あさがお	富山市八尾町大杉 3387 番地 2	454 - 2231	454 - 2231	特定非営利活動法人富山あさひ会	身体・知的・精神
れいんぼーめぐり	富山市水橋狐塚 30 番地 26	479 - 2191	479 - 2191	特定非営利活動法人 れいんぼーみさき	知的・精神
らいちょう熊野	富山市悪王寺 229 番地	461 - 4751	461 - 4752	特定非営利活動法人 ゆめさぼーとらいちょう	精神

事業所名称	所在地	電話番号	FAX 番号	運営主体	主な対象者
ひまわり	富山市太田 213 番地	482 - 6785	482 - 6781	特定非営利活動法人ひまわり	知的・精神
あかりハウス	富山市安養坊 582 番地 1	441 - 5005	441 - 5005	特定非営利活動法人あかりハウス	身体・知的
どんぐり工房	富山市山田宿坊 1 番地 8	457 - 2301	457 - 2303	社会福祉法人恵風会	知的
就労継続支援事業所工房 C o C o	富山市坂本 3110 番地	467 - 0679	468 - 3201	社会福祉法人セーナー苑	知的
ジョブステーションさくら下熊野事業所	富山市下熊野 204 番地 4	461 - 4471	461 - 4472	株式会社タカギコーポレーション	身体・知的・精神
はたらくわ	富山市富岡町 355 番地	493 - 0765	493 - 0765	特定非営利活動法人 デイサービスこのゆびとーまれ	身体・知的・精神
多機能型事業所このみ	富山市婦中町羽根 1068 番地 12	469 - 6301	469 - 6302	社会福祉法人恵風会	知的
らいちょう鯉川	富山市鯉川 15 番地	428 - 1735	428 - 1735	特定非営利活動法人 ゆめさぼーとらいちょう	精神
BROS	富山市新庄町四丁目 3 番 13 号	422 - 8898	422 - 8898	特定非営利活動法人まいど家	身体・知的・精神
多機能型施設ジョブステーション さくら 奥田事業所	富山市下奥井一丁目 12 番 5 号	471 - 6679	471 - 6799	株式会社タカギコーポレーション	身体・知的・精神
障害者就労継続支援 B 型事業所ころみ	富山市新屋 168 番地	451 - 9963	451 - 9963	特定非営利活動法人ころみの郷	知的・精神
就労支援事業所あおぞら	富山市坂本 3110 番地	467 - 0679	468 - 3201	社会福祉法人セーナー苑	知的
ジョブスクールさくらだに	富山市安養坊 121 番地 12	433 - 2005	411 - 6008	特定非営利活動法人 TEAM appreciate	身体・知的・精神
多機能事業所ステップ	富山市稲代 1020 番地 3	467 - 4477	467 - 4478	社会福祉法人秀愛会	身体・知的・精神
太田ひまわり	富山市太田 213 番地	482 - 6881	482 - 6985	特定非営利活動法人太田ひまわり	身体・知的・精神
きらら	富山市城川原三丁目 6 番 19 号	411 - 9666	411 - 6900	株式会社永田メディカル	身体・知的・精神
就労支援多機能型事業所わかば	富山市赤田 693 番地	481 - 6883	481 - 6884	株式会社ほたる	身体・知的・精神
ヴィストジョブ富山駅前	富山市神通本町二丁目 2 番 16 号 アグロスタワー富山駅前 1 階	411 - 7820	411 - 7803	ヴィスト株式会社	身体・知的・精神
一般社団法人サンピース支援センター	富山市大島二丁目 596 番地 31	456 - 4638	460 - 0838	一般社団法人 サンピース支援センター	知的
分々	富山市千石町二丁目 5 番 11 号	493 - 8899	493 - 8889	株式会社 WAWA	身体・知的・精神
ほまれの家富山東店	富山市下飯野 21 番地 1	471 - 8645	471 - 8646	クリエイティブ株式会社	身体・知的・精神
ラ・ポール	富山市太田口通り二丁目 2 番 16 号	080 - 6352 - 6498	471 - 8442	株式会社ナンデイ	知的・精神
多機能型施設ジョブステーションさくら 長江事業所	富山市長江本町 2 番 45 号	494 - 1007	494 - 1008	株式会社タカギコーポレーション	身体・知的・精神
ONEDAY サポートセンター	富山市岩瀬古志町 18 番地	407 - 5777	407 - 5778	特定非営利活動法人富山ダルクリカ パリークルーズ	精神
Self-A・ハニービー富山かんすいぱーく	富山市湊入船町 3 番 30 号 KNB 入船別館 2F	444 - 5560	444 - 5506	株式会社ハニービー	身体・知的・精神
多機能型事業所ミュール	富山市下飯野 8 番地 1	471 - 5741	471 - 5742	株式会社やらんまいけ富山	身体・知的・精神
多機能型きらり夢工房	富山市桑原 217 番地 14	483 - 8660	483 - 8661	特定非営利活動法人 知的障害者のくらしを考える会	身体・知的・精神
多機能型就労支援事業所 ワークハーバー MUROYA	富山市東岩瀬村 1 番地	426 - 1115	426 - 1116	社会福祉法人アルペン会	身体・知的・精神
セリュー	富山市総曲輪四丁目 4 番 3 号	491 - 7123	491 - 7124	一般社団法人新草会	身体・知的・精神
B 型いいね	富山市岩瀬幸町 505 番地	411 - 4105	411 - 6566	特定非営利活動法人いいね	身体・知的・精神
日本社会福祉デザインセンター B 型	富山市高田 527 番地富山県総合情報 センタービル	482 - 4460	482 - 3982	日本社会福祉デザインセンター株 式会社	身体・知的・精神
うちくるアシスト富山	富山市西野新 47 番地	461 - 7765	461 - 7762	株式会社うちくるアシスト	身体・知的・精神
多機能型事業所希望のきずな	富山市上大久保 1308 番地 2	461 - 8782	461 - 7830	医療法人社団中山会	身体・知的・精神
就労継続支援事業 A 型・B 型 「久遠チヨコレート富山」	富山市向新庄町五丁目 7 番 35 号	451 - 8013	451 - 2011	株式会社アポケアとやま	身体・知的・精神
わくや	富山市上大久保 2109 番地 2	482 - 5647	482 - 5647	一般社団法人みなみとやま福祉会	身体・知的・精神
セレスト	富山市開発 201 番地	464 - 4116	464 - 4117	株式会社丸本朝日園	精神
JOBふたくち	富山市二口町四丁目 10 番地 15	422 - 6030	422 - 6030	社会福祉法人けやき苑	知的
きずな	富山市太田字住吉割 213 番地 1	493 - 5366	493 - 5366	特定非営利活動法人きずな	身体・知的・精神
就労継続支援 コラール富山	富山市新庄本町三丁目 2 番 2 号	452 - 3899	452 - 4025	一般社団法人 e i k i s o c i a l w o r k	身体・知的・精神
すまいる・きやりあ	富山市黒崎 241 番地 4	090 - 9446 - 6373		C a r e e r O N E 株式会社	身体・知的・精神
Shiny	富山市諏訪川原一丁目 10 番 19 号 2 階	471 - 0799	471 - 0798	株式会社グリア	身体・知的・精神

就労定着支援 一般就労へ移行した人に、生活リズム、家計や体調管理等に関する課題解決に向けて、指導・助言を行います。

事業所名称	所在地	電話番号	FAX 番号	運営主体	主な対象者
ヴィストキャリア富山駅前	富山市神通本町一丁目 6 番 9 号 MIPS ビル 1 階	433 - 4567	433 - 4569	ヴィスト株式会社	身体・知的・精神
ヴィストキャリア富山中央	富山市神通本町二丁目 2 番 16 号 アグロスタワー富山駅前 1 階	471 - 8773	471 - 8774	ヴィスト株式会社	身体・知的・精神
定着支援事業所ほたる	富山市赤田 694 番地 2	493 - 8111	493 - 8118	株式会社ほたる	身体・知的・精神

事業所名称	所在地	電話番号	FAX 番号	運営主体	主な対象者
SAKURA 富山センター	富山市桜橋通り1番18号 北日本桜橋ビル1F	442-2550	442-2551	株式会社総合キャリアトラスト	身体・知的・精神
U-MATE 富山センター	富山市清水町三丁目2番8号 グランドハイツ清水1階C号室	461-7544	461-7374	G & Gアソシエイト株式会社	身体・知的・精神

**自立訓練（機能訓練）** リハビリテーションや、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を行います。  
**（生活訓練）** 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

事業所名称（★：共生型サービス）	所在地	電話番号	FAX 番号	運営主体	主な対象者
障害福祉サービス事業所萌黄	富山市坂本3110番地	467-0679	468-3201	社会福祉法人セーナー苑	知的（生活訓練のみ）
ONEDAY サポートセンター	富山市岩瀬古志町18番地	407-5777	407-5778	特定非営利活動法人 富山ダルクリカバリークルーズ	精神（生活訓練のみ）
コスモスの里大江干（★）	富山市大江干34番地1	407-1566	407-1567	株式会社コスモスの里	身体・知的・精神
孫の手デイサービス（★）	富山市四ツ葉町19番3号	471-8006	471-8007	デライト株式会社	身体・知的・精神
デイサービスしおんの家（★）	富山市水橋辻ヶ堂777番地	479-0675	479-9174	特定非営利活動法人しおんの家	身体・知的・精神
ありがとうの家（★）	富山市堀川小泉町一丁目14番14号	424-0898	424-0898	特定非営利活動法人 ありがとうの家	身体（生活訓練のみ）
ふるさとのあかり八町（★）	富山市八町2037番地2	435-6522	435-3422	特定非営利活動法人 ふるさとのあかり	身体・知的・精神
デイサービスまめの木（★）	富山市町袋128番地1	451-5251	451-6886	有限会社まめの木	身体・知的・精神 （生活訓練のみ）
デイサービスセンターそくさい家（★）	富山市太田145番地1	460-2216	460-2216	株式会社TDS絆	身体・知的・精神
ふるさとのあかり（★）	富山市四方荒屋3223番地	435-6511	435-6512	特定非営利活動法人 ふるさとのあかり	身体・知的・精神
デイサービスありがた家（★）	富山市八尾町福島三丁目79番地	455-8339	455-8333	特定非営利活動法人ありがた家	身体・知的・精神
なごなるの家（★）	富山市山室293番地5	422-2341	422-5970	有限会社まいけ	身体・知的・精神
富山型デイサービスくわの里（★）	富山市桑原62番地	483-8580	483-8581	株式会社桑の里	身体・知的・精神
高志生活訓練センター	富山市下飯野36番地	438-4502	438-4503	社会福祉法人富山県社会福祉総合 センター	身体・知的・精神
吉田内科クリニックデイサービスセンター 「あゆみ」（★）	富山市吉作364番地2	436-1338	436-1338	吉田内科クリニックホームヘルプ サービス有限会社	身体・知的・精神 （生活訓練のみ）
富山地域福祉事業所デイサービスぼびー（★）	富山市寺町けや木台71番地	444-8285	444-8285	企業組合労協センター事業団	身体・知的・精神
多機能型きらり夢工房	富山市桑原217番地14	483-8660	483-8661	特定非営利活動法人 知的障害者のくらしを考える会	身体・知的・精神 （生活訓練のみ）
らいふず	富山市太郎丸西町一丁目2番地3	461-4460	461-4560	株式会社鏡心	知的・精神（生活訓練のみ）
デイサービスひより鶏坂	富山市婦中町鶏坂139番地	461-3497	428-8265	有限会社日和	身体・知的（機能訓練のみ）
月岡デイサービスセンターやまゆり	富山市中布目163番地	429-8866	429-8872	むらい食品株式会社	身体・知的・精神（機能訓練 のみ）
とやま型デイサービス大きな手小さな手（★）	富山市蓮町二丁目9番8号	471-5223	471-5223	特定非営利活動法人 大きな手小さな手	身体

**施設入所支援** 施設入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

施設名称	所在地	電話番号	FAX 番号	運営主体	主な対象者
高志ライフケアホーム	富山市下飯野36番地	438-6019	438-6069	社会福祉法人 富山県社会福祉総合センター	身体
障害者支援施設わかさの丘	富山市坂本3110番地	467-0679	468-3201	社会福祉法人セーナー苑	身体
高志ワークホーム	富山市下飯野36番地	438-4502	438-4503	社会福祉法人 富山県社会福祉総合センター	身体
うさか寮	富山市西金屋6682番地	436-0270	436-0599	社会福祉法人めひの野園	知的
障害者支援施設のぞみの丘	富山市坂本3110番地	467-0679	468-3201	社会福祉法人セーナー苑	知的
障害者支援施設ほほえみの丘	富山市坂本3110番地	467-0679	468-3201	社会福祉法人セーナー苑	知的
障害者支援施設やまびこの丘	富山市坂本3110番地	467-0679	468-3201	社会福祉法人セーナー苑	知的
野積園	富山市八尾町上ヶ島313番地	455-3535	455-3536	社会福祉法人白皇山保護園	知的
障害者支援施設あざみ園	富山市山田宿坊1番地8	457-2301	457-2303	社会福祉法人恵風会	知的
障害者支援施設はるかぜの丘	富山市坂本3110番地	467-0679	468-3201	社会福祉法人セーナー苑	知的
障害者支援施設こだまの丘	富山市坂本3110番地	467-0679	468-3201	社会福祉法人セーナー苑	知的

**共同生活援助** 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

事業所名称	所在地	電話番号	FAX 番号	運営主体	主な対象者
グループホーム家路	富山市呉羽つつじが丘248番地3	436-3246	436-1041	医療法人社団和敬会	精神
フレンドリーホーム	富山市高木西118番地	436-1642	436-1634	社会福祉法人フレンドリー会	知的・精神
グループホーム「つくしん坊」	富山市水橋肘崎441番地3	478-1191	478-1159	医療法人社団ときわ会	精神
グループホーム「フレンズ」	富山市大町146番地	425-1780	425-1730	医療法人社団功連会	精神
グループホーム静和	富山市婦中町羽根新5番地	425-0631	425-0895	医療法人社団四方会	精神

事業所名称	所在地	電話番号	FAX 番号	運営主体	主な対象者
さくらホーム	富山市下新本町 3 番 5 号	432 - 0505	431 - 8728	医療法人社団桜仁会	精神
セーナー苑グループホームほのか	富山市坂本 3110 番地	467 - 0679	468 - 3201	社会福祉法人セーナー苑	知的
梨の木苑	富山市西金屋 6682 番地	436 - 0270	436 - 0599	社会福祉法人めひの野園	知的
こころの学校八尾	富山市八尾町西川倉 1410 番地 4	455 - 0597	455 - 0597	特定非営利活動法人愛和報恩会	知的・精神
こころの学校富山北	富山市久方町 6 番 12 号	455 - 0597	455 - 0597	特定非営利活動法人愛和報恩会	知的・精神
恵風会グループホーム	富山市婦中町羽根 1068 番地 12	457 - 2301	457 - 2303	社会福祉法人恵風会	知的
ふれんどリーハウス	富山市八尾町水口 1656 番地	455 - 3535	455 - 3536	社会福祉法人白皇山保護園	知的
グループホームゆりの木	富山市五福 474 番地 2	433 - 4500	433 - 4527	社会福祉法人 富山県精神保健福祉協会	精神
グループホーム花みずき式番館	富山市曙町 2 番 23 号	471 - 5002	432 - 2005	社会福祉法人海望福祉会	知的
第 1 けやきホーム	富山市四ツ葉町 7 番 8-205 号 ライトクローバー	482 - 4886	428 - 1773	社会福祉法人けやき苑	知的
小さな幸せの家ホーム	富山市城川原三丁目 6 番 14 号	438 - 6001	438 - 6201	社会福祉法人小さな幸せの家	身体・知的・精神
グループホームしおんの家・愛	富山市水橋辻ヶ堂 842 番地 1	479 - 9173	479 - 9174	特定非営利活動法人しおんの家	身体・知的・精神
グループホーム・ハートビート	富山市西長江三丁目 5 番 18 号	492 - 8983	492 - 8983	特定非営利活動法人ハートビート	身体・知的・精神
グループホーム「かがやき」	富山市水橋的場 220 番地	479 - 9655	479 - 9656	医療法人社団ときわ会	精神
和敬会生活訓練センター	富山市北代 5200 番地	434 - 8101	434 - 8150	医療法人社団和敬会	精神
グループホームあかり	富山市八町 2037 番地 2	435 - 6522	435 - 6522	特定非営利活動法人 ふるさとのあかり	知的・精神
ひかりテラス	富山市万願寺 355 番地 1	467 - 0969	467 - 3597	特定非営利活動法人 北陸青少年自立援助センター	知的・精神
第 2 けやきホーム	富山市上赤江町一丁目 13 番 5 号	441 - 5580	441 - 5580	社会福祉法人けやき苑	知的
グループホームわおん富山	富山市上袋 589 番地 プレジデ ントステイツ上袋 C 棟 302 号室	461 - 5131	461 - 5132	株式会社ステキバリエーション	知的・精神
グループホームいいね	富山市岩瀬土場町 462 番地 3	411 - 9217	411 - 6566	合同会社グループホームいいね	知的・精神
グループホームフラワー	富山市水橋柳寺 33 番地 1	460 - 3675	460 - 4239	株式会社 L E A T	身体・知的・精神
グループホーム虹の丘三郷	富山市水橋小路 286 番地 2	479 - 6055		株式会社日本エコ・ケア・サービス	身体・知的・精神
グループホームコリーグ MUROYA	富山市西宮 56 番地 2	451 - 1000	451 - 4411	社会福祉法人アルペン会	知的・精神
グループホーム f 5 の部屋	富山市奥田双葉町 15 番 32 号 奥田双葉町ハイツ I	482 - 3712	482 - 3712	合同会社 f 5	身体・知的・精神
オリーブハウス	富山市婦中町蔵島 150 番地	405 - 9277	405 - 9277	あんしんの F C 合同会社	身体・知的・精神
さくらグループホーム長江	富山市長江本町 2 番 46 号	464-5817	482 - 3797	株式会社タカギコーポレーション	身体・知的・精神
オリーブハウス水橋	富山市水橋島等 295 番地 184	478 - 1773	478 - 1773	あんしんの F C 合同会社	身体・知的・精神
ソーシャルインクルーホーム富山天正寺	富山市天正寺 1360 番地	492 - 2531	492 - 2532	ソーシャルインクルー株式会社	身体・知的・精神
g n u 富山上富居	富山市上富居三丁目 1 番 27 号	471 - 8421		誠愛株式会社	身体・知的・精神
g n u 富山水橋肘崎	富山市水橋肘崎 112 番地 8	456 - 8875		誠愛株式会社	身体・知的・精神
グループホームいいね土場町	富山市東岩瀬町 (岩瀬土場町) 392 番地 1	411 - 9217	471 - 5803	合同会社グループホームいいね	身体・知的・精神
ペット共生型グループホームシー・ズー	富山市向新庄町一丁目 395 番 6 号	471 - 0878	471 - 0878	株式会社ジューティ	知的・精神
テルエ家八尾東	富山市八尾町薄島 63 番地 2	090 - 2123 - 4471		照笑株式会社	身体・知的・精神
スカイハウス富山南新町	富山市南新町 3 番 2 号	050 - 3593 - 3730		日本ウェルフェア合同会社	知的・精神
グループホームゆいゆい	富山市婦中町中名 903 番地 33	465 - 1218	465 - 1219	株式会社サポートアンドケア	身体・知的・精神

保育所等訪問支援 保育所等に通う障害のある児童に対して、集団生活への適応のための支援を行います。

事業所名称	所在地	電話番号	FAX 番号	運営主体	主な対象者
富山市恵光学園	富山市石坂新 950 番地 1	431 - 5828	431 - 5833	社会福祉法人 富山市桜谷福祉会	障害児
指定保育所等訪問支援事業 富山県リハビリテ ーション病院・こども支援センター	富山市下飯野 36 番地	438 - 2233	426 - 1588	社会福祉法人 富山県社会福祉総合センター	障害児
ヴィストカレッジ富山駅北	富山市牛島本町二丁目 7 番 8 号	411 - 9232	411 - 9242	ヴィスト株式会社	障害児
あいうえおんみらい	富山市婦中町速星 997 番地	466 - 6127	466 - 1338	株式会社ジャッカル	障害児
あいうえおん	富山市婦中町速星 89 番地 1A・ウオ ッシュ婦中ベース A-5	466 - 1337	466 - 1338	株式会社ジャッカル	障害児
くじらぐも	富山市古志町三丁目 1 番地 1	460 - 0206	460 - 0823	合同会社ボラリス	障害児
コベルプラス富山教室	富山市二口町二丁目 14 番地 5 ホー リー・ワンビル 2 階	461 - 7126	461 - 7163	株式会社キュービックネットワー クスジャパン	障害児

児童発達支援  
放課後等デイサービス

未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。  
就学している障害児に、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

事業所名称(★:共生型サービス)	所在地	電話番号	FAX 番号	運営主体	主な対象者
富山市恵光学園	富山市石坂新 950 番地 1	431 - 5828	431 - 5833	社会福祉法人 富山市桜谷福祉会	障害児(児童発達支援のみ)
つくしの家	富山市八町 5274 番地 2	435 - 3279	435 - 3269	株式会社つくし工房	障害児(放課後等デイのみ)
ぼらハートのいえ みらい	富山市金屋字古屋敷 4215 番地 2	444 - 1294	444 - 1296	富山県高齢者・障害者福祉生活協同組合	障害児(放課後等デイのみ)
多機能事業所あゆみの郷	富山市稲代 1037 番地	467 - 4481	467 - 4482	社会福祉法人秀愛会	障害児(放課後等デイのみ)
ひまわり畑	富山市清水中町 1 番 14 号	424 - 3572	424 - 3573	一般社団法人ひまわりの花	障害児(放課後等デイのみ)
指定児童発達支援事業所 富山県リハビリテーション病院・こども支援センター	富山市下飯野 36 番地	438 - 2233	437 - 5390	社会福祉法人 富山県社会福祉総合センター	障害児(児童発達支援のみ)
独立行政法人国立病院機構富山病院	富山市婦中町新町 3145 番地	469 - 2135	469 - 5616	独立行政法人国立病院機構 富山病院	障害児
多機能型事業所このみ	富山市婦中町羽根 1068 番地 12	469 - 6301	469 - 6302	社会福祉法人恵風会	障害児(放課後等デイのみ)
キッズルームたまご	富山市金山新東 13 番地 2	435 - 2882	435 - 2442	株式会社ユニティ	障害児
つくしの家婦中	富山市婦中町広田 5650 番地	481 - 6888	481 - 6819	株式会社つくし工房	障害児(放課後等デイのみ)
キッズルームライチ	富山市呉羽町 7331 番地 5	456 - 9104	460 - 9050	株式会社ウッドフィール	障害児
トータルサポート ライトブレイン	富山市掛尾町 243 番地 6	461 - 7155	411 - 7775	有限会社アクセス	障害児
放課後等デイサービス事業所めばえ	富山市下堀 45 番地 5	482 - 6345	482 - 6355	株式会社ほたる	障害児(放課後等デイのみ)
7ポケット	富山市千石町二丁目 5 番 11 号	493 - 8882	493 - 8889	株式会社WAWA	障害児(放課後等デイのみ)
ガンバ村スペシャルキッズ	富山市新庄町二丁目 15 番 34 号	442 - 1534	442 - 1532	社会福祉法人アルペン会	障害児
ウェルカムハウスつくし	富山市中沖 380 番地	427 - 1060	427 - 1061	株式会社つくし工房	障害児(放課後等デイのみ)
だいたい水橋	富山市水橋中村町 67 番地 1	464 - 6865	464 - 6895	一般社団法人大樹福祉会	障害児(放課後等デイのみ)
さくらんぼ	富山市上赤江町二丁目 4 番 38 号	456 - 6536	456 - 7317	株式会社LEAT	障害児(放課後等デイのみ)
指定放課後等デイサービス事業所 富山県リハビリテーション病院・こども支援センター	富山市下飯野 36 番地	438 - 2233	426 - 1588	社会福祉法人 富山県社会福祉総合センター	障害児(放課後等デイのみ)
キッズルームびすけっと	富山市上赤江町二丁目 9 番 22 号	444 - 8282	444 - 8283	株式会社MONOLITH	障害児
ほっと	富山市八幡 750 番地 3	482 - 3815	482 - 3855	特定非営利活動法人ほっと	障害児
キッズルームひよこ	富山市金山新東 190 番地	435 - 1881	435 - 1331	株式会社ユニティ	障害児
トータルサポートライトブレイン堀川	富山市堀川町 377 番地	422 - 2270	422 - 2270	有限会社アクセス	障害児
愛の家ジュニア	富山市月岡東緑町二丁目 106 番地	461 - 4922	461 - 4923	株式会社ケアサービス布目	障害児(放課後等デイのみ)
こども発達支援室	富山市総曲輪四丁目 4 番 8 号	461 - 5470	461 - 5480	社会福祉法人富山市桜谷福祉会	障害児(児童発達支援のみ)
放課後等デイサービスあみ	富山市婦中町速星 204 番地	465 - 5007	465 - 5006	株式会社まみーず	障害児
キッズルームレモン	富山市婦中町西本郷 662 番地 1	461 - 3803	461 - 3806	株式会社ウッドフィール	障害児
ヴィスタカレッジ富山駅前	富山市神通本町二丁目 2 番 16 号 アグロスタワー富山駅前 1 階	471 - 8791	471 - 8792	ヴィスタ株式会社	障害児(放課後等デイのみ)
放課後等デイサービスほっぴ・すてっぴ	富山市清水元町 3 番 3 号	482 - 6518	482 - 6519	有限会社お達者くらぶ	障害児
放課後等デイサービスひかり	富山市石坂新 111 番地 30	431 - 7100	431 - 7101	社会福祉法人富山市桜谷福祉会	障害児(放課後等デイのみ)
トータルサポートライトブレインふたくち校	富山市二口町四丁目 1 番地 3	491 - 7077	411 - 7775	有限会社アクセス	障害児
ひこうき雲	富山市万願寺 355 番地 1	468 - 0018	468 - 0557	特定非営利活動法人 北陸青少年自立援助センター	障害児(放課後等デイのみ)
フローレンスジョジョ	富山市藤本 1542 番地 1	461 - 6165	461 - 7265	株式会社THS&EK	障害児
まちなかハウスぽっけ	富山市於保多町 8 番 10-5 号	456 - 9230	456 - 9230	一般社団法人ぽっけ	障害児(放課後等デイのみ)
とやま型デイサービス大きな手小さな手(★)	富山市蓮町二丁目 9 番 8 号	471 - 5223	471 - 5223	特定非営利活動法人 大きな手小さな手	障害児(放課後等デイのみ)
ありがとうの家(★)	富山市堀川小泉町一丁目 14 番 14 号	424 - 0898	424 - 0898	特定非営利活動法人 ありがとうの家	障害児
デイサービスこのゆびとーまれ茶屋(★)	富山市茶屋町 441 番地 3	427 - 0720	427 - 0723	特定非営利活動法人 デイサービスこのゆびとーまれ	障害児
なごなるの家(★)	富山市山室 293 番地 5	422 - 2341	422 - 5970	有限会社まいけ	障害児
このゆびとーまれ(★)	富山市富岡町 355 番地	493 - 0765	493 - 0765	特定非営利活動法人 デイサービスこのゆびとーまれ	障害児
デイサービスこのゆびとーまれ向い(★)	富山市富岡町 365 番地	493 - 0030	493 - 0765	特定非営利活動法人 デイサービスこのゆびとーまれ	障害児
富山型デイサービスくわの里(★)	富山市桑原 62 番地	483 - 8580	483 - 8581	株式会社桑の里	障害児
孫の手デイサービス(★)	富山市四ツ葉町 19 番 3 号	471 - 8006	471 - 8007	デライト株式会社	障害児
デイサービスまめの木(★)	富山市町袋 128 番地 1	451 - 5251	451 - 6886	有限会社まめの木	障害児
デイサービスありがた家(★)	富山市八尾町福島三丁目 79 番地	455 - 8339	455 - 8333	特定非営利活動法人ありがた家	障害児
ふるさとのあかり(★)	富山市四方荒屋 3223 番地	435 - 6511	435 - 6512	特定非営利活動法人 ふるさとのあかり	障害児
月岡デイサービスセンターやまゆり(★)	富山市中布目 163 番地	429 - 8866	429 - 8872	むらい食品株式会社	障害児

事業所名称 (★: 共生型サービス)	所在地	電話番号	FAX 番号	運営主体	主な対象者
デイサービスしおんの家 (★)	富山市水橋辻ヶ堂 777 番地	479 - 0675	479 - 9174	特定非営利活動法人しおんの家	障害児
デイサービスひより鶴坂 (★)	富山市婦中町鶴坂 139 番地	461 - 3497	428 - 8265	有限会社日和	障害児
ヴィストカレッジ富山県庁前	富山市丸の内一丁目 5 番 8 号 マンション塚捨 1 階	471 - 6822	471 - 6825	ヴィスト株式会社	障害児
ミックスベリー	富山市平岡 180 番地	471 - 6131	471 - 6132	株式会社ウッドフィール	障害児
アオハル	富山市下大久保 38 番地 1	464 - 5612	464 - 5617	株式会社BUZZBUZZ	障害児
キッズルームちょこれいと	富山市針原中町 435 番地	482 - 3373	482 - 3328	株式会社MONOLITH	障害児 (放課後等デイのみ)
ヴィストカレッジ富山環水公園前	富山市牛島本町二丁目 2 番 10 号	482 - 4755	482 - 4751	ヴィスト株式会社	障害児
富山地域福祉事業所デイサービスぼびー (★)	富山市寺町けや木台 71 番地	444 - 8285	444 - 8285	企業組合労協センター事業団	障害児
ゆいの木ココカラ	富山市太田口通り一丁目 6 番 3 号	422 - 0255	422 - 0260	株式会社SMILEPLUS	障害児
トータルサポートライトブレイン上飯野校	富山市上飯野字道ノ下 9 番地 1	482 - 3886	482 - 3631	株式会社UNIQUER	障害児
ヴィストカレッジ富山駅北	富山市牛島本町二丁目 7 番 8 号	411 - 9232	411 - 9242	ヴィスト株式会社	障害児 (放課後等デイのみ)
くじらぐも	富山市古志町三丁目 1 番地 1	460 - 0206	460 - 0823	合同会社ボラリス	障害児
サニー	富山市婦中町田島 1016 番地 5	466 - 6888	466 - 6887	株式会社サンズ	障害児 (放課後等デイのみ)
あいうえおん	富山市婦中町速星 89 番地 1 A・ウオッシュ婦中ベース A-5	466 - 1337	466 - 1338	株式会社ジャッカル	障害児
コベルプラス富山教室	富山市二口町二丁目 14 番地 5 ホーリー・ワンビル 2 階	461 - 7126	461 - 7163	株式会社キュービックネットワーク スジャパン	障害児 (児童発達支援のみ)
放課後等デイサービス t e t t e	富山市海岸通 176 番地 6	471 - 5936	471 - 5936	有限会社月光堂フォート	障害児 (放課後等デイのみ)
デイサービス愛の家 (★)	富山市開発 181 番地	405 - 9278	405 - 9279	株式会社ケアサービス布目	障害児 (放課後等デイのみ)
トータルサポートライトブレインアロマプラス	富山市掛尾町 243 番地 6	492 - 0931	492 - 0931	有限会社アクセス	障害児
あいうえおんみらい	富山市婦中町速星 997 番地	466 - 6127	466 - 1338	株式会社ジャッカル	障害児 (児童発達支援のみ)
S A C C A	富山市窪本町 5 番地 16	471 - 5895	471 - 5895	株式会社KOKIA	障害児
放課後等デイサービスほたる	富山市堀 6 番地 12	461 - 3277		株式会社ほたる	障害児 (放課後等デイのみ)
一般社団法人サンピース支援センター	富山市大島二丁目 608 番地	456 - 4638	460 - 0838	一般社団法人サンピース支援センター	障害児 (放課後等デイのみ)
お迎え・集団療育型ライトブレインキッズ藤ノ木校	富山市藤木 1857 番地 5	482 - 3886	482 - 3631	株式会社UNIQUER	障害児 (児童発達支援のみ)
ヴィストカレッジ富山中央	富山市牛島本町二丁目 7 番 8 号	471 - 6471	471 - 6472	ヴィスト株式会社	障害児 (放課後等デイのみ)
きみ色とやま	富山市鹿島町二丁目 5 番 1 号	471 - 7456	471 - 7455	特定非営利活動法人キッズアイ	障害児 (放課後等デイのみ)
スポーツコミュニケーションスクールカラフル 富山けやき通り校	富山市新根塚町一丁目 5 番 1 号	461 - 4555	461 - 4556	一般社団法人Be. カラフル	障害児 (放課後等デイのみ)
発達支援スクールOneUp	富山市上袋 605 番地それいゆビル 3-B	482 - 6697	482 - 6698	株式会社AOGY	障害児

一般 (地域移行・地域定着) 相談支援 総合的な相談、入所施設等からの地域移行の支援、居宅で生活している障害者の対応等の相談支援を行います。

事業所名称	所在地	電話番号	FAX 番号	運営主体	主な対象者
自立生活支援センター富山	富山市新川原町 5 番 9 号 レジデンス新川原 1 階	444 - 3753	407 - 5557	特定非営利活動法人 自立生活支援センター富山	身体・知的・精神・障害児
セーナー苑相談支援事業所We ネット	富山市坂本 3110 番地	468 - 8563	468 - 3201	社会福祉法人セーナー苑	身体・知的・精神
和敬会生活支援センター	富山市北代 5200 番地	434 - 8100	434 - 8150	医療法人社団和敬会	身体・知的・精神
あすなろセンター	富山市野口南部 132 番地	427 - 1115	436 - 3515	医療法人社団白雲会	身体・知的・精神
相談支援事業所アシスト	富山市福代 41 番地 4	461 - 3380	461 - 3323	社会福祉法人秀愛会	身体・知的・精神・障害児
高志福祉相談センター	富山市下飯野 36 番地	438 - 2226	437 - 5390	社会福祉法人 富山県社会福祉総合センター	身体・知的 (地域移行のみ)
障害者相談支援事業所しあわせ	富山市堀川町 8 番地	482 - 6685	482 - 6686	北陸介護ステーション株式会社	身体・知的・精神・障害児
ゆりの木の里相談支援事業所	富山市五福 474 番地 2	433 - 4500	433 - 4527	社会福祉法人 富山県精神保健福祉協会	精神
よろず相談所	富山市上大久保 1308 番地 2	080 - 3578 - 5300	461 - 7830	医療法人社団中山会	身体・知的・精神・障害児
相談支援センターみらい	富山市小杉 230 番地 7	461 - 5416	461 - 5469	株式会社みらい園	身体・知的・精神・障害児
ゆい社会福祉士共同事務所	富山市西公文町 9 番 9 号	080 - 8692 - 2884	460 - 4413	一般社団法人ゆい社会福祉士共同 事務所	身体・知的・精神・障害児
かたれず	富山市犬島新町一丁目 1 番 24 号	080 - 6362 - 4302		合同会社かたれず	身体・知的・精神・障害児
相談支援事業所Link	富山市向新庄 1254 番地 10	090 - 2371 - 4265	428 - 1630	一般社団法人with plus	身体・知的・精神・障害児
障害支援事業所ヴィオラ	富山市本郷西部 83 番地 1	481 - 7337	431 - 7337	株式会社インフィニティ	身体・知的・精神・障害児
相談支援センターみつわ	富山市粟島町二丁目 9 番 21 号	090 - 7747 - 3100	451 - 4393	NPO 法人みつわ	身体・知的・精神・障害児
ゆくる	富山市婦中町中名 903 番地 40	466 - 2285	465 - 1219	株式会社サポートアンドケア	身体・知的・精神・障害児

特定・障害児相談支援 総合的な相談、障害福祉サービスの利用に関するサービス等利用計画の作成などの相談支援を行います。

事業所名称	所在地	電話番号	FAX 番号	運営主体	主な対象者
自立生活支援センター富山	富山市新川原町 5 番 9 号 レジデンス新川原 1 階	444 - 3753	407 - 5557	特定非営利活動法人 自立生活支援センター富山	身体・知的・精神・障害児
セーナー苑相談支援事業所We ネット	富山市坂本 3110 番地	468 - 8563	468 - 3201	社会福祉法人セーナー苑	身体・知的・精神
富山市恵光学園	富山市石坂新 950 番地 1	431 - 5828	431 - 5833	社会福祉法人富山市桜谷福祉会	障害児
和敬会生活支援センター	富山市北代 5200 番地	434 - 8100	434 - 8150	医療法人社団和敬会	身体・知的・精神
ゆりの木の里相談支援事業所	富山市五福 474 番地 2	433 - 4500	433 - 4527	社会福祉法人 富山県精神保健福祉協会	精神
あすなるセンター	富山市野口南部 132 番地	427 - 1115	436 - 3515	医療法人社団白雲会	身体・知的・精神
相談支援事業所アシスト	富山市稲代 41 番地 4	461 - 3380	467 - 4478	社会福祉法人秀愛会	身体・知的・精神・障害児
恵風会相談支援事業所あざみ	富山市山田宿坊 1 番地 8	457 - 2301	457 - 2303	社会福祉法人恵風会	身体・知的・精神
常願寺地域生活相談支援センター	富山市水橋的場 220 番地	479 - 1080	479 - 9655	医療法人社団ときわ会	身体・知的・精神・障害児
高志福祉相談センター	富山市下飯野 36 番地	438 - 2226	437 - 5390	社会福祉法人 富山県社会福祉総合センター	身体・知的・精神・障害児
相談支援事業所けやき	富山市相生町 4 番 2 号	481 - 6016	481 - 6016	社会福祉法人けやき苑	知的
フレンドリー相談支援センター	富山市高木西 118 番地	456 - 5198	436 - 1634	社会福祉法人フレンドリー会	知的・精神
障害者相談支援事業所しあわせ	富山市堀川町 8 番地	482 - 6685	482 - 6686	北陸介護ステーション株式会社	身体・知的・精神・障害児
めひの自閉症地域生活支援センター	富山市西金屋 6696 番地 8	471 - 8880	471 - 8887	社会福祉法人めひの野園	身体・知的・精神・障害児
るーぶ・るーぶ	富山市太郎丸本町三丁目 4 番地 5	493 - 8884	421 - 3389	株式会社WAWA	身体・知的・精神・障害児
相談支援事業所このゆびとーまれ	富山市富岡町 355 番地	493 - 0765	493 - 0765	特定非営利活動法人 デイサービスこのゆびとーまれ	身体・知的・精神・障害児
相談支援事業所ありがた家	富山市八尾町福島三丁目 79 番地	455 - 8339	455 - 8333	特定非営利活動法人ありがた家	身体・知的・精神・障害児
こども発達支援室	富山市総曲輪四丁目 4 番 8 号	461 - 5470	461 - 5480	社会福祉法人富山市桜谷福祉会	障害児
相談支援事業所希望のとびら	富山市八尾町西川倉 495 番地	455 - 0597	455 - 0597	特定非営利活動法人愛和報恩会	身体・知的・精神
よるず相談所	富山市上大久保 1581 番地 1	461 - 5300	461 - 5523	医療法人社団中山会	身体・知的・精神・障害児
相談支援事業所アプリコット	富山市呉羽町 7331 番地 5	456 - 3384	460 - 9050	株式会社ウッドフィール	障害児
アルペン相談支援事業所MUROYA	富山市東岩瀬村 1 番地	426 - 1115	426 - 1116	社会福祉法人アルペン会	身体・知的
セブン相談支援事業所	富山市松若町 2 番 34 号	080 - 6356 - 7402		セブン・パートナーズ株式会社	身体・知的・精神
相談支援センターみらい	富山市小杉 230 番地 7	461 - 5416	461 - 5469	株式会社みらい園	身体・知的・精神・障害児
相談支援事業所虹の丘三郷	富山市水橋小路 286 番地 2	479 - 6055	479 - 9651	株式会社日本エコ・ケア・サービス	身体・知的・精神
ゆい社会福祉士共同事務所	富山市西公文名町 9 番 9 号	080 - 8692 - 2884	460 - 4413	一般社団法人ゆい社会福祉士共同 事務所	身体・知的・精神・障害児
かたれず	富山市犬島新町一丁目 1 番 24 号	080 - 6362 - 4302		合同会社かたれず	身体・知的・精神・障害児
相談支援センターヴィストとやま	富山市神通本町二丁目 2 番 16 号 アグロスタワー富山駅前 1 階	090 - 2838 - 0503	471 - 8774	ヴィスト株式会社	身体・知的・精神・障害児
かもめの相談室	富山市西四十物町 2 番 20 号	456 - 7710	456 - 1710	特定非営利活動法人 かもめのノート	身体・知的・障害児
相談支援事業所ライトブレイン	富山市掛尾町 243 番地 6	461 - 7155	411 - 7775	有限会社アクセス	障害児
相談支援事業所Link	富山市向新庄 1254 番地 10	090 - 2371 - 4265	428 - 1630	一般社団法人withplus	身体・知的・精神・障害児
障害支援事業所ヴィオラ	富山市本郷西部 83 番地 1	481 - 7337	431 - 7337	株式会社インフィニティ	身体・知的・精神・障害児
相談支援センターみつわ	富山市粟島町二丁目 9 番 21 号	090 - 7747 - 3100	451 - 4393	NPO法人みつわ	身体・知的・精神・障害児
ゆくる	富山市婦中町中名 903 番地 40	466 - 2285	465 - 1219	株式会社サポートアンドケア	身体・知的・精神・障害児

- ・このほか、富山市以外に所在する事業所からもサービスを利用することができます。
- ・事業所によっては利用可能な障害種別が限定されている場合があります。

## 地域生活支援事業 登録事業所一覧

(令和 5 年 7 月 1 日現在)

移動支援 障害者の外出の際に円滑な移動を支援します。

事業所名称	所在地	電話番号	FAX 番号	運営主体	主な対象者
はなさき苑ホームヘルプセンター	富山市花崎 80 番地	483 - 3111	483 - 3322	社会福祉法人大山会	身体
ホームヘルプサービスしおんの家	富山市水橋辻ヶ堂 801 番地 1	471 - 5072	478 - 0371	特定非営利活動法人しおんの家	身体・知的・精神・障害児
特定非営利活動法人文福	富山市呉羽町 7276 番地 3	460 - 0390	460 - 0390	特定非営利活動法人文福	身体・知的・障害児
ヘルパステーションコクエー	富山市中川原新町 274 番地 5	420 - 1050	420 - 1051	有限会社コクエー	身体・知的・精神・障害児
ハッピーとやま	富山市高島町一丁目 10 番 17 号	438 - 8484	438 - 8489	株式会社とやまヒューマンサービス	身体
ニチイケアセンター富山	富山市下奥井一丁目 19 番 16 号	431 - 1620	431 - 1625	株式会社ニチイ学館	身体・知的・精神・障害児

事業所名称	所在地	電話番号	FAX 番号	運営主体	主な対象者
ニチケアセンター堀川	富山市本郷新 36 番地	420 - 3440	420 - 3442	株式会社ニチイ学館	身体・知的・精神・障害児
ニチケアセンター婦中	富山市婦中町上田島 32 番地 2	466 - 0701	466 - 0704	株式会社ニチイ学館	身体・知的・精神・障害児
よろこび富山中央ケアセンター	富山市二口町一丁目 15 番地 13 シティパレス 326 1 階	494 - 8451	494 - 8452	社会福祉法人射水万葉会	身体・知的・精神・障害児
ヘルパーステーションわか	富山市上赤江町二丁目 8 番 44-1 号	442 - 2808	482 - 4851	株式会社システム結	身体・知的・精神・障害児
オークスヘルパーステーション	富山市中島四丁目 2 番 14 号	432 - 1198	432 - 1219	オークス株式会社	身体・知的・精神・障害児
アースサポート富山	富山市大町 22 番地 14	422 - 7400	422 - 7410	アースサポート株式会社	身体・知的・精神・障害児
さくら・介護ステーションとやま南	富山市黒崎 291 番地	481 - 6239	481 - 6246	株式会社 i f D	身体・知的・精神・障害児
訪問介護ステーションさくら苑	富山市鶴ヶ丘町 159 番地 12 テアトル 101 号	451 - 6553	451 - 6563	株式会社さくら苑	身体・知的・精神・障害児
ケア・ワールド移動支援事業所	富山市布瀬町南二丁目 9 番地 2	422 - 7003	422 - 7334	株式会社ケア・ワールド	身体・知的・精神・障害児
ぴーなっつ	富山市姥川 1 番地 3	456 - 1534	456 - 1534	特定非営利活動法人ぴーなっつ	身体・知的・障害児
NPO法人かもめのノート	富山市西四十物町 2 番 20 号	456 - 7710	456 - 1710	特定非営利活動法人かもめのノート	知的・障害児
コメちゃん介護サービス	富山市金山新東 510 番地	090 - 1396 - 1983	435 - 2178	T Y M S 株式会社	身体・知的・精神・障害児
訪問介護しあわせ	富山市堀川町 8 番地	482 - 6685	482 - 6686	北陸介護ステーション株式会社	身体・知的・精神・障害児
訪問介護ステーション希	富山市太田 2204 番地	461 - 6381	461 - 6385	株式会社 H i k a r i	身体・知的・精神・障害児
訪問介護事業所 自薦サポートセンター	富山市津羽見 171 番地	070 - 4496 - 9836	482 - 5311	株式会社 A L S R e l a t i o n	身体・障害児
ニチケアセンター呉羽	富山市呉羽町 7320 番地 14 アーバンつつじヶ丘 2-F	434 - 9322	434 - 1322	株式会社ニチイ学館	身体・知的・精神・障害児
ヘルパー旭あんき家	富山市常盤台 14 番 18 号	090 - 6018 - 3737	403 - 6711	合同会社あんき家	身体・知的・精神・障害児
ヘルパーステーションマーガレット	富山市西長江二丁目 3 番 47 号	493 - 8003	493 - 8003	有限会社こいずみ エイジングくらぶ	身体・知的・精神・障害児

日中一時支援 障害者の日中における活動の場を確保し、日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。

事業所名称	所在地	電話番号	FAX 番号	運営主体	主な対象者
ショートステイこのゆびとーまれ茶屋	富山市茶屋町 441 番地 3	427 - 0720	427 - 0723	特定非営利活動法人 デイサービスこのゆびとーまれ	身体・知的・精神・障害児
デイサービスしおんの家	富山市水橋辻ヶ堂 777 番地	479 - 0675	479 - 9174	特定非営利活動法人 しおんの家	身体・知的・精神・障害児
高志ライフケアホーム	富山市下飯野 36 番地	438 - 6019	438 - 6069	社会福祉法人 富山県社会福祉総合センター	身体
ショートステイふるさとのあかり	富山市四方荒屋 3223 番地	435 - 6511	435 - 6512	特定非営利活動法人 ふるさとのあかり	身体・知的・障害児
萌黄	富山市坂本 3110 番地	467 - 0679	468 - 3201	社会福祉法人セーナー苑	知的
はるかぜの丘	富山市坂本 3110 番地	467 - 0679	468 - 3201	社会福祉法人セーナー苑	知的
のぞみの丘	富山市坂本 3110 番地	467 - 0679	468 - 3201	社会福祉法人セーナー苑	知的
やまびこの丘	富山市坂本 3110 番地	467 - 0679	468 - 3201	社会福祉法人セーナー苑	知的
こだまの丘	富山市坂本 3110 番地	467 - 0679	468 - 3201	社会福祉法人セーナー苑	知的
ほほえみの丘	富山市坂本 3110 番地	467 - 0679	468 - 3201	社会福祉法人セーナー苑	知的
独立行政法人国立病院機構富山病院	富山市婦中町新町 3145 番地	469 - 2135	469 - 5616	独立行政法人国立病院機構 富山病院	身体・知的・障害児
ひまわりの郷	富山市八尾町井田 508 番地 1	455 - 8020	455 - 8019	社会福祉法人白皇山保護園	知的・障害児
ゆりの木の里	富山市五福 474 番地 2	433 - 4500	433 - 4527	社会福祉法人 富山県精神保健福祉協会	精神
あゆみの郷	富山市福代 1023 番地	467 - 4477	467 - 4478	社会福祉法人秀愛会	身体・知的・障害児
富山市生活介護事業所第 1 あすなろ	富山市姥川 15 番地	428 - 1277	428 - 1288	社会福祉法人恵風会	知的
富山市生活介護事業所第 2 あすなろ	富山市姥川 15 番地	428 - 1277	428 - 1288	社会福祉法人恵風会	知的
富山市恵光学園	富山市石坂新 950 番地 1	431 - 5828	431 - 5833	社会福祉法人富山市桜谷福祉会	障害児
小規模多機能ホームおらとこ東	富山市上滝 424 番地 2	483 - 8811	483 - 8813	特定非営利活動法人おらとこ	身体・知的・精神・障害児
小さな幸せの家	富山市城川原三丁目 6 番 14 号	438 - 6001	438 - 6201	社会福祉法人小さな幸せの家	身体・知的・障害児
デイケアハウスにぎやか	富山市綾田町一丁目 10 番 18 号	431 - 0466	431 - 0486	特定非営利活動法人にぎやか	身体・知的・精神・障害児
デイサービスありがた家	富山市八尾町福島三丁目 79 番地	455 - 8339	455 - 8333	特定非営利活動法人ありがた家	身体・知的・精神・障害児
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター	富山市下飯野 36 番地	438 - 2233	438 - 3295	社会福祉法人 富山県社会福祉総合センター	障害児
デイサービスしあわせ	富山市堀川町 8 番地	482 - 6685	482 - 6686	北陸介護ステーション株式会社	身体・知的・精神・障害児
このゆびとーまれ	富山市富岡町 355 番地	493 - 0765	493 - 0765	特定非営利活動法人 デイサービスこのゆびとーまれ	身体・知的・精神・障害児
富山地域福祉事業所デイサービスぼびー	富山市寺町けや木台 71 番地	444 - 8633	444 - 8590	企業組合労協センター事業団	身体・知的・障害児
デイサービス虹の丘三郷	富山市水橋小路 287 番地 1	478 - 1400	479 - 9651	株式会社日本エコ・ケア・サービス	身体・知的
とやま生協デイサービスセンターまるへな	富山市開発 223 番地	429 - 3256	429 - 3357	とやま生活協同組合	身体・知的



事業所名称	所在地	電話番号	FAX 番号	運営主体	主な対象者
デイサービスこのゆびとーまれ向い	富山市富岡町 365 番地	493 - 0030	493 - 0765	特定非営利活動法人 デイサービスこのゆびとーまれ	身体・知的・精神・障害児
デイサービスセンターもみじ	富山市上大久保 1917 番地	467 - 2419	467 - 2439	有限会社 デイサービスセンターもみじ	身体・障害児
なごなるの家	富山市山室 293 番地 5	422 - 2341	422 - 5970	有限会社まいけ	身体・知的・精神・障害児
ひまわり畑	富山市清水中町 1 番 14 号	424 - 3572	424 - 3573	特定非営利活動法人ひまわりの花	障害児
月岡デイサービスセンターやまゆり	富山市中布目 163 番地	429 - 8866	429 - 8872	むらい食品株式会社	身体・障害児
富山型デイサービスくわの里	富山市桑原 62 番地	483 - 8580	483 - 8581	株式会社桑の里	身体・知的・精神・障害児
ディサービス地球の子	富山市八尾町黒田 1244 番地	461 - 5557	461 - 5558	株式会社オフィス G	身体・知的・精神・障害児
トータルサポートライトブレイン	富山市掛尾町 243 番地 6	461 - 7155	461 - 7775	有限会社アクセス	障害児
びーなっつ	富山市姥川 1 番地 3	456 - 1534	456 - 1534	特定非営利活動法人びーなっつ	身体・知的
ありがとうホーム西田地方	富山市長柄町三丁目 6 番 6 号	423 - 1766	461 - 7149	株式会社ミタホーム	身体・知的・精神・障害児
デイサービスひより鶴坂	富山市婦中町鶴坂 139 番地	461 - 3497	428 - 8265	有限会社日和	身体・知的・障害児
ありがとうの家	富山市堀川小泉町一丁目 14 番 14 号	424 - 0898	424 - 0898	特定非営利活動法人 ありがとうの家	身体・障害児
かえるの楽笑	富山市蓮町二丁目 7 番 12 号	438 - 7023	438 - 7025	株式会社楽笑	身体・知的・精神・障害児
孫の手デイサービス	富山市四ツ葉町 14 番 24 号	471 - 8006	471 - 8007	デライト株式会社	身体・知的・精神・障害児
とやま型デイサービス大きな手小さな手	富山市蓮町二丁目 9 番 8 号	471 - 5223	471 - 5223	特定非営利活動法人 大きな手小さな手	身体・障害児
トータルサポートライトブレイン堀川	富山市堀川町 377 番地	422 - 2270	422 - 2270	有限会社アクセス	障害児
デイサービスきぼう	富山市上大久保 1585 番地 1	461 - 5512	461 - 5523	医療法人社団中山会	身体・知的・精神・障害児
ナーシングホーム希望のひかり	富山市上大久保 1581 番地 1	461 - 5300	461 - 5523	医療法人社団中山会	身体・知的・精神・障害児
愛の家ジュニア	富山市月岡東緑町二丁目 106 番地	461 - 4922	461 - 4923	株式会社ケアサービス布目	障害児
トータルサポートライトブレインふたくち枝	富山市二口町四丁目 1 番地 3	491 - 7077	411 - 7775	有限会社アクセス	障害児
ひこうき雲	富山市万願寺 355 番地 1	468 - 0018	468 - 0557	特定非営利活動法人 北陸青少年自立援助センター	身体・知的・精神・障害児
さくらんぼ	富山市下赤江町二丁目 4 番 38 号	456 - 6536	456 - 7317	株式会社 L E A T	障害児
デイサービス花みずき	富山市稲荷町四丁目 3 番 16 号	444 - 5353	444 - 5357	社会福祉法人海望福祉会	身体・知的
アオハル	富山市下大久保 38 番地 1	464 - 5612	464 - 5617	株式会社 B U Z Z B U Z Z	知的・精神・障害児
まちなかハウスぼっけ	富山市於保多町 8 番 10-5 号	456 - 9230	456 - 9230	一般社団法人ぼっけ	障害児
トータルサポートライトブレイン上飯野校	富山市上飯野字道ノ下 9 番地 1	482 - 3886	482 - 3631	株式会社 U N I Q U E R	障害児
いきいき元氣クラブ	富山市上大久保 1310 番地 1	467 - 0031	467 - 5570	医療法人社団 中山会	身体・知的・精神
ミックスベリー	富山市平岡 180 番地	471 - 6131	471 - 6132	株式会社ウッドフィール	障害児
はなまるデイサービスセンター	富山市永久町 15 番 52 号	438 - 8700	438 - 8009	有限会社尚栄	身体・知的・障害児
赤いふうせん富山型デイサービス	中新川郡立山町前沢新町 163 番地	462 - 0888	462 - 0777	有限会社アロマ	身体・知的・精神・障害児
トータルサポートライトブレインアロマプラス	富山市掛尾町 243 番地	461 - 7155	461 - 7775	有限会社アクセス	障害児
ヴィストカレッジ富山駅北	富山市牛島本町二丁目 7 番 8 号	411 - 9232	411 - 9242	ヴィスト株式会社	障害児
きみ色とやま	富山市鹿島町二丁目 5 番 1 号	471 - 7456	471 - 7455	特定非営利活動法人キッズアイ	障害児
ヴィストカレッジ富山中央	富山市牛島本町二丁目 7 番 8 号	471 - 6471	471 - 6472	ヴィスト株式会社	障害児
S A C C A	富山市窪本町 5 番地 16	471 - 5895		株式会社 K O K I A	障害児

**地域活動支援センター I 型** 気軽に利用できる日中活動の場を提供します。また社会的な交流の促進を図ったり、専門職員を配置して各種相談に対応します。

事業所名称	所在地	電話番号	FAX 番号	運営主体	主な対象者
ゆりの木の里	富山市五福 474 番地 2	433 - 4500	433 - 4527	社会福祉法人 富山県精神保健福祉協会	精神
あすなるセンター	富山市野口南部 132 番地	427 - 1115	436 - 3515	医療法人社団白雲会	精神
和敬会生活支援センター	富山市北代 5200 番地	434 - 8100	434 - 8150	医療法人社団和敬会	精神

**地域活動支援センター II 型** 日常生活上の支援を行いながら作業活動や創作活動のほか音楽活動や運動の機会を提供します。

事業所名称	所在地	電話番号	FAX 番号	運営主体	主な対象者
富山市身体障害者デイサービスセンター	富山市姥川 15 番地	428 - 0113	428 - 0114	社会福祉法人 富山市社会福祉事業団	身体

**地域活動支援センター III 型** 軽作業や社会的な交流などの日中活動の場を提供します。

事業所名称	所在地	電話番号	FAX 番号	運営主体	主な対象者
アミティ工房	富山市姥川 15 番地 富山市障害者福祉プラザ内	428 - 0380	428 - 9522	社会福祉法人 富山市社会福祉協議会	身体

事業所名称	所在地	電話番号	FAX 番号	運営主体	主な対象者
ガラス工芸共同作業所	富山市姥川 15 番地 富山市障害者福祉プラザ内	428 - 9511	428 - 9522	社会福祉法人 富山市社会福祉協議会	身体
富山生きる場センター	富山市今泉 312 番地	491 - 3385	482 - 2201	特定非営利活動法人 自立生活支援センター富山	身体
れいんぼーみさき	富山市針原中町 905 番地	451 - 5427	451 - 5457	特定非営利活動法人 れいんぼーみさき	精神
ワークハウス・フレンズ	富山市婦中町羽根新 5 番地	425 - 0631	425 - 0895	医療法人社団四方会	精神

#### 訪問入浴サービス

事業所名称	所在地	電話番号	FAX 番号	運営主体	主な対象者
北陸メディカルサービス株式会社介護事業部	富山市奥井町 4 番 36 号	443 - 3855	443 - 3856	北陸メディカルサービス株式会社	身体
北陸メディカルサービス株式会社八尾営業所	富山市八尾町福島字牧野 101 番地 1	455 - 1543	455 - 2598	北陸メディカルサービス株式会社	身体
アースサポート富山	富山市大町 22 番地 14	422 - 7400	422 - 7410	アースサポート株式会社	身体

### 基準該当障害福祉サービス等事業所（富山型デイサービス）一覧

生活介護、自立訓練 身近な場所にある介護保険法の指定通所介護（デイサービス）事業所等において、障害者の方がデイサービス等の障害福祉サービスを受けることができる事業所です。

事業所名称	所在地	電話番号	FAX 番号	運営主体	主な対象者
このゆびとーまれ	富山市富岡町 355 番地	493 - 0765	493 - 0765	特定非営利活動法人デイサービス このゆびとーまれ	身体・知的・精神
とやま生協デイサービスセンターまる〜な	富山市開発 223 番地	429 - 3256	429 - 3357	とやま生活協同組合	身体・知的・精神・障害児
デイケアハウスにぎやか	富山市綾田町一丁目 10 番 18 号	431 - 0466	431 - 0486	特定非営利活動法人にぎやか	身体・知的・精神・障害児
デイサービスセンター1・2の3	富山市中川原 399 番地 1	420 - 1203	420 - 1204	有限会社コリドー	身体・精神
デイサービスこのゆびとーまれ茶屋	富山市茶屋町 441 番地 3	427 - 0720	427 - 0723	特定非営利活動法人デイサービス このゆびとーまれ	身体・知的・精神
デイサービスこのゆびとーまれ向い	富山市富岡町 365 番地	493 - 0030	493 - 0765	特定非営利活動法人デイサービス このゆびとーまれ	身体・知的・精神
デイサービスセンターおらとこ	富山市上滝 88 番地 7	483 - 9550	483 - 9551	特定非営利活動法人おらとこ	身体・知的・精神・障害児
喜寿苑デイサービスセンター	富山市婦中町塚原 122 番地	466 - 3265	466 - 3882	社会福祉法人誠心会	身体
デイサービス花いちご	富山市上富居二丁目 9 番 38 号	452 - 2155	452 - 2188	医療法人財団北聖会	身体・精神
あっとほーむ婦中	富山市婦中町中名 1077 番地 7	466 - 0910	466 - 0911	医療法人社団明寿会	身体
サポートハウス神通さくら野	富山市八尾町西神通 882 番地 1	455 - 8011	455 - 8010	特定非営利活動法人 神通さくら野会	身体
特定非営利活動法人ありみね	富山市亀谷 350 番地 13	482 - 1227	482 - 1622	特定非営利活動法人ありみね	身体
富山型デイサービス赤とんぼ	富山市上野 902 番地	411 - 8666	411 - 8667	株式会社とやまの太陽	身体・知的・精神・障害児
小規模多機能ホームおらとこ東	富山市上滝 424 番地 2	483 - 8811	483 - 8813	特定非営利活動法人おらとこ	身体・知的・精神・障害児
デイサービス花みずき	富山市福荷町四丁目 3 番 16 号	444 - 5353	444 - 5357	社会福祉法人海望福祉会	身体・知的
ライフ・ハウスかりゆし	富山市婦中町中名 903 番地 33	465 - 1218	465 - 1219	有限会社ライフ・ハウスちむぐりさ	身体・知的・精神
デイサービス笑和	富山市婦中町千里 935 番地 3	469 - 5275	469 - 5276	一般社団法人デイサービス笑和	身体・知的・精神・障害児
デイサービスしあわせ	富山市堀川町 8 番地	482 - 6685	482 - 6686	北陸介護ステーション株式会社	身体・知的・精神・障害児
デイサービス地球の子	富山市八尾町黒田 1244 番地	461 - 5557	461 - 5558	株式会社オフィス G	身体・知的・精神・障害児
特定非営利活動法人えがおでねい	富山市吉作 1027 番地 1	434 - 6616	434 - 6617	特定非営利活動法人えがおでねい	身体・知的・障害児
デイサービスきぼう	富山市上大久保 1585 番地 1	461 - 5512	461 - 5523	医療法人社団中山会	障害児

#### 短期入所

事業所名称	所在地	電話番号	FAX 番号	運営主体	主な対象者
小規模多機能型居宅介護事業所あっとほーむ婦中	富山市婦中町中名 1077 番地 7	466 - 0910	466 - 0911	医療法人社団明寿会	身体
小規模多機能ホームおらとこ東	富山市上滝 424 番地 2	483 - 8811	483 - 8813	特定非営利活動法人おらとこ	身体・知的・精神・障害児

### 通所訓練（共同作業所）

（60 ページ参照）

事業所名称	所在地	電話番号	対象者	運営主体	作業内容
難病作業所ワークスペース・ライブ	富山市舟橋今町 5 番 20-402 号 雷鳥ハイツ	471 - 5090	身体	ワークスペース・ライブ運営委員会	パンフレット、チラシ、会報誌の作成等

## 《身体障害者障害程度等級表（身体障害者）

級 別		1 級	2 級	3 級
視 覚 障 害		視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの	1.視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2.視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3.周辺視野角度(1/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1.視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く) 2.視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3.周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害		両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)
	平衡機能障害			平衡機能の極めて著しい障害
音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害				音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失
肢 体 不 自 由	上 肢	1.両上肢の機能を全廃したもの 2.両上肢を手関節以上で欠くもの	1.両上肢の機能の著しい障害 2.両上肢のすべての指を欠くもの 3.一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4.一上肢の機能を全廃したもの	1.両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2.両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3.一上肢の機能の著しい障害 4.一上肢のすべての指を欠くもの 5.一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
	下 肢	1.両下肢の機能を全廃したもの 2.両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1.両下肢の機能の著しい障害 2.両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1.両下肢をショーパー関節以上で欠くもの 2.一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3.一下肢の機能を全廃したもの
	体 幹	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1.体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2.体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの
	移動機能	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
内部障害	心臓	それぞれの機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		それぞれの機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	じん臓			
	呼吸器			
	ぼうこう又は直腸			
	小腸			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫	それぞれの機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	それぞれの機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	それぞれの機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)	
肝臓				
備 考		1.同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。 2.肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は6級とする。 3.異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して、当該等級より上の級とすることができる。 4.「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については、第一指骨間関節以上を欠くものをいう。		

福祉法施行規則第五条別表第五号))

4 級	5 級	6 級	7 級
1.視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く) 2.周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3.両眼開放視認点数が70点以下のもの	1.視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2.両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3.両眼中心視野角度が56度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5.両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	
1.両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの) 2.両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		1.両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2.1側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの	
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	平衡機能の著しい障害		
1.両上肢のおや指を欠くもの 2.両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4.一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5.一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1.両上肢のおや指の機能の著しい障害 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3.一上肢のおや指を欠くもの 4.一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5.一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1.一上肢のおや指の機能の著しい障害 2.ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1.一上肢の機能の軽度の障害 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3.一上肢の手指の機能の軽度の障害 4.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5.一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6.一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの
1.両下肢のすべての指を欠くもの 2.両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3.一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4.一下肢の機能の著しい障害 5.一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	1.一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2.一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3.一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	1.一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2.一下肢の足関節の機能の著しい障害	1.両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2.一下肢の機能の軽度の障害 3.一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4.一下肢のすべての指を欠くもの 5.一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの
	体幹の機能の著しい障害		
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの
それぞれの機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの  それぞれの機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	第1指骨間関節 	ショパール関節線 リスフラン関節線 	
5.「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6.上肢又は下肢欠損の断端の長さは実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。 7.下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。			

## 精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準

精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定は、(1)精神疾患の存在確認、(2)精神疾患(機能障害)の状態の確認、(3)能力障害(活動制限)の状態の確認、(4)精神障害の程度の総合判定という順を追って行われます。障害の状態の判定にあたっての障害等級の判定基準は下表の通りです。

障害等級	障 害 の 状 態	
	精神疾患(機能障害)の状態	能力障害(活動制限)の状態
1級 (精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの</li> <li>2 気分(感情)障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの</li> <li>3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの</li> <li>4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの</li> <li>5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの</li> <li>6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの</li> <li>7 発達障害によるものにあつては、その主症状と、その他の精神神経症状が高度のもの</li> <li>8 その他の精神疾患によるものにあつては、前記の1～7に準ずるもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 調和のとれた適切な食事摂取ができない。</li> <li>2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持ができない。</li> <li>3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。</li> <li>4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。</li> <li>5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。</li> <li>6 身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。</li> <li>7 社会的手続をしたり、一般の公共施設を利用することができない。</li> <li>8 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない。 (前記1～8のうちいくつかに該当するもの)</li> </ol>
2級 (精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの</li> <li>2 気分(感情)障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。</li> <li>2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は援助なしにはできない。</li> <li>3 金銭管理や計画的で適切な買物は援助なしにはできない。</li> <li>4 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。</li> </ol>

障害等級	障 害 の 状 態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害（活動制限）の状態
2級 （精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの）	<p>3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの</p> <p>4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの</p> <p>5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの</p> <p>6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの</p> <p>7 発達障害によるものにあつては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの</p> <p>8 その他の精神疾患によるものにあつては、前記の1～7に準ずるもの</p>	<p>5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。</p> <p>6 身の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。</p> <p>7 社会的な手続や一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。</p> <p>8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。 (前記1～8のうちいくつかに該当するもの)</p>
3級 （精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの）	<p>1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの</p> <p>2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの</p> <p>3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの</p> <p>4 てんかんによるものにあつては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの</p> <p>5 中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの</p> <p>6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、いずれも軽度のもの</p> <p>7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの</p> <p>8 その他の精神神経疾患によるものにあつては、前記の1～7に準ずるもの</p>	<p>1 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。</p> <p>2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。</p> <p>3 金銭管理や計画的で適切な買物はおおむねできるがなお援助を必要とする。</p> <p>4 規則的な通院・服薬はおおむねできるがなお援助を必要とする。</p> <p>5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりはなお十分とはいえず不安定である。</p> <p>6 身の安全保持や危機的状況での対応はおおむね適切であるが、なお援助を必要とする。</p> <p>7 社会的な手続や一般の公共施設の利用はおおむねできるが、なお援助を必要とする。</p> <p>8 社会情勢や趣味・娯楽に関心はあり、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいえず援助を必要とする。 (前記1～8のうちいくつかに該当するもの)</p>

## 《療育手帳障害基準》

区分	障害の程度	表示	基準
18歳未満	重度	A	<p>次のいずれかに該当する程度の障害であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの。</p> <p>1 知能指数が概ね 35 以下で、食事、着脱衣、排便及び洗面等日常生活の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難であるもの。</p> <p>2 知能指数が概ね 35 以下で、頻繁なてんかん様発作又は失禁、異食、興奮、寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とするもの。</p> <p>3 盲（強度の弱視を含む。）若しくはろうあ（強度の難聴を含む。）又は肢体不自由（これらの障害の程度は身体障害者福祉法に基づく障害等級の 1 級から 3 級に該当する程度のものであること。）を有するものであって知能指数が概ね 50 以下のもの。</p>
	中・軽度	B	A 以外の程度のものであって、知能指数が概ね 75 以下であって社会適応性の乏しいもの。
18歳以上	重度	A	<p>次のいずれかに該当する程度の障害であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの。</p> <p>1 知能指数が概ね 35 以下で、日常生活における基本的な動作（食事、排泄、入浴、洗面、着脱衣等）が困難であって、個別的指導及び介助を必要とするもの。</p> <p>2 知能指数が概ね 35 以下で、失禁、異食、興奮、多寡動その他の問題行為を有し、常時注意と指導を必要とするもの。</p> <p>注 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害（身体障害者福祉法に基づく障害等級の 1 級から 3 級に該当する程度のものであること。）を有する者については、上記の 1、2 において知能指数が概ね「35 以下」を「50 以下」とする。</p>
	その他	B	A 以外の程度のものであって、知能指数が概ね 75 以下であって社会適応性の乏しいもの。

# 《障害者総合支援法対象疾病一覧》

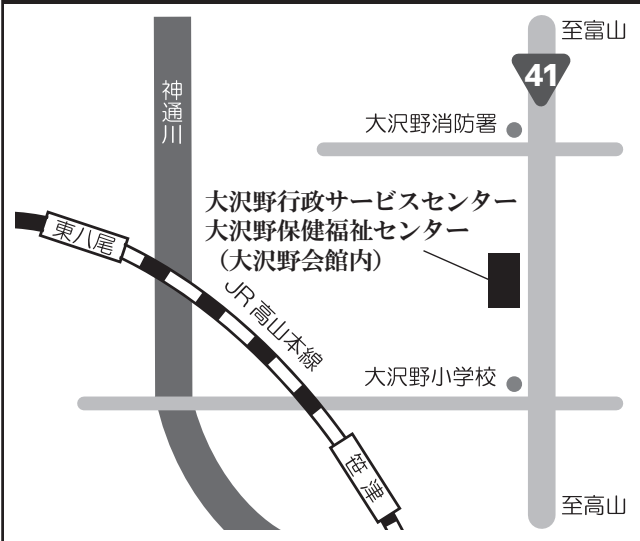
(令和3年11月1日～ 366疾病)

1	アイクルディ症候群	76	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	154	シュワルツ・ヤンベル症候群	228	遅発性内リンパ水腫	301	副腎白質ジストロフィー
2	アイザックス症候群			155	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	229	チャージ症候群	302	副腎皮質刺激ホルモン不応症
3	IgA腎症	77	筋萎縮性側索硬化症	156	神経細胞移動異常症	230	中隔神経形成異常症/ドモルシア症候群	303	プラウ症候群
4	IgG4関連疾患	78	筋型糖尿病	157	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	231	中毒性表皮壊死症	304	プラダー・ウィリ症候群
5	亜急性硬化性全脳炎	79	筋ジストロフィー	158	神経線維腫症	232	腸管神経節細胞減少症	305	プリオン病
6	アジソン病	80	クッシング病	159	神経フェリチン症	233	TSH分泌亢進症	306	プロピオン酸血症
7	アッシュャー症候群	81	クリオピリン関連周期熱症候群	160	神経有棘赤血球症	234	TNF受容体関連周期性症候群	307	PRR分泌亢進症(高プロラクチン血症)
8	アトピー性骨髄炎	82	クリッペル・レノブナー・ウェーバー症候群	161	進行性多巣性白質脳症	235	低ホスファターゼ症	308	閉塞性細気管支炎
9	アペール症候群			162	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	236	天疱瘡	309	β-ケトチオラゼ欠損症
10	アミロイドーシス	83	クルーゾフ症候群	163	進行性骨化性線維異形成症	237	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	310	パーチェット病
11	アラジール症候群	84	グルコーストランスporter-1欠損症	164	進行性多巣性白質脳症	238	特発性拡張型心筋症	311	バズレムミオパチー
12	アルポート症候群			165	進行性白質脳症	239	特発性間質性肺炎	312	ヘリリ起因性性血小板減少症
13	アレキサンダー病	85	グルタル酸血症1型	166	進行性ミオクロームステんかん	240	特発性基底核石灰化症	313	ヘモクロマトーシス
14	アンジェルマン症候群	86	グルタル酸血症2型	167	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	241	特発性性血小板減少性紫斑病	314	ペリブー症候群
15	アントレー・ピクスラー症候群	87	クローウ・深淵症候群	168	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	242	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	315	ペルーンド角膜辺縁変性症
16	イソ吉草酸血症	88	クローン病	169	スターン・ウェーバー症候群	243	特発性後天性全身性無汗症	316	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
17	一次性ネフローゼ症候群	89	クローンカイト・カナダ症候群	170	ステイヴンス・ジョンソン症候群	244	特発性大脳骨頭壊死症	317	片側巨脳症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	90	癲癇重症型(二相性)急性脳症	171	スミス・マジニス症候群	245	特発性多中心性キャッスルマン病	318	片側痲痺・片麻痺・てんかん症候群
19	1p36欠失症候群	91	結節性硬化症	172	スモン	246	特発性心脈圧亢進症	319	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
20	遺伝性自己炎症疾患	92	結節性多発動脈炎	173	脆弱X症候群	247	特発性両側性感音難聴	320	発作性夜間ヘモグロビン尿症
21	遺伝性ジストニア	93	血拴性血小板減少性紫斑病	174	脆弱X症候群関連疾患	248	突発性難聴	321	ホモシステチン尿症
22	遺伝性周期性四肢麻痺	94	限局性皮膚異形成	175	成人スチル病	249	ドラバ症候群	322	ホルフィン症候群
23	遺伝性膝炎	95	原発性局所多汗症	176	成長ホルモ分泌亢進症	250	中條・西村症候群	323	マリネスコ・シェーグレン症候群
24	遺伝性鉄芽球性貧血	96	原発性硬化性胆管炎	177	脊髄空洞症	251	那須・ハコラ病	324	マルファン症候群
25	ウィーバー症候群	97	原発性高脂血症	178	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	252	軟骨無形成症	325	慢性血拴塞性肺高血圧症
26	ウィリアムズ症候群	98	原発性側索硬化症	179	脊髄髄膜瘤	253	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	326	慢性再発性多発性骨髄炎/多巣性運動ニューロパチー
27	ウィルソン病	99	原発性胆汁性胆管炎	180	脊髄性筋萎縮症	254	22q11.2欠失症候群	327	慢性再発性多発性骨髄炎
28	ウエスト症候群	100	原発性免疫不全症候群	181	セピアテリリン還元酵素(SR)欠損症	255	乳幼児肝巨大血管腫	328	慢性膝炎
29	ウエルナー症候群	101	顕微鏡的大腸炎	182	前眼部形成異常	256	尿素サイクル異常症	329	慢性特発性偽性腸閉塞症
30	ウォルフラム症候群	102	顕微鏡的多発血管炎	183	全身性エリテマトーデス	257	スーナン症候群	330	ニールバテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連症候群
31	ウルリッヒ病	103	高IgD症候群	184	全身性強皮症	258	ネフロソ病	331	ミオクローム・脱力発作を伴うてんかん
32	HTLV-1関連脊髄症	104	好酸球性消化管疾患	185	先天性異常症候群	259	脳虚アチアチン欠乏症候群	332	ミオクローム・脱力発作を伴うてんかん
33	ATR-X症候群	105	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	186	先天性横隔膜ヘルニア	260	脳虚アチアチン欠乏症候群	333	無虹彩症
34	ADH分泌異常症	106	好酸球性副鼻腔炎	187	先天性核上性球麻痺	261	脳虚黄色腫症	334	無辨症候群
35	エーラス・ダンロス症候群	107	抗糸球体基底膜腎炎	188	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	262	脳虚ヘモジチン沈着症	335	無βリポタンパク血症
36	エプスタイン症候群	108	後縦靭帯骨化症	189	先天性魚鱗癬	263	膿毒性乾癬	336	メーブルシロップ尿症
37	エプスタイン病	109	甲状腺ホルモン不応症	190	先天性筋無力症候群	264	膿毒性線維症	337	メチルグルタコン酸尿症
38	エヌメル症候群	110	胸束型心筋症	191	先天性筋無力症候群	265	バーキンソン病	338	メチルマロン酸血症
39	遠位型ミオパチー	111	高チロシン血症1型	192	先天性筋無力症候群	266	バージャー病	339	メビウス症候群
40	円錐角膜	112	高チロシン血症2型	193	先天性三尖弁狭窄症	267	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	340	メンケス病
41	先天性黄白化症	113	高チロシン血症3型	194	先天性腎性尿崩症	268	肺動脈性肺高血圧症	341	網膜色素変性症
42	黄斑ジストロフィー	114	後天性赤芽球癆	195	先天性赤血球形成異常性貧血	269	肺動脈性肺高血圧症(自己免疫性又は先天性)	342	もやもや病
43	大田原症候群	115	広範骨柱管狭窄症	196	先天性僧帽弁狭窄症	270	肺動脈低換気症候群	343	モック・ウィルソン症候群
44	オクシピタル・ホーン症候群	116	膠様鞘状角膜ジストロフィー	197	先天性大脳白質形成不全症	271	ハッチンソン・ギルフォード症候群	344	薬剤性過敏症候群
45	オスラー病	117	抗リン脂質抗体症候群	198	先天性肺静脈狭窄症	272	バッド・キアリ症候群	345	ヤング・シンブロン症候群
46	カーニー複合	118	コケイン症候群	199	先天性風疹症候群	273	ハンチントン病	346	遊走性遺伝形式をとる遺伝性難聴
47	海馬硬化を伴う内側頭葉てんかん	119	コステロ症候群	200	先天性副腎低形成症	274	汎発性特発性骨増殖症	347	遊走性焦点発作を伴う児てんかん
48	潰瘍性大腸炎	120	骨形成不全症	201	先天性副腎皮質酵素欠損症	275	PCDH19関連症候群	348	4p欠失症候群
49	下垂体前葉機能低下症	121	骨髄異形成症候群	202	先天性ミオパチー	276	非ケトシス型高グリシン血症	349	ライソゾーム病
50	家族性地中海熱	122	骨髄線維症	203	先天性ミオパチー	277	肥厚性皮膚骨膜症	350	ラソムッセン脳炎
51	家族性βリポタンパク血症1(ホモ接合体)	123	ゴナドトロピン分泌亢進症	204	先天性ミオパチー	278	肥大型心筋症	351	ラスムッセン脳炎
52	家族性良性慢性天疱瘡	124	5p欠失症候群	205	先天性副腎皮質酵素欠損症	279	皮膚下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	352	ランドウ・クレファナー症候群
53	カナハン病	125	コフィン・シリス症候群	206	先天性ミオパチー	280	肥大型心筋症	353	リジン尿性蛋白不耐症
54	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	126	コフィン・ローリー症候群	207	先天性ミオパチー	281	左肺動脈右肺動脈起始症	354	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
55	歌舞伎症候群	127	混合性結合組織病	208	先天性ミオパチー	282	肥排泄腔外反症	355	両大血管右室起始症
56	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	128	聴耳腎症候群	209	トス症候群	283	肥排泄腔外反症	356	リンパ管腫症/ゴーム病
57	カルニチン回路異常症	129	再生不良性貧血	210	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	284	ピッカースタッフ脳幹脳炎	357	リンパ管腫症
58	加齢黄斑変性	130	サイトメガロウイルス角膜炎	211	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	285	非典型性溶血性尿毒症症候群	358	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
59	肝型糖尿病	131	再発性多発軟骨肉炎	212	大脳皮質基底核変性症	286	非特異性多発性小腸潰瘍症	359	ルビッシュタイン・テイビ症候群
60	間質性膀胱炎(ハンナ型)	132	左心低形成症候群	213	大理石骨病	287	皮膚筋炎/多発性筋炎	360	レーベル遺伝性視神経症
61	環状20番染色体症候群	133	サルコイドーシス	214	ダウン症候群	288	ヒルシュブルグ病(全結腸型又は小腸型)	361	レチンコレステロールアルシトランスフェラーゼ欠損症
62	関節リウマチ	134	自己免疫性肝炎	215	高安動脈炎	289	肥満低換気症候群	362	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
63	完全大血管転位症	135	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	216	多系統萎縮症	290	表皮水疱症	363	レット症候群
64	眼皮膚白皮症	136	自己免疫性溶血性貧血	217	タナトフォリック骨異形成症	291	VATER症候群	364	レット症候群
65	偽性副甲状腺機能低下症	137	急性壊死性脳症	218	多発性硬化症/視神経脊髄炎	292	ファイアー症候群	365	ロムズド・トムソン症候群
66	ギャロウェイ・モフト症候群	138	急性網膜壊死	219	多発性軟骨性外骨腫症	293	ファロー四徴症	366	肋骨異常を伴う先天性側弯症
67	急性壊死性脳症	139	急性網膜壊死	220	多発性軟骨性外骨腫症	294	ファンコニ貧血		
68	急性網膜壊死	140	急性網膜壊死	221	多発性軟骨性外骨腫症	295	ファンコニ貧血		
69	球脊髄性筋萎縮症	141	急性網膜壊死	222	多発性軟骨性外骨腫症	296	ファンコニ貧血		
70	急速進行性糸球体腎炎	142	急性網膜壊死	223	多発性軟骨性外骨腫症	297	ファンコニ貧血		
71	強直性脊椎炎	143	急性網膜壊死	224	多発性軟骨性外骨腫症	298	ファンコニ貧血		
72	巨細胞性動脈炎	144	急性網膜壊死	225	多発性軟骨性外骨腫症	299	ファンコニ貧血		
73	巨大静脈奇形(頸部顔面びまん性病変)	145	急性網膜壊死	226	多発性軟骨性外骨腫症	300	副甲状腺機能低下症		
74	巨大動脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	146	急性網膜壊死	227	多発性軟骨性外骨腫症				
75	巨大膀胱小結腸腸管蠕動不全症	147	急性網膜壊死	228	多発性軟骨性外骨腫症				

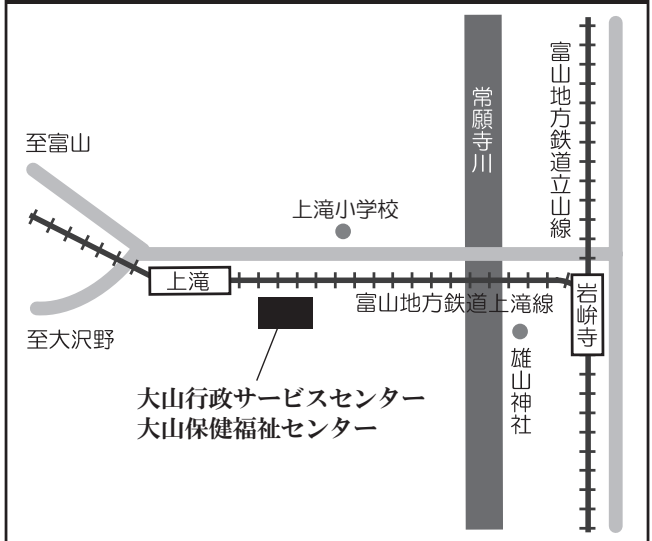


# 各行政サービスセンター配置図

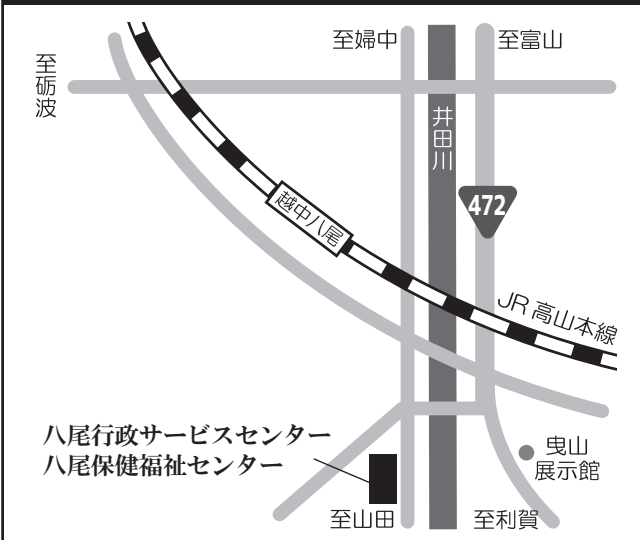
## 大沢野行政サービスセンター



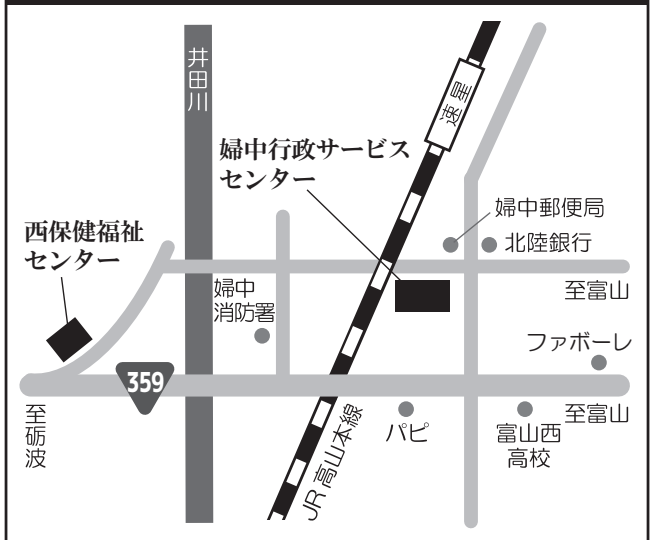
## 大山行政サービスセンター



## 八尾行政サービスセンター



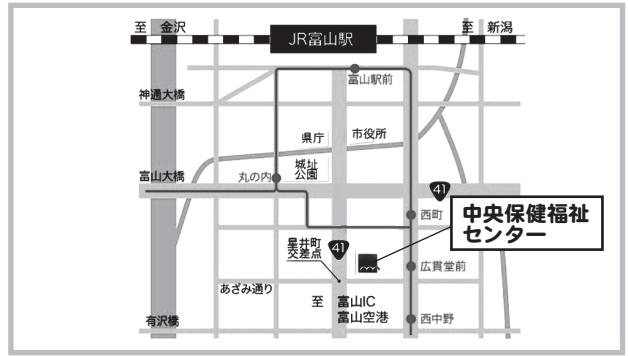
## 婦中行政サービスセンター



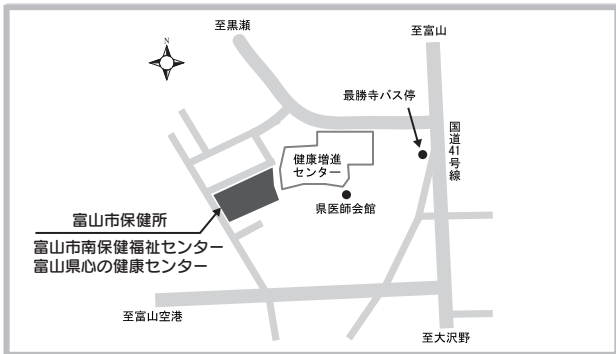
# 相談窓口等案内図



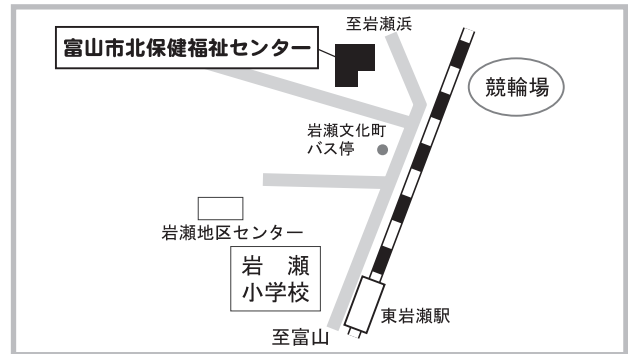
・富山市障害者福祉プラザ ☎428-0113



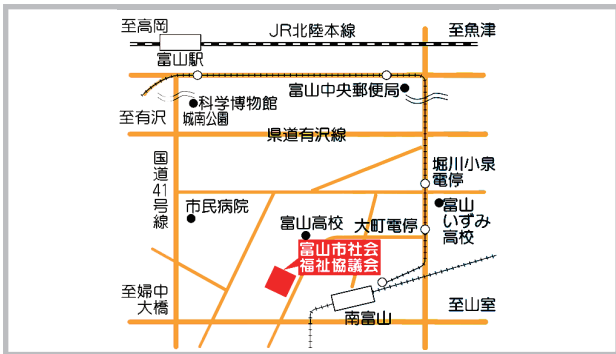
・富山市中央保健福祉センター ☎422-1172



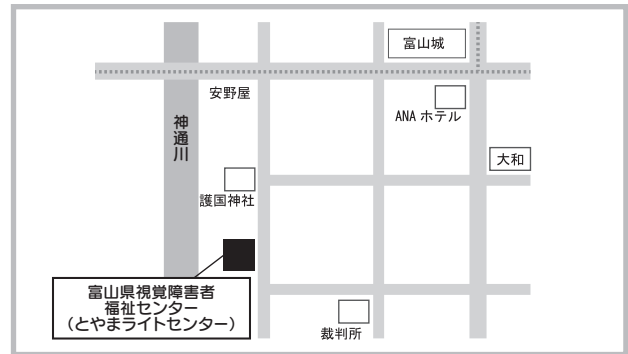
・富山市保健所 ☎428-1155(代)  
 ・富山市南保健福祉センター ☎428-1156  
 ・富山県心の健康センター ☎428-1511  
 ・富山県ひきこもり地域支援センター ☎428-0616  
 ・富山県依存症相談支援センター ☎461-3957



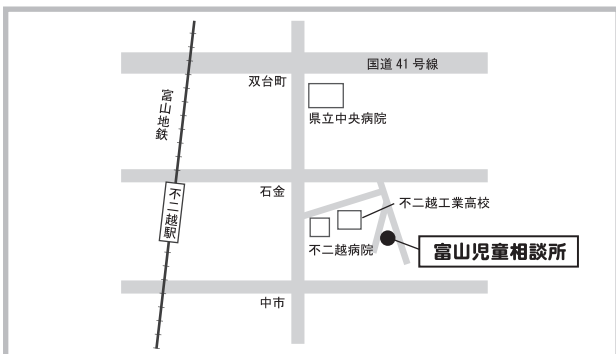
・富山市北保健福祉センター ☎426-0050



・富山市社会福祉協議会 ☎422-3400



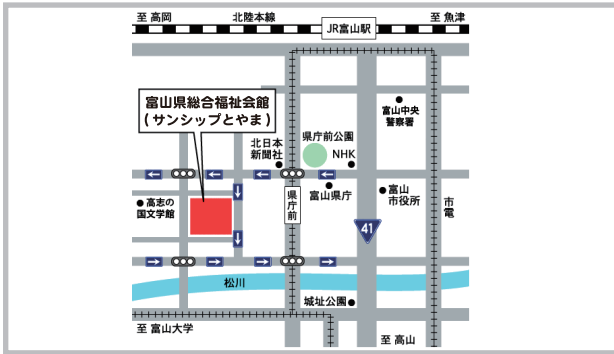
・富山県視覚障害者福祉センター(とやまライトセンター) ☎425-6761



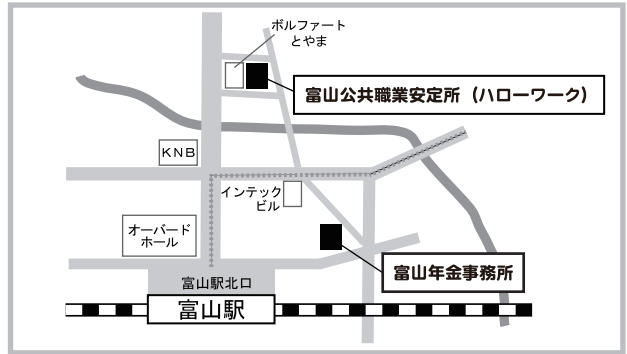
・富山児童相談所 ☎423-4000



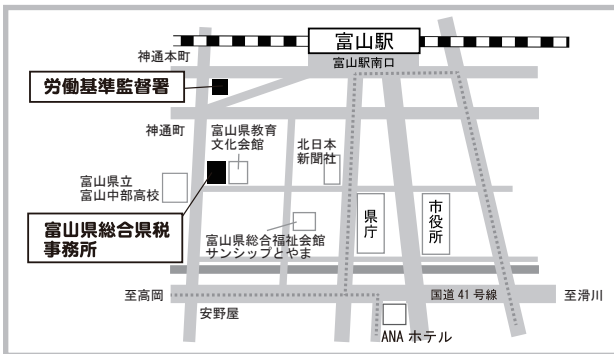
・富山県障害者相談センター ☎438-5560



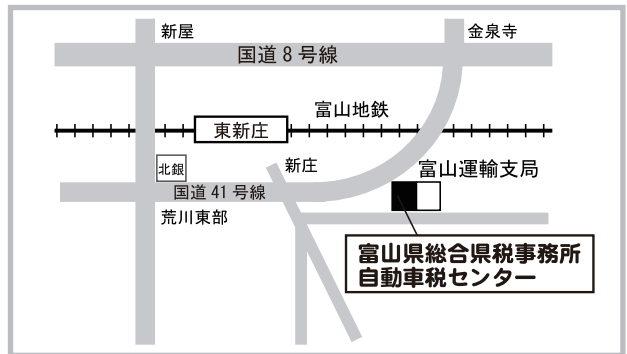
・富山県総合福祉会館 (サンシップとやま) ☎432-6141



・富山公共職業安定所 (ハローワーク) ☎431-8609  
 ・富山年金事務所 ☎441-3926



・富山労働基準監督署労災課 ☎432-9143  
 ・富山県総合県税事務所 ☎444-4506



・富山県総合県税事務所 自動車税センター ☎424-9211 (自動音声案内)

＜車いす用トイレ設置箇所＞

<p>【官公庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>富山県庁本部</li> <li>富山市役所庁舎</li> <li>富山市上下水道局</li> <li>富山市保健所</li> <li>富山県警察本部</li> <li>富山合同庁舎</li> <li>富山総合庁舎</li> <li>富山税務署</li> <li>富山年金事務所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>富山公共職業安定所</li> <li>富山児童相談所</li> <li>富山県障害者相談センター</li> <li>富山県心の健康センター</li> <li>サンシップとやま</li> <li>富山県視覚障害者福祉センター</li> <li>富山市まちなか総合ケアセンター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>富山市障害者福祉プラザ</li> <li>富山市総合社会福祉センター</li> <li>富山障害者職業センター</li> <li>富山県運転教育センター</li> <li>富山県立図書館</li> <li>富山市立図書館</li> <li>中央児童館</li> <li>富山市営農サポートセンター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>富山中央郵便局</li> <li>富山県民会館</li> <li>富山県民共生センター</li> <li>富山産業展示館 (テクノホール)</li> <li>富山国際会議場 (大手町フォーラム)</li> <li>富山市民プラザ</li> <li>ボルファートとやま</li> <li>とやま自遊館</li> </ul>
<p>【病院】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>富山大学附属病院</li> <li>富山県立中央病院</li> <li>富山市立富山市民病院</li> <li>富山県リハビリテーション病院・こども支援センター</li> <li>富山県済生会富山病院</li> <li>富山赤十字病院</li> </ul>	<p>【ショッピング】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大和富山店</li> <li>アーバンプレイス</li> <li>マリエ</li> <li>CiC</li> <li>MAROOT</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アピア富山店</li> <li>アピタ富山店</li> <li>アピタ富山東店</li> <li>グリーンモール山室</li> <li>ファボーレ</li> </ul>	<p>【駅・空港】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>JR 富山駅</li> <li>電鉄富山駅</li> <li>富山空港</li> <li>流杉P.A.</li> </ul>
<p>【文化・スポーツ施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>富山県美術館</li> <li>富山県水墨美術館</li> <li>富山市科学博物館</li> <li>富山市北代縄文館</li> <li>富山市民俗民芸村</li> <li>とやま古洞の森自然活用村</li> <li>富山ガラス工房</li> <li>富山市芸術文化ホール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>富山市ガラス美術館</li> <li>富山県中央植物園</li> <li>富山市民芸術創造センター</li> <li>富山港展望台</li> <li>富山県国際健康プラザ</li> <li>富山県総合体育センター</li> <li>富山県陸上競技場</li> <li>屋内グラウンド</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>富山市勤労身体障害者体育センター</li> <li>富山市総合体育館</li> <li>富山市体育文化センター</li> <li>富山市民プール</li> <li>東富山温水プール</li> <li>富山市民球場 (アルペンスタジアム)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>岩瀬カナル会館</li> <li>岩瀬スポーツ公園</li> <li>富山市2000年体育館</li> <li>富山競輪場</li> <li>常願寺川公園</li> <li>稲荷公園</li> <li>太郎丸公園</li> <li>富山県空港スポーツ緑地</li> </ul>



このシンボルマークは、二人の人間が手を取りあい互いに支えあって、上に向かって進展していく姿を表し、“希望”“連帯”“平等”“支援”の象徴で、1981年国際障害者年のシンボルマークです。

発行	<p>〒930-8510 富山市新桜町7番38号</p> <p>富山市福祉保健部障害福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・代表電話 (076)431-6111</li><li>・直通電話 443-2056・443-2102・443-2207・443-2254 FAX 443-2143</li><li>・E-mail : shogaifukusi-01@city.toyama.lg.jp</li></ul>
印刷製本	<p>〒939-8075 富山市今泉312番地</p> <p>特定非営利活動法人 自立生活支援センター富山 地域活動支援センターⅢ型 富山生きる場センター</p>